

『源平盛衰記』全釈 (六一巻二—2)

早川厚一
曾我良成
橋本正俊
志立正知

日向太郎通良懸レ類

平治元年ノ比、¹肥前国住人²日向太郎通良、野心ヲ挟ミテ朝威ヲ³傾ケントスル聞⁴アリシカバ、可⁵追討⁶之由、清盛朝臣ニ被⁷仰⁸下⁹。勅命ヲ蒙¹⁰テ、筑後ノ守家貞ヲ召¹¹シテ申¹²シテ、¹³含¹⁴ム。家貞西¹⁵府ニ下¹⁶向¹⁷シテ、通良ガ城ニ押¹⁸寄¹⁹セテ、度々²⁰ノ合戦ニ及²¹ブ。城モ、究竟²²ノ城也、主モ、勇者也ケレバ、輒²³ク落²⁴チザリケレ共、月ヲ²⁵隔²⁶テ日ヲ重²⁷ネテハ、官兵ハ雲ノ如クニ集²⁸マリケレバ、²⁹賊徒³⁰ハ霧ノ如クニ散³¹ケリ。永曆元年四月ニ、通良以下ノ党類³²三百二十五人討³³取³⁴ル之由、家貞ガ許³⁵ヨリ交名ヲ注³⁶シテ申³⁷シ上³⁸タレバ、清盛朝臣事ノ由ヲ奏聞³⁹ス。同⁴⁰キ五月十五日、鳥羽殿ニ御幸⁴¹有⁴²リ。通良并⁴³子息通秀・親良以下ノ首⁴⁴七、御⁴⁵棧敷⁴⁶ノ前ヲ⁴⁷渡⁴⁸サシテ被⁴⁹御覽⁵⁰。清盛朝臣⁵¹御前ニ⁵²候⁵³セリ。御隨身ヲ以⁵⁴テ名字ヲ御尋⁵⁵ナリ。家貞馬上ニテ⁵⁶名謁⁵⁷ス。事ノ躰優々敷⁵⁸ゾ見⁵⁹ヘケル。家貞甲⁶⁰ヲ著⁶¹シテ、⁶²郎等⁶³二百余騎ヲ相⁶⁴見⁶⁵シテ、⁶⁶渡⁶⁷ル。容貞美麗ニシテ進退見⁶⁸ツベカリケレバ、⁶⁹今日⁷⁰ノ見物⁷¹只家貞ニ⁷²有⁷³リ」トゾ上下称⁷⁴シアヘリケル。七条川原ニテ檢非違使⁷⁵、通良等ガ首ヲ⁷⁶請⁷⁷取⁷⁸テ、大路ヲ渡⁷⁹シテ獄門ノ木ニ懸⁸⁰ケケリ。六月三日、先⁸¹小除目ヲコナハル。平頼盛朝臣、從四位上ニ叙⁸²ス。舍見⁸³清盛朝臣、鎮西⁸⁴ノ住人通良ヲ追討⁸⁵ノ賞⁸⁶トゾ聞⁸⁷ヒシ。同⁸⁸廿日太宰⁸⁹大式清盛朝臣⁹⁰正三位ニ叙⁹¹ス。勲功⁹²ノ賞⁹³ニ依⁹⁴テ、忽⁹⁵ニ越階⁹⁶ス。

【校異】 1 〈近〉「ひせんのくにのぢうにん」、〈蓬〉「肥前国住人」、〈静〉「肥前国住人」。 2 〈近〉「ひうがの太郎」、〈蓬〉「日向太郎」、〈静〉「日向太郎」。 3 〈近〉「かたむけんとする」、〈蓬・静〉「かたむけんとする」。 4 〈近〉「ついたうすべきよし」、〈蓬・静〉「追討すへきのよし」。 5 〈近〉「きよもりあそんに」、〈蓬〉「清盛朝臣に」、〈静〉「清盛朝臣に」。 6 〈近〉「げかうして」として、「う」の右上に「く」と傍記。 7 〈近〉「かせんに」、〈蓬〉「かつせんに」、〈静〉「合戦に」。 8 〈近〉「くつきやうの」、〈蓬〉「究竟の」、〈静〉「究竟の」。 9 〈近〉「ようしやなければ」、〈蓬〉「い

さめる者なりければ、〈静〉「いさめるものなりければ」。10 〈近〉「へて、〈蓬〉「隔て、〈静〉「隔て」。11 〈近〉「くわんぐんは、〈蓬〉「官兵」、〈静〉「官兵は」。12 〈蓬〉「賊徒とは」。13 〈近〉「こつく」。14 〈近〉「ちりけり、〈蓬・静〉「散しけり」。15 〈近〉「ゑいりやく、〈蓬〉「永暦、〈静〉「永暦」。16 〈近・蓬〉「うつとるのよし」、〈静〉「うちとるのよし」。17 〈近〉「けうめいを、〈蓬・静〉「交名を」。18 〈近〉「きよもりあそん、〈蓬・静〉「清盛朝臣」。19 〈近〉「さんじきの、〈蓬〉「棧敷の、〈静〉「棧敷の」。20 〈近・蓬・静〉「わたされて」。21 〈近〉「きよもりあそん、〈蓬・静〉「清盛朝臣、〈静〉「清盛朝臣」。22 〈近〉「御まへに、〈蓬〉「御前に」。23 〈近〉「さふらはせり、〈蓬・静〉「候せり」。24 〈近〉「めいゑつす、〈蓬〉「名調す」、〈静〉「名調す」。25 〈近〉「みえし」。26 〈近〉「かぶとを、〈蓬〉「甲を」、〈静〉「甲を」。27 〈近〉「ちやくして、〈蓬〉「着して」、〈静〉「着すして」。28 〈近〉「らうたうの「た」をミセケチとして、「ど」と傍記、〈蓬〉「郎等」、〈静〉「郎等」。29 〈蓬・静〉「群渡る」。30 〈近〉「ようはう、〈蓬〉「容白」、〈静〉「容白」。31 〈蓬・静〉「ありけりとそ」。32 〈近〉「みちよし等が」とし、「等」をミセケチにして「とう」と傍記。33 〈近〉「うけとつて、〈蓬〉「請取て」、〈静〉「うけとりて」。34 〈近〉「おなしき」。35 〈近〉「せうちもく、〈蓬〉「小除目」、〈静〉「小除目」。36 〈近〉「たいらのよりもり、〈蓬〉「平頼盛朝臣」、〈静〉「平頼盛朝臣」。37 〈近〉「きよもりあそむ、〈蓬〉「清盛朝臣」、〈静〉「清盛朝臣」。38 〈静〉「ノ」なし。39 〈近〉「おなしき」。40 〈近〉「あそん、〈蓬〉「朝臣」。41 〈近〉「じやうざんみに、〈静〉「正三位に」。42 〈近〉「よて、〈蓬・静〉「よつて」。

【注解】○平治元年ノ比、肥前国住人日向太郎通良… 本話は、〈盛〉の独自記事。本話と次の独自話である基盛話とは、前段の「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、…保元ニ為義キラレ、平治ニ義朝討レシ後ハ、…今ハ平家ノ一類ノミ、独リ武威ヲ奪テ自政ヲ恣ニセシカバ、頭サシ出者ナシ。五代十代ノ末ノ世マデモ、誰カハ諍者有ベキトゾミエシ」（〈盛〉1—七七頁）を受けて、武威を独占し、権勢をほしいままにした平家の姿を具体化する意図で挿入されたと見られよう。〈延〉は、この一節と後段の「去ヌル保元々年ニ、鳥羽院晏駕ノ後ハ、兵革打続キ、死罪・流刑・解官・停任、常ニ被レ行テ、海内モ不レ静、世間モ不レ安。就中永暦庇保ノ比ヨリ…」（〈盛〉1—八〇頁）との間に「祇王」を記すが、〈盛〉の場合、「祇王」を巻十七に移したため、独自に記事を補ったものか。なお、『百練抄』と〈補任〉に、

日向太郎通良の事件に関わる記事が見られることから、ほぼ事実と考えられる。『百練抄』「鎮西賊主通良從類七人首伝京師」。上皇於御棧敷御見物」（永暦元年（一一六〇）五月十五日条、〈補任〉「教盛…（永暦元年）六月三日從四上（兄清盛朝臣追討肥前国住人通能賞）」（1—四六六—四六七頁）。日向太郎通良は、平安時代の後期（十一世紀の中頃）に、三根郡（現在は、佐賀県三養基郡に属す）の綾部の荘に藤原氏の一族が土着して代々綾部の姓を名乗った一族の子孫。日向太郎の子孫に白石氏がおり、「白石氏系図」には、「幸通（肥前権守、肥前総追捕使、檢非違使）—通良（日向太郎、肥前総追捕使、敗戦梟首サル）」とある（以上、『白石町史』一九七四・二。一一三—一二六頁）。この事件の背景の詳細については不明だが、保元二年から三年に懸けて、鎮西の反乱に対して、清盛に追討命令が出されていることが参考

となろう。一つは、『兵範記』の保元二年冬記の紙背文書に見られる、「鎮西凶悪輩、可令召進之由、雖被下宣旨候、大武卿、依被申事候、如只今者、未定候、可定下遣之時、可申案内候歟、謹言 正月十八日 播磨守」という記事。播磨守清盛から摂関家の家司であった平信範に送られてきた保元二年正月十八日付の文書で、鎮西の凶悪の輩の追討宣旨が出されたが、太宰大式藤原忠能の申し出により追討使の派遣は控えているので、派遣の折はお知らせしますという内容。ここにある「追討宣旨」とは、保元の乱後の鎮西の治安維持や回復のために出された宣旨かという（五味文彦一〇六〜一〇七頁、高橋昌明二二頁）。今一つは、肥前の佐々木文書に見る、播磨守清盛から、肥前国押領使幸通朝臣に出された、保元三年四月七日付の下文。「右、去月廿八日 宣旨僞、近年以降、西府凶徒或押取公私田地、或殺害数百之人民、加之猥背朝憲、奪妨国務、仍為伐進件輩等、筑後守家貞所遣下也、当道諸国之家人併引率其中当国家人、任夾名、不漏一人加催促各相概武勢、随家貞命可令発向也、朝之大事、家之奔走、莫過斯、若通事於左右有遲怠之輩者、類彼謀叛人光直可令追討其身之状、所仰如件」。

謀叛人光直の具体的な所行とは傍線部に記すとおりだが、これに対して、後白河天皇から「九国二島謀叛濫行輩」追討の宣旨を下されたのが、この頃本格的に九州進出を始めていた平清盛であった。清盛は早速腹臣家貞を派遣し、あわせてこの下文で、肥前国の押領使幸通朝臣に、家貞に従って事に当たると命じたのであった（山口隼正五二頁・五六頁、高橋昌明二二〜二三頁）。こうして見てくると、日向太郎通良の場合も、同じ肥前の国での争乱であり、事情は同じだろう。なお、

『歴代鎮西要略』は、この事件について、「肥前国住人日向太郎通良以源氏之縁。不従於平家。遂構城郭。清盛奉勅。下追討使」（復刻版、上―一〇四〜一〇五頁）と、通良の謀叛は平治の乱で滅んだ源義朝の動きと連動したものであるかのように記す。○野心ヲ挟テ朝威ヲ傾ケン 「朝敵揃」に該当する（盛 卷十七「謀叛不遂素懐」にも、「朝威ヲ背キ野心ヲ挟シ輩」（3―五五頁）として、これまでの朝敵が列挙される。このように、野心を差し挟むことが、朝威を軽んじ、ついには朝敵になるとする理解が見られる。同様の認識は、『保元物語』「朝家ノ御為、野心ヲ夾バ」（新大系二二八頁）や『平治物語』「人おごつて朝威をいるかせにし、民はたたくして野心をさしはさむ」（新大系一四六頁）、『太平記』「乍忘朝奨還挿野心」（旧大系2―一九四頁）などにも見ることができ。○筑後守家貞 前々項に引用した、肥前の佐々木文書からも、保元二年の頃、家貞は、筑後守であり、追討使として派遣されたことが確認できる。しかし、『平治物語』諸本は、平治の乱の折、熊野参詣の清盛に家貞が同道していたと記し（日下力四三四〜四三五頁）、『愚管抄』も、熊野参詣から帰洛した清盛が、信頼のもとに臣従の証として提出する名簿を届ける使者として、「一ノ郎等家定」（旧大系三三三頁）を記す。また、家貞はこの当時八十歳前後の高齢であったことから、通良の追討には、彼の子貞能がその役を代行していたとも考えられる（高橋昌明四七頁）。『顕広王記』「入道筑後前司平家貞死」（八十〜七九）、「云々」、平家第一郎等武士之長也」（仁安二年（一一六七）五月二十八日条。なお、平家貞やその子貞能は、筑前・筑後守在任中に、在庁や在地領主の支配網確立のために直接現地で活躍していたと考えられている（飯田久雄

五二頁）。○西府二下向シテ「西府」は、大宰府のこと。あるいは、「鎮西府」の略とも。清盛は、前年の保元三年（一一五八）八月十日に、太宰大貳になっている（〈補任〉1—四五〇頁）。家貞は、平家の拠点とも化していた大宰府に立ち寄り、府官や官兵を引き連れて、肥前に向かったのか。○通良方城 平安期の城は、近世の城とは異なり、この後にも「究竟ノ城」と記されるように、「防禦に適する天險をもつ地形を選んで城地とし、邸館を営んだもの」（川上久雄 一一三頁）であった。また川合康は、堀・搔楯・逆茂木など、「敵の進路を遮断するために戦場に臨時に構築された、簡単な交通遮断施設（バリケード）」（七四頁）も、「城郭」と呼ばれ、必ずしも居住施設を伴っていない場合もあることを指摘する。さらに俊寛の鹿の谷の山荘も「古城也」（〈延〉巻一—六七〇）と呼ばれており、天然の要害も「城」に含まれていたらしい。通良の城は、〈姓氏〉（3—四九四〇頁）が引く当地資料によれば、綾部城（現佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀綾部）説・佐賀県杵島郡白石町の地にある城説等いくつかあるようだが、真偽は不明。『平家物語』の「衣笠城合戦」の場面では、三浦氏の居城の衣笠城や奴田城は、次のように記される。〈延〉「義盛申ケルハ、『衣笠ハ口アマタアリテ、無勢ニテハ叶ガタカルベシ。奴田城コソ廻ハ皆石山ニテ、一方ハ海ナレバ、吉者百人計タニモ候ハミ、一二万騎寄タリトモ、クルシカルマジキ所ナレ』」（巻五—七一ウ）。この義盛の言に対して、大介義明は、「先祖ノ聞ユル館ニテ討死シテケリトコソ、平家ニモ聞カレ申タケレ」（七二オ）と言う。衣笠城塞の中には館が営まれていたことが分かる。○城モ究竟ノ城也 容易に攻め落としたい城を言う。「大内は、元来、究竟の城郭なれば、火

をかけざらん外はたやすく攻めおちがたかりしかば」（一類本『平治物語』一九〇頁）、「コノ佐々迫ト云所ハ、東西ハ高キ山、谷ニノ細道アリ。左右ノ山ノ上ニ弩多ク張立タリ。後ニハ津高郷トテ、谷口ハ沼也ケレバ、究竟ノ城也。敵何万騎向タリ共輒ク攻落難キ所也」（〈盛〉5—六三頁）。○永暦元年四月二、通良以下ノ党類三百三十五人討取之由 永暦元年（一一六〇）四月に通良討滅の情報が都にもたらされたことについては、未詳。通送制度が不完全であったこの当時、新城常三によれば、文永の役の時、京都・博多間の飛脚の所要日数としては、九日・十一日・十六日前後の三例の記録があり、通送制度がある程度整えられた弘安の役の時には、だいたい七日前後で博多からの通報が京に到着しているという（九二—九三頁）。通良が実際に追討されたのは、以上の例からしても、京に情報もたらされた四月の時点よりは十日以上は前のこととなる。なお、「通良以下ノ党類」とは、三百三十五人という数の多さからも明らかのように、通良が直接率いた配下の者達の数ではなく、通良に与同した者達を含んだ数であろう。○家貞ガ許ヨリ交名ヲ注シテ申上タレバ 家貞が、討ち取った者達の名を記した交名を主人の清盛のもとに差し出したもの。「能登守ハ在庁巳下百三十二人ガ首切テ、交名書副テ福原ヘ献ル」（〈延〉巻九—一四〇オ）。○同キ五月十五日、鳥羽殿ニ御幸有 冒頭の「平治元年ノ比、肥前国住人日向太郎通良…」項に引いた『百練抄』の五月十五日条に見るように、この時、上皇が棧敷で見物したことは確かだが、それが〈盛〉の記すように鳥羽殿に敷設された棧敷であったかどうかについては未詳。『百練抄』の「伝京師」からすれば、見物を鳥羽殿としたのは虚構で、実際には京中で行われた可能性が高い

ように考えられる。菊地暁は、上皇の見物があつたということは、その戦闘が公戦であつたことを物語るとする（四頁）。菊地は、「大路渡（首渡）」が奉行された事例として、康平六年（一〇六三）の例から嘉吉元年（一四四一）の例まで、併せて十二例（当該の通良の事例を含めても良からう。とすれば、十三例となる）を挙げるが、これらを含めて、院・上皇の見物が、記録類で確認できるのは、以仁王の乱の折の事例「新院密々幸入道大相国第一。御覧頼政已下首」（『百練抄』治承四年五月二十八日条。『吉記』養和元年八月二十日条によれば、高倉院は、この時、以仁王の首も見たとする）と、宗盛親子の処刑の折の事例「前内大臣并右衛門督清宗等首。檢非違使請取之。懸獄門樹。法皇於三条東洞院御見物。可臬彼首哉否事。被尋三丞相云々」（『百練抄』文治元年八月二十三日条）。これ以外に、記録類には確認できないが、『平家物語』諸本に院・上皇の見物が確認できるものとして、元暦元年一月二十六日、義仲の首渡の事例「法皇御車ヲ六条東洞院ニタテ、被御覧」（『延』巻九一三五ウ。『四・長・盛・南』同、元暦二年四月二十六日、「一門大路渡」の事例「法皇モ六条東洞院ニ御車ヲ立テ御覧ゼラル」（『延』巻十一一五三ウ。『四・長・屋・覚』同）がある。このように、上皇の場合は、比較的自由に梟首を見る事ができたが、天皇や摂関家では、死穢と関わる梟首見物は憚られたという（戸川点五九〜六〇頁）。『四全釈』巻九「義仲首渡」の注解「法皇、御車を六条東洞院に立てて御覧せらる」（一一六頁）参照。○通良并子息通秀・親良以下ノ首七「白石氏系図」（『白石町史』所収）に、通良の子として、「道秀（日向太郎、父ト共ニ梟首、親良（日向次郎、同）、親秀（日向三次、同）、通俊（綾部四郎太夫綾

部ヲ領ス）、通益（白石五郎白石ヲ領ス、須古高岳ニ居城）」（一二六頁）の五人を記す。また、『肥前国誌』（青潮社一九七二・12）にも、「日向通良ニ六子アリ。長ヲ小太郎通秀トイヒ、次ヲ次郎親良トイヒ、其次ヲ三郎親秀多比良氏ノ祖トイフ。此ノ三子ハ成童以上ニシテ、皆父ニ劣ラヌ勇士タリシ故、永暦元年父ト同ク戦死ヲ遂ゲ、梟首七人ノ中ニゾ数ヘ入ラレケル。其次ニ三児アリ。長ヲ四郎トイヒ、次ヲ五郎トイヒ、其次ヲ新太郎ト云フ。此ハ妾梶ノ前ノ生ム所ニシテ、未ダ幼弱ノ者タリシ故、通良兵ヲ挙ルノ前ニ、杵島郡松原宮ノ神主権藤内ハ妾梶ノ前が兄ナルヲ以テ、三児ヲ同人ニ托シ難ヲ避ケシム。：文治三年十一月、兄弟三人共一同召出シ、鎌倉ノ家人ト定メラレ、長ヲ四郎太夫通俊ト名乗ラセ、三根郡綾部郷本領安堵仰付ラル。綾部氏ノ祖是ナリ。次ヲ五郎通益ト名乗ラセ、杵島郡白石稻佐郷ノ地頭職ニ補セラル。是即チ白石五郎ニシテ嬉野氏ノ祖ナリ。其次ヲ新太郎通宗ト名乗ラセ、佐嘉郡鹿脊庄ノ地頭ト為ス。本生母氏ノ祖ナリ。父通良誅セラレシヨリ茲ニ至リ、二十八年ニシテ再ビ家ヲ興セリ」（二六二〜二六三頁）とある。但し、『白石町史』が指摘するように、『肥前旧事』に、仁治元年（一二四〇）通益に白石郷が与えられたとあるが、通良が梟首されてから八十年経ていることになる。この場合は通良と通益を親子とすることはできないが、通益が通良の裔であることは確かである（一二五頁）。○清盛朝臣御前ニ候セリ冒頭の注解に引く『百練抄』にも、清盛が共に見学した旨の記載はない。また、この頃の清盛の動向を記す史料もなく、詳細は不明。『盛』では、勅命を受けた清盛が、朝敵となった日向太郎通良を見事に討ち、追討の賞を得たことを殊更に記すことから（羽原彩三二八頁）、配

下家貞の晴れの姿を、後白河上皇と清盛が同席して見たとする記事には、虚構が加えられている可能性もある。○御隨身ヲ以て名字ヲ御尋アリ 朝敵を退治し凱旋した家貞への賞美の気持が、後白河上皇に、御隨身を介して家貞の名前を尋ねさせた。○名謂 本来ならば、伺候している清盛から家貞についての説明がなされているはずで、この下問はまさに人々の前で家貞に名乗らせるためということになる。家貞は、あくまでも御隨身に対して名乗ることで、見物の人々に自らの名を知らせたということなのだろう。『角川古語大辞典』は「名謂（みやうえつ）」を「名対面に同じ」とし、「名対面」を「対面に際して自己紹介をすること」「行幸・行啓の際の供奉者の点呼。到着後に供奉の皇族や公卿が、声高に官位姓名を名乗る」とする。○容貞美麗ニシテ この時、八十歳前後であった家貞の描写としてはやや違和感を感じる表現。前掲「筑後守家貞」項参照。○進退見ツベカリケレバ 「進退」は、立ち居振る舞いの意か。「立ち居ふるまい。起居動作」（『角川古語大辞典』）。「Xindar. 人がする良し悪しの行為」（『邦訳日葡辞書』）。「盛」源九郎大夫判官義経本陣ニ供奉ス。色白シテ長短シ、容貞優美ニシテ進退優ナリ」（6—4—1頁）。この意は、家貞は、容貌も美しく、振舞の素晴らしさも自ずから分かってしまうほどであったので、見物する貴賤の者達は、「今日の見物の見せ場は、全く家貞に尽きる」と褒め合ったの意か。○七条川原にて 武士によって運び込まれた首は、都の境界である川原（二条・三条・四条・六条・七条・八条川原と一定しない）で検非違使に渡され、検非違使の持参した鉾や長刀に刺したり付けられたりした。また、首には、「緋」「赤小幡」「赤比礼」「赤き絹」「赤簡」などが取り付けられ首の

名前が記された。これを著駄あるいは清目が持った。その行列は、看督長、著駄、検非違使の順である場合が多い（菊地暁六頁）。○大路ヲ渡シテ獄門ノ木ニ懸ケリ 朝敵のような重罪人の場合、獄門の木に懸けられた。十世紀末では、市に首が晒されたが、前九年の役の康平五年（この時は、貞任・重任等の首）を画期として、以後大路渡しと獄門に首を懸けることが行われるようになった（黒田日出男一六〇—一八頁）。なお、十三世紀後半に右獄は消滅したと考えられているが（上杉和彦二四五頁）、菊地暁によれば、安倍貞任から信西までの「大路渡」は右獄に、義朝以後は左獄に首を梟したという（七頁）。とすれば、通良の場合は左獄となる。また、里内裏が、五条大宮の五条内裏から二条西洞院の閑院に変わった（一一六八年）ことにより、首の穢、死穢を避けるため、左獄への経路が、西洞院を北上するコースから、閑院を避ける東洞院を北上するコースへと変更されたらしい（菊地暁七頁、戸川点五七頁）。とすれば、この時は、西洞院大路を北上したのであろうか。なお、「獄門ノ木」とは、「棟」（せんだん）の古名）のこと。○平頼盛朝臣、従四位上二叙ス 『参考源平盛衰記』が指摘するように、頼盛は、教盛の誤り。冒頭の「平治元年ノ比、肥前国住人日向太郎通良…」項に引用した〈補任〉参照。教盛を頼盛に誤るといふ同様の間違いは、「二代后付則天武后」にも見られる。注解「応保元年九月十五日ニハ、左馬権頭平頼盛、右少弁時忠被解官ケリ」項参照。○同廿日太宰大貳清盛朝臣正三位二叙ス 実際は、清盛の叙正三位は、平治の乱の折の六波羅行幸の賞で、通良追討の賞によるわけではないが、〈盛〉では、清盛は、朝敵通良追討の賞により、正三位に昇進したとするのであろう（羽原彩二二八頁）。〈補任〉「正

三位 平清盛(四十三)六月廿日叙(二階。元正四下。太宰大貳如)元。行幸(六波羅賞)。(永曆元年条。1―四五〇頁)。(盛)卷二「同人捕化鳥」

別の事情によると考え、その理由を独自に求めたのがこの記事と考えられるか。○越階 一階越えて昇進すること。清盛が正四位下から

に「平治元年信頼卿謀叛之時、勲功アリテ、同年十二月廿七日ニ、經盛伊賀守、頼盛尾張守；基盛任左衛門佐。永曆元年ニ正三位シテ、拝参議」(1―四〇〜四一頁)とあるように、確かに(盛)でも、清盛の正三位の任官は、平治の乱の折の賞によると読めるのだが、子供や兄弟の任官からはやや遅れた翌年の任官であったため、(盛)の編者は、

従三位を越えて正三位に叙されたことをいう。本全釈四「永曆元年ニ正三位シテ、拝参議」項参照。清盛はこれで公卿に列することとなつたのであり、(盛)は、前項に記すように、清盛の正三位昇進の理由を示すものとして、この記事を位置づけていると考えられよう。

【引用研究文献】

- * 飯田久雄「平氏と九州」(竹内理三博士還暦記念会編『莊園制と武家社会』吉川弘文館一九六九・6)
- * 上杉和彦「京中獄所の構造と特色」(『都と鄙の中世史』吉川弘文館一九九二・3。『日本中世法体系成立試論』校倉書房一九九六・5再録。引用は後者による)
- * 川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ―治承・寿永内乱史研究―』(講談社一九九六・4)
- * 川上久雄「衣笠城址と衣笠合戦」(三浦一族研究九、二〇〇五・5)
- * 菊地暁「大路渡」とその周辺―生首をめぐる儀礼と信仰―(待兼山論叢二七、一九九三・12)
- * 日下力『平家物語』と『平治物語』―交渉関係の吟味―(国文学研究六五、一九七八・6。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)
- * 黒田日出男「首を懸ける」(月刊百科三一〇、一九八七・8)
- * 五味文彦『平清盛』(吉川弘文館一九九九・1)
- * 新城常三「中世の駅制」(史淵九四、一九六五・3)
- * 高橋昌明『平清盛 福原の夢』(講談社二〇〇七・11)
- * 戸川点「軍記物語に見る死刑・梟首」(歴史評論六三七、二〇〇三・5)
- * 羽原彩『源平盛衰記』における將軍交替の文脈―「日本ノ將軍」清盛を中心に―(文学、二〇〇七・11)
- * 山口隼正「佐々木文書―中世肥前国関係史料拾遺―」(九州史学二二五、二〇〇〇・5)

基盛打殿下御隨身

1 去¹五月廿二日ニ²殿下参内シ給³ケルニ、⁴清盛卿ノ二男遠江守基盛ガ車ヲ門外ニ⁵立⁶テタリケルヲ、御隨身「ヤリノケヨ」ト責⁷メケレ共、牛飼童不⁸承⁹引¹⁰シテ¹¹惡口シケレバ、¹²御隨身等弓ヲ¹³以¹⁴テ¹⁵打¹⁶チタリケル程ニ、基盛ガ郎等太刀ヲ¹⁷拔¹⁸キ、御隨身等ヲ取¹⁹リ籠²⁰メテ散²¹々ニ打²²チ伏²³セケレバ、陣ノ²⁴内外騒動シケリ。是²⁵ゾ平家ノ乱行ノ初²⁶トハ聞²⁷ヒエシ。

【校異】 1 〈近〉「さんぬる」、〈静〉「去」。² 〈近〉「てんが」、〈蓬・静〉「殿下」。³ 〈近〉「きよもりのきやうの」、〈蓬〉「清盛卿二男」、〈静〉「清盛卿二男」。 4 〈近〉「たちたりけるを」、〈蓬〉「立^たたりけるを」。 5 〈近〉「あつかうしければ」、〈蓬〉「悪口^{アツコウ}しければ」、〈静〉「悪口^{アツコウ}しければ」。 6 〈近〉「みずいしんら」、〈蓬〉「御隨身等」、〈静〉「御隨身等」。 7 〈近〉「もて」、〈蓬・静〉「もつて」。 8 〈近〉「うちたりける」。 9 〈近〉「ぬき」、〈蓬・静〉「ぬきて」。 10 〈蓬〉「等を」。 11 〈近〉「うちと」、〈蓬〉「内外」、〈静〉「内外」。

【注解】 ○去五月廿二日ニ殿下参内シ給ケルニ… 本話は、〈盛〉の独自話。永暦元年（一一六〇）五月時点の殿下は、藤原基実。基実の関白就任は、保元三年（一一五八）八月十一日、十六歳の時。関白太政大臣忠通の嫡男。生没康治二年（一一四三）〜永万二年（一一六六）。基実が、当時九歳であった清盛の娘盛子と結婚したのは、長寛二年（一一六四）のこと。本全釈五・二三、六条摂政基実公ノ北政所…の注解（二二頁）参照。盛子との結婚後、大納言清盛の支えを得て、基実は、関白として政治の主導権を握ることになった（五味文彦一七〇頁）。ちなみにこの時、二条天皇がどこを御所としていたかは不明。『平治物語』によれば、平治の乱直後の十一月二十九日、「此程大内には、凶徒、殿舎に宿して、狼籍数日也。皇居を浄められずして行幸ならん事、しかるべからず候」（新大系二二〇頁）という理由で、二条天皇は養母である美福門院の八条鳥丸御所に移り、ここで新年を迎えている（『愚管抄』にも、「カクテ二條院当今ニテオハシマスハ、ソノ十二月廿九日ニ、美福門院ノ御所八條殿へ行幸ナリテワタラセ給フ」（二三七頁）とある）。その正月に二代后有名な公能の娘多子が二条

天皇に入内しており、同年（永暦元年（一一六〇））八月二十二日以前に、二条天皇は藤原公能の第である大炊御門高倉に移ったとされる（川本重雄、一七五頁。『山槐記』永暦元年八月二十一日条に、「今暁還御大炊御門殿」によるか）。したがって、事件の舞台となったのが、八条鳥丸第または大炊御門高倉第であった可能性もある。ただし、事件そのものが他の『平家物語』諸本にはなく、記録類からも確認できないところからすると、〈盛〉による虚構の可能性があろう。○清盛卿ノ二男遠江守基盛 基盛の生没保延五年（一一三九）〜応保二年（一一六二）。『兵範記』久寿二年（一一五五）四月十一日条によれば、基盛は、重盛と同じく高階基章の女を母とする清盛の次男（日下力四四七頁）。没年は、次に引く国立歴史民族博物館の田中本『山槐記』により、応保二年三月十七日のこと。「今朝、内蔵頭兼越前守平基盛朝臣（清盛卿二男、年廿四）逝去云々。自去七日有温氣云々」。病による急逝であった（佐々木紀一、二頁）。基盛の遠江守任官は、永暦元年（一一六〇）一月二十一日と考えられ、同年の十二月二十九日に越前守となっている（日下力四四八頁）。〈盛〉は、左馬頭行盛の紹

介記事の中でも、「左馬頭行盛ト申ハ、太政入道ノ二男ニ、左衛門佐安芸判官基盛ト云シ人ノ子也」(4―四六〇頁)と清盛の次男と正しく記すが、〈盛〉以外の諸本では、宗盛が次男の扱いを受ける。但し、〈盛〉にも、「長男重盛内大臣ノ左大将、二男宗盛中納言ノ右大将、三男知盛三位中将」(1―五〇頁)とする記事が一箇所見られ、不整合を露呈している。一方、『保元物語』では、全諸本にわたって基盛を次男としている。これに対して、『平治物語』では、一類本の学習院本では「嫡子重盛・二男基盛・三男宗盛」(二〇二―二〇三頁)とするが、金刀比羅本段階では基盛は全く姿を消し、同時に宗盛を三男とする視点も消える。金刀比羅本段階での変化は、『平家物語』との関係を強める形で進行していったためと考えられる。また、『平家物語』が宗盛をなぜ次男としたのかについては、かなり早い段階から「次男基盛・三男宗盛」とする認識がある一方で、宗盛次男観が社会に浸透していたと考えられる。このように次男基盛の影がうすれ、宗盛次男観が浸透していった理由は、第一に平家の栄華以前に基盛が早世したためと、第二は、平氏内部で執拗に展開された重盛と宗盛との嫡流の争いによって、宗盛が注目を浴びる過程で、故人となった基盛の影はうすれ、次男を宗盛とする認識ができがっていったと考えられている(日下力四四〇―四五二頁)。また、〈盛〉には、基盛について、「保元ノ乱ノ後」(4―四六〇頁)、宇治川で「水神ニ取レテ」(4―四六一頁)、或いは「大和守ニ任ジテ上洛ノ時」(6―一六六頁)、「水練シテ遊ケルニ、水ニ流テ死ケリ。其後基盛ノ女房夢ニ見ケルハ、我思カケズ宇治左大臣頼長ノ為ニトラレテ河ノ底ニ沈ヌ」(6―一六六頁)とある。保元の乱の折に敵対した頼長の怨念に魅入られ落命した

とするのだが、先に引いた田中本『山槐記』によっても、基盛が病死したことは明らかだし、同じく早世した基盛の叔父家盛が、熊野からの帰途、「宇治川落合早之辺」で死亡したこととの混同があるのかもしれない(日下力四五五頁)。「宇治左大臣頼長」の怨念を受けた基盛は、そのゆかりの地の「宇治川」で落命したとの連想が、この話の発想になっているとも考えられようか。○車ヲ門外ニ立タリケルヲ 貴族達は大内裏内には原則として乗車、騎馬のまま入ることは許されなかった(飯淵康一①二五八頁)。公卿等の参内の際、内裏内の建春門・宣陽門に通じる陽明門が公式の門であった(飯淵康一②五二頁)。この場合も、陽明門の左右に牛車を並べたのだろう。ただし、この時二条天皇が里内裏にいた可能性もあり、その場合は、何れの門であったのかは不明。野口孝子によれば、閑院里内裏の場合は、公卿は里内裏周辺に設けられた「陣中」と呼ばれる空間への入り口付近で牛車を降り、設けられた「置道」を徒歩で内裏へと向かったようである。この記事がどのような資料に基づいているのかは不明だが、事実とは無関係に〈盛〉が大内裏と想定して叙述している可能性もある。『三条山口伝』(統群書三三上)の「立車事」(三六四―三六五頁)には、閑院里内裏における牛車の並べ方・立車の決まりが記されており、大内裏や他の里内裏の場合も同様の、牛車の並べ方に決まりがあったとみられる。基盛の従者等が、その決まりを守っていなかったために、後から来た基実の従者等がたしなめたことにより争いが発生したか。○御隨身等弓ヲ以テ打タリケル程ニ 悪口を繰り返すのみで、車を動かそうとしない基盛の牛飼童に業を煮やした基実の御隨身等は、弓で牛飼童等を打擲したところの意。○基盛ガ郎等太刀ヲ拔 「基盛ガ

郎等」に、先に悪口し、基実の御隨身等に打擲された牛飼童等は含まれていない。「殿下乗合」事件に見る資盛に供奉していた〈延〉「小侍二三十騎バカリ」（五五オ）のように、基盛にも血気にはやる郎等達（が供奉していたという設定だろう）。

○陣ノ内外騒動シケリ 武官の詰め所が、陽明門に近いところでは、建春門には左衛門陣が、宣陽門には左兵衛陣があった。ここは、それらの諸門に詰めていた武官等が、陽明門外の騒ぎを聞きつけ駆け寄ってきたということか。しかし、陣から陽明門までは百メートル近く離れており、内裏の警護を任務とする陣の武官が、大内裏の外で起こっている小競り合いに駆けつけるといふのは考えにくい。なお、これが里内裏であったとすると、争いが比較的陣の近くで行われたことになる。編者の空間認識が問われるところである。

○是ゾ平家ノ乱行ノ初トハ聞エシ 他『平家物語』諸本では、嘉応二年（一一七〇）の殿下乗合事件こそ、〈延〉「是ゾ平家ノ悪行ノ始ナル」（巻一—五九オ）とするが、〈盛〉では、十年前の基盛一行による殿下の御隨身打擲事件こそが、平家の乱行の初めであったとして、次の「殿下乗合」記事では、「然ベキ運ノ傾ベキ符シニヤ」（一—一三〇頁）とする。基盛の事件を記す史料はなく、事実を確認する方法はないが、前段の日向太郎通良の追討によって、清盛

【引用研究文献】

*青木三郎「平家物語の構想をめぐって」（国語と国文学、一九七三・6）

*飯淵康一①「平安期里内裏の空間秩序について―陣口および門の用法からみた―」（日本建築学会論文報告集三四〇、一九八四・6。『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版二〇〇四・2再録。引用は後者による）

*飯淵康一②「平安内裏の空間秩序について―大内裏宮城門と内裏門の用法からみた―」（東北大学建築学報二六、一九八三・3。『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版二〇〇四・2再録。引用は後者による）

は正三位となったものの、早くも平家一族による乱行の兆しがあったと記すための虚構の可能性が大きいだろう。しかし、一方で、保元の乱以降、摂政軽視の風潮が世間に瀰漫し始めていたことも確かであった。仁安三年（一一六八）には、摂政基房の車と乗り逢わせた高階信章が、空車と称して下りなかったため、車を破却されるという事件が起きている（青木三郎五一—五三頁）。「伝聞、摂政与信章乗逢之間、信章称空車之由不下、被破車了、遂下逐電云々」（『玉葉』三月一日条）。故に、こうした類似の事件が起こりうる可能性は全くないが、この事件に対して清盛に対して咎め立てが行われた事実は全くない。むしろこの年に、清盛は、六月二十日に正四位下から正三位に越階、八月十一日に任参議、九月二日に右衛門督と、立て続けに任官している。以上からしても、事実とは考えがたいだろう。また、〈盛〉は、「殿下乗合」記事では、基盛の件に全く触れない。確かに、「殿下乗合」では、「然ベキ運ノ傾ベキ符シニヤ」と、他本とは異なった意味づけをして、基盛の事件とは差別化はしているものの、それ以上の物語展開は見られない。現に、この後、平家の悪行を示す〈盛〉の記事は、「殿下乗合」記事までなく、他本と同様に、王法や仏法界の紊乱した状況が描かれるのみである。

* 川本重雄「続法住寺殿の研究」(『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・6)

* 日下力『平家物語』の一問題—清盛の次男基盛の消去をめぐる『保元』『平治』との間を探りつつ—(『国文学研究七三』一九八一・3。『平治物語の成立と展開』汲古書院一九九七・6再録。引用は後者による)

* 五味文彦『平清盛』(吉川弘文館一九九九・1)

* 佐々木紀一「桓武平氏正盛流系図補輯之裏成」(『米沢史学』三一、二〇〇六・6)

* 野口孝子「閑院内裏の空間構造—王家の内裏—」(『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・6)

二代后付則天皇后

去ヌル保元々年¹ニ、鳥羽の院²晏駕ノ後ハ、³兵革打ち続キ、死罪・流刑・解官・停任、常ニ被レ行ハテ、海内モ不レ静カナラ、世間モ不レ安カラ。就⁵レ中⁶永曆⁷應保⁸ノ比ヨリ、⁷林裏ノ⁸近習ヲ⁹仙洞ヨリ¹⁰被¹¹召禁テ、¹¹仙洞ノ¹²近習ヲ¹³林裏ヨリ¹⁴被¹⁵加ヘ刑ヲ。主上¹²上皇御父子ノ御間ナレバ、¹³何事ノ御不審カ¹⁴ハ有¹⁵ルベキナレ共、思¹⁶外ノ事共有¹⁷ケルトゾ聞¹⁸エシ。是¹⁹世及²⁰澆醜²¹之俗ニ、人²²挟²³梟²⁴惡²⁵之心²⁶一故ナリ。

永曆元年二月廿一日ニ、上皇内裏ニ臨幸有¹テ、清盛朝臣ニ仰²テ、権大納言³經宗、別当⁴惟方⁵の卿ヲ被⁶召シ⁷ハ捕⁸一ケリ。「⁹經宗卿ハ外戚也。¹⁰惟方卿ハ叔父也。縦¹¹ハ虐ノ犯¹²アリテ、五刑ノ法ヲ被¹³行ハトモ、罪名ニ及¹⁴ズシテ忽¹⁵ニ¹⁶繫¹⁷索セラレンヤ」ト、世¹⁸傾ケ申シ、人¹⁹疑²⁰ト疑²¹ヲナセリ。

²⁴同日三月十一日ニ、經宗の卿ハ²⁵阿波、惟方の卿ハ²⁶長門ヘゾ被²⁷流²⁸シケル。六月十五日ニ、又²⁹前出雲の守³⁰光保朝臣ノ息男³¹備後守³²光宗、薩摩の國ヘ配³³流セラル。是ハ上皇ヲ危³⁴ブメ奉³⁵ラント謀³⁶ル由聞³⁷エケレバ、其³⁸咎ヲ被³⁹行⁴⁰ケリ。光宗ハ配流ノ由宣⁴¹下ノ後、自害シテ失⁴²セニケリ。

應保元年九月十五日ニハ、³¹左馬權頭平頼盛、³²右少弁時忠被³³解³⁴官³⁵ケリ。是ハ高倉の院ノ宮ニテ³⁶御座ケルヲ、太子ニ³⁷立³⁸テ奉³⁹ラント謀⁴⁰リケル故也。又上皇政務ヲ⁴¹不可⁴²二⁴³聞⁴⁴召⁴⁵之由、清盛の卿申⁴⁶行⁴⁷ヒケリ。君ノ威怒ニ⁴⁸靡⁴⁹レ、臣ノ驕⁵⁰速⁵¹カニイ⁵²チジルシ。同日ノ除目ニ⁵³以⁵⁴信⁵⁵範⁵⁶被⁵⁷任⁵⁸セ⁵⁹右少弁⁶⁰ニ

³⁸以³⁹時忠⁴⁰可⁴¹被⁴²補⁴³セ⁴⁴五位⁴⁵藏人⁴⁶之由、院ヨリ執⁴⁷申⁴⁸サセ給⁴⁹ケルニ、彼⁵⁰兩人ヲ⁵¹被⁵²解⁵³官⁵⁴テ、以⁵⁵長方⁵⁶被⁵⁷任⁵⁸セ⁵⁹右少弁⁶⁰ニ、以⁶¹重方⁶²被⁶³補⁶⁴セ⁶⁵五位ノ藏人⁶⁶ケリ。「天子ニハ無⁶⁷二⁶⁸父母⁶⁹、上皇ノ仰⁷⁰セナレバトテ、政務ニ私⁷¹ラ不⁷²レ可⁷³存⁷⁴」ト仰⁷⁵ケルトゾ聞⁷⁶エシ。誠ニ求⁷⁷其⁷⁸人⁷⁹、被⁸⁰置⁸¹其⁸²官⁸³トモ、上皇の⁸⁴御素意ニハ忽⁸⁵ニ⁸⁶相違⁸⁷セリ。延喜ノ聖主ノ「天子ニ無⁸⁸二⁸⁹父母⁹⁰」トテ、寛平法皇ノ仰⁹¹セテ背⁹²カセ給⁹³ケルヲバ、⁹⁴御誤⁹⁵トコソ申⁹⁶シ伝⁹⁷タルニ、思⁹⁸召⁹⁹出¹⁰⁰サセ給¹⁰¹ハザリケルニヤ、諫諍ノ臣モ諂¹⁰²ケルニヤ、政道ニハ叶¹⁰³給¹⁰⁴ヘレ共、孝道ニハ¹⁰⁵大ニ背¹⁰⁶ケリトゾ。

⁴⁹同二年八月二日、修理⁵⁰大夫資賢、少将⁵¹通家、上総⁵²の介⁵³雅賢等、見任⁵⁴ヲ被⁵⁵解⁵⁶却⁵⁷。是ハ去⁵⁸比⁵⁹賀茂社ニ⁶⁰參籠⁶¹スル男有⁶²リ、事ノ⁶³躰⁶⁴惟⁶⁵シカレケレバ、⁶⁶社司⁶⁷彼の男ヲ⁶⁸擲⁶⁹捕⁷⁰リテ、⁷¹内裡ニ⁷²奉⁷³リタリケレバ、⁷⁴子細ヲ⁷⁵被⁷⁶召⁷⁷問⁷⁸ケリ。天子ヲ⁷⁹奉⁸⁰祝⁸¹唱⁸²之由⁸³白⁸⁴状⁸⁵シタリケリ。若⁸⁶此⁸⁷の人々⁸⁸ノ⁸⁹造意⁹⁰也ケルニヤ。

⁵¹社司彼の男ヲ擲⁵²捕⁵³リテ、⁵⁴内裡ニ⁵⁵奉⁵⁶リタリケレバ、⁵⁷子細ヲ⁵⁸被⁵⁹召⁶⁰問⁶¹ケリ。天子ヲ⁶²奉⁶³祝⁶⁴唱⁶⁵之由⁶⁶白⁶⁷状⁶⁸シタリケリ。若⁶⁹此⁷⁰の人々⁷¹ノ⁷²造意⁷³也ケルニヤ。

⁵¹社司彼の男ヲ擲⁵²捕⁵³リテ、⁵⁴内裡ニ⁵⁵奉⁵⁶リタリケレバ、⁵⁷子細ヲ⁵⁸被⁵⁹召⁶⁰問⁶¹ケリ。天子ヲ⁶²奉⁶³祝⁶⁴唱⁶⁵之由⁶⁶白⁶⁷状⁶⁸シタリケリ。若⁶⁹此⁷⁰の人々⁷¹ノ⁷²造意⁷³也ケルニヤ。

係⁷⁴リケレバ、⁷⁵高⁷⁶モ⁷⁷賤⁷⁸モ⁷⁹安⁸⁰キ心⁸¹ナシ。⁸²只⁸³深淵ニ⁸⁴臨⁸⁵テ、⁸⁶薄氷ヲ⁸⁷踏⁸⁸ガ如⁸⁹シ。⁹⁰主上トハ⁹¹二⁹²条院⁹³、⁹⁴上皇トハ⁹⁵後白川⁹⁶の法皇、⁹⁷此⁹⁸の法皇ノ⁹⁹御讓¹⁰⁰リニテ¹⁰¹主上

ハ御位ニ即^キ給フ。①父子ノ御中ナレバ、②百行ノ中ニ孝行尤^モ弟一也。上皇ノ叡慮ニ叶^ヒ御座ベキニ、サモナクテ角思^{カク}ノ外ノ事共アリ。其の中ニ人耳目ヲ驚^シカシ、世ニ傾^キ申^ス事アリキ。

【校異】 1 〈蓬・静〉「ニ」なし。 2 〈近〉「ゑんがののちは」、〈蓬〉「晏駕の後は」、〈静〉「晏駕の後は」。 3 〈近〉「ひやうかく」、〈蓬〉「兵革」、〈静〉「兵革」。 4 〈近〉「やすから」として、「ら」の横に「す」傍記。 5 〈静〉「就中ニ」。 6 〈蓬〉「永曆」。 7 〈蓬・静〉「林裏の」の右に「二条院」と傍記。 8 〈近〉「きんしゆをは」、〈蓬・静〉「近習をは」。 9 〈静〉「仙洞より」の右に「後白河」と傍記。 10 〈近〉「めしきんせられ」、〈蓬〉「召いましめられ」、〈静〉「めしいましめられ」。 11 〈近〉「きんしゆをは」、〈蓬・静〉「近習をは」。 12 〈近〉「くはう」の右上に、「上」補入。 13 〈近〉「なにとを」。 14 〈蓬〉「ハ」なし。 15 〈近〉「世ぎよりのぞくにをよび人けうあくをさしはさむゆへなり」、〈蓬〉「世及・澆醜之俗人ニ挿」。 16 〈近〉「きよもりあそんに」、〈蓬〉「清盛朝臣に」、〈静〉「清盛朝臣に」。 17 〈近〉「つねむねのきやうは」、〈蓬〉「経宗卿は」。 18 〈近〉「これかたのきやうは」、〈蓬〉「惟方卿は」。 19 〈近〉「しゆくふなり」、〈蓬〉「保父なり」、〈静〉「保父也」。 20 〈近〉「おこなはるとも」、〈蓬〉「おこなはるとも」、〈静〉「をこなはるとも」。 21 〈近〉「けいさくせられんやと」、〈蓬・静〉「繋索せられんやと」。 22 〈近〉「かたぶき申」、〈蓬・静〉「かたふけ申」。 23 〈近・蓬・静〉「ト」なし。 24 〈近〉「おなしき」、〈静〉「同キ」。 25 〈蓬〉「あはの」。 26 〈近〉「さきのいづものかみ」、〈蓬〉「前出雲守」。 27 〈近〉「みつやすあそんの」、〈蓬〉「光保朝臣の」、〈静〉「光保朝臣の」。 28 〈近〉「びこのかみ」、〈蓬〉「備後守」、〈静〉「備後守」。 29 〈近〉「あやふめたてまつらんと」、〈蓬〉「危奉らんと」、〈静〉「危たてまつらむと」。 30 〈蓬〉「おこはれけり」。 31 〈近〉「さまのこんのかみ」、〈蓬〉「左馬権頭」、〈静〉「左馬権頭」。 32 〈近〉「たいらの」、〈蓬〉「平」、〈静〉「平」。 33 〈近〉「おはしけるを」、〈蓬・静〉「おはしましけるを」。 34 〈近〉「立て」なし。 35 〈近〉「きこしめさるへきのよし」、〈蓬・静〉「きこしめすへからすのよし」。 36 〈近〉「おなじき日の」。 37 〈近〉「にんせらる」、〈蓬・静〉「任せられ」。 38 〈近〉「もて」、〈静〉「もつて」。なお、〈蓬〉は、目移りのため、「被任右少弁」までの記事が脱落。 39 〈近〉「ふせらるへきの」〈静〉「補せられへきの」。 40 〈近〉「もて」、〈蓬・静〉「もつて」。 41 〈近〉「五位のくらうどに」、〈蓬〉「五位藏人に」、〈静〉「五位藏人に」。 42 〈近〉「ふも」、〈蓬・静〉「父母」。 43 〈蓬〉「存へからすと」。 44 〈近〉「御そいには」、〈蓬・静〉「御素意には」。 45 〈近〉「ニ」なし。 46 〈近〉「ふも」、〈蓬〉「父母」、〈静〉「父母」。 47 〈蓬〉「御誤とそ」。 48 〈近〉「おほきに」。 49 〈近〉「おなしき」。なお、〈蓬・静〉は、ここで段落替えをする。 50 〈近〉「まさかたとう」、〈蓬〉「雅賢等」、〈静〉「雅賢等」。 51 〈近〉「社司」なし。 52 〈近〉「たいに」、〈蓬〉「大理に」、〈静〉「大理に」。 53 〈蓬〉「奉りければ」。 54 〈近〉「めしとはるゝに」。 55 〈近〉「之」なし。 56 〈蓬〉「ノ」なし。 57 〈近〉「たし」。 58 〈近〉「のそみて」、〈蓬・静〉「臨て」。 59 〈近〉「二条のあん」。 60 〈近〉「ごしらかはのほうわう此ほうわうの」、〈蓬〉「後白河法皇此法皇の」、〈静〉「後白河法皇の」。〈静〉には、目移りにより、「此法皇」の脱落がある。 61 〈近〉「しの御中なれば」として、「し」の右上に「ふ」を補入、〈蓬〉「父の御中なれば」。 62 〈近〉「百行の」、〈蓬〉「百行の」、〈静〉「百行の」。 63 〈近〉「たい一なり」、〈蓬〉「第一也」、〈静〉「第一也」。 64 〈近〉「か

なひおはすへきに」、〈蓬〉「叶おはしますへきに」、〈静〉「叶おはしますへきに」。

【注解】○去又ル保元々年二、鳥羽院晏駕ノ後ハ… 鳥羽院の崩御は、保元元年（一一五〇）七月二日。さて、「吾身栄花」に続けて、本段の「二代后」を続けるのが、〈四・闘・長〉。に対して、〈延・南・屋・寛〉は、間に「祇王」を挿む（〈寛〉の異本には欠くものもある）。〈盛〉の場合は、「祇王」を清盛出家後の事件として卷十七の福原遷都後に動かしたことにより、それを修正するために、家貞の通良追討話と基盛話を入れたであろう事は、先の「平治元年ノ比、肥前国住人日向太郎通良：」項で指摘した。「祇王」は、天下を手中に収めた清盛が行った、人を人とも思わぬ理不尽な行動を伝える一挿話であろう。その意味では、「祇王」をこの箇所に記載しないものの、〈盛〉が、清盛の息基盛主従の殿下に対する乱行記事を、本段の前に挿入するのも同工異曲と言えよう。次に、序章の「祇園精舎」から「吾身栄花」までと、「二代后」以降については、①前者で既に安元三年（一一七七）重盛の内大臣任官、養和元年（一一八一）徳子の院号蒙りを描きながら、後者では、鳥羽院崩御後の記事へと編年的に遡行する点、②前者では平家の栄花を描いてきたのに対し、後者では平家一門とは直接関わらない院内や仏法界の紊乱した状況が描かれている（山下宏明①五〇五頁）ことに對し、時枝誠記は、「二代后」以後を、平家興亡史とは異なる「平安末期における諸勢力の角逐抗争とその消長」（五頁）が描かれているとし、山下宏明①は、前者を第二次構想、後者を「小政治圈的」世界を描いた第一次構想と解し、両者の違いを書き継ぎの問題として捉えた（五一―一頁）。しかし、その後の研究では、両者の違いを断絶として捉えるのではなく、後者の記事も「傍系的記事」「挿話的道草的記

事」として捉えない形で推し進められている。例えば鹿谷事件とはさして関係もなさそうな白山事件も、相互に関連する重大な事件として構想されていること（梶原正昭）、「額打論」「清水炎上」以下の記事も、「心保年間に淵源を持つ院と平家の、旧仏教勢力を介しての抗争」と読み取れること（青木三郎五三頁）、「吾身栄花」までの記事は、年時で言えば安元三年に、事件で言えば鹿谷事件に照準を合わせながら記され、次に語られる平家の滅びの物語への興味を喚起する序章部分として書かれていること（美濃部重克六二頁）、「二代后」以後に描かれる「乱世の諸相は、平家一族の物語と無関係に置かれているわけではなく、むしろ、その因を常に平家の過剰な繁栄に求めているこうとする求心性を持っている」（小林美和三三頁）こと等が明らかにされている。○兵革打続キ 鳥羽院崩御後の最初の合戦である保元の乱は、崩御九日後の保元元年（一一五六）七月十一日に起きた。また、平治の乱は、平治元年（一一五九）十二月九日に起きている。このように、鳥羽院崩御の後、兵乱が立て続けに起きたことを言う。ところで、「清盛息女」の終結部に、「保元ニ為義キラレ、平治ニ義朝討レシ後ハ、末々ノ源氏、此彼ニ有シカ共、或ハ流サレ或討レテ、今ハ平家ノ一類ノミ、独リ武威ヲ奪テ、自政ヲ恣ニセシカバ、頭サシ出者ナシ」（〈盛〉一―七七頁）とあったように、保元の乱・平治の乱の時に、平家は、破格な昇進を遂げた。しかし、本段では、その時はまた、王法内における院と内との対立の時代の始まりでもあったとする。本段以前を序章と捉え、「二代后」以降を破章と捉える青木三郎は、本来『平家物語』は、保元・平治の乱か

ら描き始められるべきであったが、先行作品として既に『保元物語』『平治物語』があったので、保元の乱の原因である院内の対立と同じ場を設定するため、二条天皇の時代の「二代后」を取り上げたとする（四八頁）。なお、『愚管抄』に、『平家物語』に近似した本文が見られる。「保元元年七月二日、鳥羽院ウセサセ給テ後、日本国ノ乱逆ト云コトハヲコリテ後ムサノ世ニナリニケルナリ。コノ次第ノコトハリヲ、コレハセンニ思テカキヲキ侍ナリ」（二〇六頁）。鳥羽院の崩御後、武者の世となったその「コトハリ」を『愚管抄』は描こうとしたのに対し、鳥羽院崩御後の院内の対立を契機として、破格な昇進を平家は遂げたものの、その後衰滅への道を通った平家を描こうとしたのが『平家物語』であると言えようか。○就中永曆応保ノ比ヨリ、禁裏ノ近習ヲバ仙洞ヨリ被召禁…〈盛〉以外の本話の記事構成を示すと次のようになる。〈延〉をもとに、諸本記事を示す。なお、〈盛〉については、当該の注解において検証する。

A 就中、永曆応保ノ比ヨリ、内ノ近習ヲバ院ヨリ御誠アリ、院ノ近習ヲバ内ヨリ御誠アリ。

B カ、リシカバ、高モ賤モ恐レ怖キテ、安キ心ナシ。深淵ニ臨テ薄氷ヲ踏ガ方シ。

C 法皇を軽んじた内の近習者経宗・惟方を、法皇、清盛に命じ配流。

D 院の近習者資長卿、主上を呪詛し解官、応保二年六月に流罪。

E 時忠、妹が皇子を生んだとき過言し解官、応保二年六月に流罪。

F 法皇御願の蓮華王院供養に際し、主上行幸無く、勳賞もなきを、法皇歎く。

G 主上、上皇父子ノ御中ナレバ、何事ノ御隔カ有ベキナレドモ、加様

ニ御心ヨカラヌ御事共多カリケリ。是モ世澆季ニ及ビ、人凶惡ヲ先トスル故也。

〈延・長〉が、A・B・C・D・E・F・Gの順に記すのに対し、〈四・闘・南・屋・覺〉は、A・B・Gの順に記し、間のCからFの記事を欠く。この点については、「美文口調」のA B Gの記事に割って入る形で、CからFの『愚管抄』に依拠する「史書風の文体」による主上上皇不和記事が見られるとして、それらの記事は総て挿入記事と考えられた（富倉徳次郎四三〜四四頁）。しかし、この点については、佐伯真一の反論があるように、A・Bに続けて、「其故ハ」（〈延〉四一オ）として、主上上皇不和記事を挟み込む〈延・長・盛〉の形こそが、最も無理のない文脈であろう（五二〜五三頁）。ところで『愚管抄』は、院内不和記事を次のように記す。「サテコノ平治元年ヨリ応保二年マデ三四年ガ程ハ、院・内、申シ合ツ、同シ御心ニテイミジクアリケル程ニ、主上ヲノロヒマイラセケルキコエアリテ：」（三三八頁）。平治元年（一一五九）から応保二年（一一六二）にかけて、三、四年の間は、院内の仲は良好であったとする。この『愚管抄』の読解は、その前後の記事によれば、平治二年正月、八条堀河の顕長邸に後白河院が御幸した折、内の近臣経宗・惟方が、棧敷を板で打ち付けるといふ暴挙を働いて配流された件、応保二年六月の、先に掲げたD・Eの件と言うように、院内の関係は良好であったものの、双方の近臣等によって事件は起こされたと言わなければならない（佐伯真一、五三頁）。例えば、『平治物語』が、『愚管抄』が記す平治二年正月の事件を、「主上、若年にましませば、これほどの御はからひ有べしと覺えず。これは経宗・惟方がしはざなり」（新大系二六一頁。但し、二条天皇はこ

の年十八歳)と、近臣等によって引き起こされた事件と解するように、そうした捉え方もあったのである。一方、『平家物語』の場合は、どのように読めるのだろうか。佐伯は、「主上、上皇父子ノ御中ナレバ、何事ノ御隔力有ベキナレドモ、加様ニ御心ヨカラヌ御事共多カリケリ。是モ世澆季ニ及ビ、人凶悪ヲ先トスル故也」(〈延〉。〈覚〉「主上、上皇父子の御あひだには、なに事の御へだてかあるべきなれども、思の外の事どもありけり。是も世澆季に及で、人梟悪をさきとする故也」〔上―三〇頁〕とある)の部分で、「主上上皇の間には隔てがないのに人々が梟悪を先として動き、「思のほかの事ども」があったとは、明らかに、院や天皇の意志とは別に、近習の者が事件を引き起こしたのだという言い回しであり」(五三三頁)と解するが、ここは、「主上・上皇親子の間には、本来何の心隔てもあるはずはないのに、このようにご不快な事などが多かった(〈覚〉)によれば、「意外なことなどがあった」。これも、世が末世に及んで、人が人道に背いた悪い行いを専らとするようになったためだ」と解すべきところだろう。故に、「明らかに、院や天皇の意志とは別に、近習の者が事件を引き起こしたのだという言い回し」とまでは言い難いのではなからうか。ましてや、具体的不和記事を引きかない〈延・長・盛〉以外の諸本で、そのように読むことは、さらに困難となる。また、先に引いた『愚管抄』と異なり、『平家物語』は、「就中「永曆応保ノ比ヨリ、内ノ近習ヲバ院ヨリ御誠アリ、院ノ近習ヲバ内ヨリ御誠アリ」(〈延〉四〇ウ〜四一オ)と、双方の近臣を院や内から直接誠めがあったとして本話を始めることからしても、院内の確執は、『愚管抄』とは異なり、永曆応保の頃から既にあったとして読むべきだろう。この後に引かれる、長寛二年

(二一六四)のFの事件において、造進した蓮華王院に「行幸成シ奉ラムト、法皇被思食ケレドモ、主上「ナジカハ」トテ、御耳ニモ聞入サセ給ハザリケリ」(〈延〉四一ウ)の記事などは、明らかに院内の確執として記されている。そして、この後、確認するように、『平家物語』は、「二代后」事件を、院内の確執の最たる事件として描こうとするのである。なお、『平家物語』諸本の中で、当該記事を、院内不和の構想で初めから記そうとするのが、「就中「自「永曆応保之比」内与「諱云守仁」二条院也」院(諱云雅仁後白河院)祖父子(皇歟)御中不和之間内「近習者」自院「御方」戒之。院「近習者」從内「御方」有御戒」(卷一上―一三オ〜一三ウ)と記す〈鬮〉と、次項で検証する〈盛〉である。○主上上皇御父子ノ御間ナレバ、何事ノ御不審力ハ有ベキナレ共…前項に引いたGの記事。諸本では主上上皇不和記事の後に置くが、〈盛〉は前に置き、以下不和記事を引く。また、諸本でGの記事が置かれる位置に、〈盛〉は類似した記事「父子ノ御中ナレバ、百行ノ中ニ孝行尤第一也。上皇ノ叡慮ニ叶御座ベキニ、サモナクテ角思ノ外ノ事共アリ」(一一八三頁)を引き、上皇の意に背く二条天皇を批判する。〈盛〉の場合も、〈鬮〉と同様に、これら一連の記事を、初めから院内の不和を示すものとして構想するのであろう。○是世及澆醜之俗…「澆醜」は、他諸本では、「澆季」。〈盛〉異本の内、〈蓬・静〉は、「澆醜」(澆)と共に、道德が衰え人情が薄くなった末世を意味する。「澆醜之俗」とは、〈覚〉「夫末代の俗に至ては」(上―一二一頁)に見るように、澆季の俗世の意。なお、校異の15に見るように、〈蓬・静〉は、「世及澆醜之俗人「挿梟惡之心」故也」と訓むが、掲出の形が良い。○永曆元年二月廿一日ニ、上皇内裏ニ臨幸有

テ…〈延・長〉「其故ハ、内ノ近習者經宗・惟方が計ニテ、法皇ヲ輕シメ奉リケレバ、大ニ不安事ニ思食テ、清盛ニ仰テ、阿波国・土佐国へ被流ニケリ」（延）四一オ。内の近習者經宗・惟方による上皇への陵辱の詳細について、〈盛〉は全く記さず、〈延・長〉も「法皇ヲ輕シメ奉リケレバ」としか記さず、共に具体性に欠ける。その点は、同事件を伝える『今鏡』も、「院の御ため、御心にたがひて、あまりなる事どもやありけむ、二人ながら内に候ひける夜、あさましき事どもありて」（鄙の別れ、全訳注上―五〇〇頁）としか記さない。これに対して『愚管抄』は、注解「就中水暦応保ノ比ヨリ、禁裏ノ近習ヲバ仙洞ヨリ被召禁…」項に略述したように、事件を詳細に記す。また、同様の記事が、『平治物語』の「經宗・惟方遠流に処せらるる事、同じく召し返さるる事」（新大系二六一―二六二頁）にも見られる。結局、こうした事件は、平治の乱の終結後、二条天皇の生母懿子と同腹の經宗、母が二条天皇の乳母である惟方の兩人によって、後白河院院政を停止して、二条親政を実現しようとして画策されたものだろう。『愚管抄』にも、「大方此二人シテ世ヲバ院ニシラセマイラセジ、内ノ御沙汰ニテアルベシ、ト云ケルヲ」（三七頁）とある。また、〈尊卑〉が引く經宗公伝には、今回の事件が、「以帝威之重寄於禁裏仙洞御親子之間、申沙汰異議」。頻申傾仙洞御世務、称詔宣違背院中之時、誼勅動及狼籍。仍自仙洞被仰大式清盛朝臣、被召誠之。清盛軍士馳向彼宿所之処、本所家人等妨戦。官軍多被疵。家人殞命。然而為民部大甫為水、遂被召捕訖。将參仙洞、已可被行死罪之処、依法性寺撰政申沙汰止死罪一等、被流阿波国」（一―二〇七頁。〈尊卑脱漏〉続群書五上―一七三頁もほぼ同）

と記されている。なお、「二月廿一日」は、「二月廿日」が正しい。『百練抄』「二月廿日。院仰清盛朝臣。擲召權大納言經宗。別当惟方卿於禁裏中」（永暦元年条）。○惟方卿ハ叔父也。「叔父」は、〈蓬・静〉「保父」。惟方は、二条天皇の乳母子。二条天皇の母方の叔父となるのは、經宗。「保父」の用例・意味未詳。○縦八虐ノ犯アリテ、五刑ノ法ヲ被行トモ…「…人ト疑ヲナセリ」まで、〈盛〉の独自異文。たとえ八虐の罪を犯し、五刑に処せられるとしても、（帝の係累の人ならば）罪名に問うこともなく、このように即座に繩を打つなどということがあろうかと人々は非難したとする。『平治物語』によれば、この問題になったのは、公卿である二人を死罪に処すことで、法性寺大殿忠通が、死罪を行えば兵乱は絶えず、「遠流は死罪に同ず」として、死罪を宥め、遠流に処するように訴えたとする。同様のことは、『今鏡』にも、「法性寺の太政大臣のせちに申しやはらげ給ひて、各々流されにき」（全訳注上―五〇〇頁）と見え、事実としては、こうした遣り取りが専ら交わされたのであろう。○同三月十一日ニ、經宗卿ハ阿波、惟方卿ハ長門ヘゾ被流ケル。配流地、〈長〉同、〈延〉は惟方を「土佐」とするが、「長門」が正しい。〈補任〉「經宗（四十二）三月廿八日解官（去廿日有）事。三月十二（二十一）日配流阿波国」、〈惟方（三十一）〉〈左兵衛督。別当。二月廿八日解官（去廿日有）事。三月十一日配流長門国。即日出家（或以前出家。法名救信。号粟田口別当）」（一―四四八頁）。○六月十五日ニ、又前出雲守光保朝臣ノ息男備後守光宗、薩摩国へ配流セラル。光保父子の謀叛譚は、〈盛〉の独自本文。源光保・光宗父子は、美濃源氏。摂津源氏頼光の孫国房から始まる系統で、代々北面として歴代の院に仕えてきた。光

保は、娘が鳥羽院の愛妾土佐内侍で、その縁もあって院の信任を得て正四位下出雲守まで昇進し、伊勢平氏に次ぐ家格を誇った。鳥羽院没後は美福門院・二条天皇に近侍した。また、平治の乱の折には、信西を探し出して首を討った。このように反信西派に与したことが、彼らの失脚の背景となったとされる（元木泰雄①六三〜六四頁）。〈盛〉では、光宗のみが薩摩へ配流されたかのように読めるが、事実は、光保は、薩摩に配流の後、川尻で誅殺され、息子の光宗は、配流の途中で自害した。〈尊卑〉「光保〈光国子光信弟、出雲守、従五下、使左衛門尉、母神祇大副輔清女、平治乱与同信頼卿〉、永暦元十一坐事配流薩摩国於川尻被誅了」—光宗〈伯耆守、備後守、従四下、叙留、左衛門尉、母、昇殿、号木田、坐事配流途中自害〉」（3—一四五頁）、『百練抄』「六月十四日。前出雲守光保已下配流遠国。依謀反之間也」（永暦元年冬）。『今鏡』「その年の六月にやありけむ、出雲の守光保、その子光宗などいひし源氏の武者なりし人、筑紫へ遣はして、果てはいかになりけるとかや。その人のむすめとかや、妹とかやなる人の、鳥羽院に時めく人にて、いとほしみのあまりにや、二条院東宮とておはしましし御乳母にて、位につかせ給ひにしかば、内侍のすけなど聞えき。そのゆかりにて、時にあへりしに、内の御方人どもの、かく事にあへりしかばにや、また源氏どものしかるべく失せむとてにやありけむ、またさばかりの少納言うづまれたる、索めいでたるにやよりけむ、かくぞなりにし」（全訳注上—一五〇四頁）。○応保元年九月十五日二八、左馬権頭平頼盛、右少弁時忠被解官ケリ〈延・長〉「時忠卿、妹小弁殿高倉院恨奉セケル時、過言シタリシトテ、其前年解官セラレタリケリ」（〈延〉卷一—四一ウ）。傍線部は、『愚管抄』の「イ

モウトノ小弁ノ殿ウミマイラセケルニ」（三三八頁）が正しく、〈延・長〉が共通の誤りを犯していることから、〈延・長〉共通の祖本の段階で、『愚管抄』本文が取り込まれたことを明らかに示す箇所（山下宏明②一五七頁）。この日解官されたのは、教盛と時忠で、頼盛とあるのは誤り。「解官、左馬権頭兼常陸介平教盛、右少弁兼右衛門佐平時忠」（『山槐記』応保元年（一一六一）九月十五日冬。頼盛はこの時「太皇太后宮亮」であり、資料を写した際の誤写レベルの誤りだろう。時忠の流罪は四年間に及び、召還されたのは永万元年（一一六五）九月のこと、本位に復したのは仁安元年（一一六六）三月のことであった（多賀宗集三〇七頁）。○是ハ高倉院ノ宮ニテ御座ケルヲ、太子二立テ奉ラント謀ケル故也 永暦二年（一一六一）九月に平滋子（清盛の妻時子の妹）が、後白河院の皇子（のちの憲仁親王、高倉天皇）を出産すると、皇子のない二条天皇を退け、憲仁の即位と後白河院政の確立を目指す動きが活発となった。その中心は後白河近臣源資賢、滋子の兄平時忠らであり、成親もこれに同調したらしい（元木泰雄②二二頁）。一方、鳥羽院近臣だった清盛は、正統の皇位継承者二条天皇に従属する立場にあり、里内裏を警護したほか、天皇より政治的諮問を受けているし、長寛二年（一一六四）には天皇の信任厚い関白基実を女婿としている。清盛は、後白河の下で急速に台頭した時忠や教盛らの弟たちとは一線を画し、鳥羽の正当な後継者二条に政治的に奉仕する姿勢を示していたという（元木泰雄①七二頁）。ところが、二条天皇と、二条天皇、六条天皇を支援した摂政基実の相次ぐ夭折から、清盛も急遽後白河院と提携し、高倉擁立に同意することになったとす（元木泰雄②二三頁）。なお、時忠等が解官された同月の二十八日

には、右馬頭伊隆、左中将成親以下の「上皇近習之輩」が解官されている（『白練抄』同日条）。天皇親政派から院政派への攻撃が、集中的になされた時期であった。○上皇政務ヲ不可聞召之由、清盛卿申行ヒケリ。ここから、「孝道ニハ大ニ背ケリトゾ」まで、〈盛〉の独自記事。この時期の清盛については、『愚管抄』に、「サテ主上（二條院）世ノ事ヲバ一向ニ行ハセマイラセテ、押小路東洞院ニ皇居ツクリテオハシマシテ、清盛ガ一家ノ者サナガラソノ辺ニトノキ所ドモツクリテ、朝夕ニ候ハセケリ。イカニモく清盛モタレモ下ノ心ニハ、コノ後白河院ノ御世ニテ世ヲシロシメスコトヲバ、イカゞトノミオモヘリケルニ、清盛ハヨクくツ、シミテイミジクハカラヒテ、アナタコナタシケルニコソ。我妻ノオト、小弁ノ殿ハ、院ノオボエシテ皇子ウミマイラセナドシテケレバ、ソレモ下ニ思フヤウドモアリケン」（二三九頁）とある。清盛は、妻の妹が後白河院の皇子を生んだことから、内心思う所もあり、「アナタコナタ」して、院内双方に心配りをしていたが、本心では天皇親政を望み、平家一族は二条天皇のもとに祇候していたという。具体的には、前項で確認したとおりである。清盛の妻時子は二条天皇の乳母であり（『山槐記』）応保元年十二月二十七日条、故に清盛は天皇の後見役であった。高橋昌明①②は、〈盛〉のこの記事を引き、「武力を背景にする清盛によって、院の発言が封じ込まれたもようである。以後、平氏は二条親政を推進する力として機能した」（①四頁、②六四頁）とする。なお、後白河の政務への介入の実例を人事権の面で示しておく。応保元年四月の除目は天皇の許で行われていたが、その際作成される候補者名簿である「任人折紙」が後白河の許へ届けられ、院はその折紙に「合点」する、または別の「御報書」を作

成するなどの「自院令申」（『山槐記』永暦二年四月一日条）という方式によって意向を反映させようとしていた。二条天皇は極力院の意向を反映させていたようであるが、ちょうど『盛衰記』当該条と同じ応保元年九月頃からこれを覆す人事を行っている。たとえば、前年の春に院宣によって祭主に大中臣為仲が補任され、翌応保元年四月一日にはその為仲の推挙による院からの要請によって、為仲の息子の為定が神祇権少副に任命されていた（『山槐記』）。正式に任命されているということは応保元年四月段階までは、二条天皇は後白河からの人事要求をほぼ丸呑みしていたことになる。ところが、九月十九日になって為仲は「件人勞淺不當仁、而去春雖依院宣被補令改定」、すなわち院宣によって補任したけれども任に堪えないということで、大中臣師親に代替されている（『山槐記』）。系譜的に見ても師親の系統はほぼ各世代にわたり祭主を輩出しているのに対し、為仲の系統は父祖五代の間祭主に補任されたものはいない。家格的に見ても、院の強い後押しがなければ、とうてい祭主にはなれない人物であった（『群書類従』系譜部「中臣氏系図」、「統群書類従」系図部「大中臣氏系図」）。二条天皇は、恣意的な後白河の人事に対し、当時の貴族社会においては常識的な人事を行ったことになる。二条天皇が後白河の影響力からの脱却を図ったのは、大中臣為仲の子為定の神祇権少副補任を認めた応保元年四月一日から、『盛衰記』当該条の九月十五日までの間だったということになる。○清盛卿申行「申し行う」の意味は、上皇が政務に関わらないように進言したとか助言した程度の軽い意味ではない。当時の古記録からの代表的な用例を以下に示す。

・「民部卿被申行陣定、諸国条事云々」（『中右記』康和四年五月

二十七日条

・「故二条殿初申行仗議給之時、殊被撰日次、但馬国条事也、今度以彼例、須申行条事定也、然而事已急速大事也、又身為神宮上卿、彼以前撰申行条事定、頗似無便宜、仍今度定、以吉日可申行也」(『玉葉』承安二年閏十二月十五日条)

これらの用例から「申し行う」というのは、公卿の公議である陣定の上卿として、すべてを統括し取り仕切ること、またそのように実施することを意味していたことがわかる。すなわち「申す」の方ではなく「行う」の方に意味の重みが置かれた用語である。だから、清盛が「上皇政務ヲ不可聞召」とは、責任をもって実施したという意味になるのである。○君ノ威怒ニ廢レ、臣ノ驕速ニイチジルシ 清盛が、後白河院の院政を否定する発言をしたことに對し、これは、君主の權威が衰えた結果、臣下の清盛の驕りが昂じることになったとする。このように、〈盛〉では、上下の秩序を無視した清盛の行いを、君主のありかたと相即不離のものとして捉えていることを、榊原千鶴は重視する。〈盛〉が事件と政道を分かちがたいものとして捉える同様の例として、他に「額打論」の折の「朝家ノ恥、武將ノ驕リ、只此事ニアリ」(11—10九頁)と、鹿谷事件の折の清盛の言葉「大方近来イトシモナキ者共ガ近習者シ、下剋上シテ折ヲ待時ヲ伺テ、種々ノ事ヲ勸申ナル間ニ、御軽々ノ君ニテハ御座、係乱国ノ基ヲモ思召立ケリ。向後トテモ非可奉打解、一天之煩当家ノ大事、一定出来ヌト覚ユ」(1—13八五—三六六頁)とを指摘する(四五—四七頁)。○同日ノ除目ニ 教盛と時忠が解官されたその日の除目に際して、後白河院はかねてから二条天皇に、信範を右少弁に、時忠を五位藏人に任官するように要請

していたが、兩名は解官され、右少弁には長方が、五位藏人には重方が任官されたという記事で、任官に纏わる院内の確執を記す。ただし、信範・時忠を後白河が推していたということを明確に示す史料はない。しかし、先年、時忠と並んで院の申次を勤めていた藤原行隆が藏人に補任され二条に近侍していることを勘案すると、後白河が連絡の円滑化と監視の意味を込めて、行隆・時忠の二人の院司を藏人として天皇の側近に置こうとしていたことは十分考えられることである。○以信範被任右少弁： 平信範は、出羽守知信の次男、母は主殿頭藤原惟信女。この日の除目で、信範は、藏人少納言が止められ、左京権大夫に任官。信範が右少弁に任官したのは、二条帝崩御翌月の永万元年(一一六五)八月のことであった。撰関家の家司として父知信と共に代々仕え、鳥羽院・後白河院の院司としても活躍した。『山槐記』承保元(一一六一)年八月十二日条には、「有小除目、：頭弁書所望輩於折紙昨日進院、而不被仰彼人、召藏人少納言信範可加任人、書加下給云々、此事如何」とあり、除目に際して後白河上皇は最初に担当した頭弁ではなく、信範を召して処理をしている。このように院からは絶大な信頼を得ていたようである。○以時忠可被補五位藏人之由 藏人は当初は五位六位の区別無く定員八人であったが、仁和四年から五位と六位が区別されるようになった。院政時代には五位三人を置く場合があるが、そのときは六位を五人とし、藏人頭二人を加えた総数が十人を超えないようにされた(『平安時代史事典』上174—1頁)。応保元年九月十五日前段階での五位藏人は、藤原長方・平信範・藤原行隆の三人であった。藤原長方は父頭長が院の公卿別当(平安遺文三三三八号)のち本人も四位別当(平安遺文三六六六

号)、平信範はこの年に除目の「申沙汰」役として院から指名(『山槐記』応保元年八月十七日条)、藤原行隆は院判官代(平安遺文三二三八号)であるなど、いずれも後白河院と深い関係を持つ人物である。後白河はこのような人物を天皇の側近に近侍させることにより、自己の意志が円滑に天皇に伝達されること、天皇周辺の情報を即座に把握することなどを意図していたと思われる。そして、九月十五日の除目で平信範が左京権大夫に異動(『山槐記』九月十五日条)する後任として、後白河は平時忠を望んだのであった。平時忠は、『山槐記』永暦元年の十一月から十二月にかけて後白河院への取次の院司(十一月二十三、二十九日、十二月七日条)として、先に五位藏人になっていた藤原行隆(十二月二、三、六日条)と二人名前が記されている人物である。平時忠は、藤原行隆の先例に沿って、後白河が五位藏人として送り込もうとした人物であったといえる。○以長方被任右少弁『山槐記』によれば、この除目の日、長方は、藏人勞により右少弁となっている。長方は、権中納言顯長の嫡男、母は権中納言俊忠の女。顯長は実務の才によって官界に地歩を築いたというよりも、むしろ受領歴任を通して得た経済力を背景に、後白河院近臣として活動した人物かと考えられる。また、「長方猶公人也、不諛時勢吐直言、感而有余、誠是諫諍之臣也」(『玉葉』治承四年十二月三日)とあり、時勢におもねらない「公人」と九条兼美から評価されている。このほか『続古事談』には、陣定の定文をその場で執筆できた人物として「ちかごろ当座にあげたる人は、俊憲の宰相、長方中納言、実守の中納言」(新大系巻第一—一四)、福原をめぐる所謂兩京のさだめにおいて「長方卿ひとり少しも所をおかず、この京をそしりてことばをおしまずさ

んざんにいひけり」(巻第二—二四)などあり、「公人」としての評価は、ひとり兼美だけのものだけではなかったことがわかる。長方は、永暦元年(一一六〇)正月十七日から二月二十二日まで藏人を停止されているが、これは、後白河院と二条天皇との間の確執に関わり、父の顯長と後白河院との密接な関係から、長方も院の近習と目されて藏人を停止され、院側の巻き返しによって還補されたのか、詳細は不明である。また、『山槐記』応保元年十一月十八日条の「令淡路守宗盛被仰云、職事皆直參御前可奏申者、仍所咫尺龍顔也、凡職事者可近習也、而近代全不然、今被復旧儀歟、日来參御前職事頭弁雅頼朝臣、藏人治部大輔行隆等也、予、藏人右少弁長方、宮内大輔重方等、疎遠之人也」から、長方は藏人でありながら、後白河院との関わりの深さから、二条天皇に疎まれていたか(中村文二〇七—二一五頁)などと理解されてきた。しかし、通説的なこの史料の読解には誤りがある。そもそも、このときの二条天皇の意図は「職事皆直參御前可奏申」というもので、すなわち職事₁藏人は全員御前に近侍せよというものである。もし、長方他の人物が二条から疎まれていたのであれば、わざわざ御前に参上せよという命令を発する必要はない。この頃、御前に近侍しているのは「職事頭弁雅頼朝臣、藏人治部大輔行隆」の二人という状態であったという。『山槐記』の記主藏人頭藤原忠親(「予」、藏人右少弁長方、宮内大輔重方等は天皇の御前に近侍できる状態ではなく、これを藤原忠親は「疎遠之人」と表現しているだけである。「疎遠之人」という語に「二条天皇が意図的に疎んじている」と言う意味を込めて理解するのは誤りである。むしろ二条は、頭弁雅頼と藏人行隆の二人しか御前に参上しないという

状況の打破をこそ意図していた。なお、この措置以前に二条に近侍していた二人のうち、頭弁雅頼は「雅頼虚言申不_レ及」・「君令_レ知食虚言之人_レ歟」(『山槐記』) 応保元年十一月十九日条)、という評判があり、藏人行隆については前項で見えてきたように「後白河院庁判官代」(平安遺文三三三三八号)であり、『山槐記』において後白河上皇への取次役として散見される人物である。いづれにしても、二条天皇が親政の腹心として考えることはできない人物であり、藏人頭藤原忠親、藏人長方・重方らを御前に置きたいと考えたのであろう。これ以前、何故この三人が「疎遠」な状況に置かれていたのかを示す史料はないが、想像をたくましくすれば、院近臣である藏人藤原行隆に天皇側の情報を一手に把握させるため、何らかの圧力を加えて「疎遠」な状況を作り上げていたということになるのかもしれない。もしも九月の段階で、重方ではなく、後白河の意図する平時忠が藏人に補任されていたら、当然行隆と並んで二条に近侍しているはずであり、「疎遠」なのは忠親・長方の二名であったものと思われる。○以重方被補五位ノ藏人ケリ 重方の父は、正四位下讃岐守等を歴任した藤原顕能。「藏人、藤重方(皇后宮権大夫也、地下人也)」(『山槐記』) 応保元年九月十五日条)。「五位藏人 …正五下藤原重方(三十八)九月十五日補、宮内権大輔・皇后宮権大進如_レ元」(『藏人補任』) 応保元年条)。この重方も、前項に引いた『山槐記』に見るように、長方と同様に、「疎遠之人」という状況にあった。重方は「今度御使下向之間事、長方不_レ奉_レ存、重方直書_レ院宣、被_レ奉_レ殿下、殿下給光長下遣云々、自殿下_レ注_レ南都衆徒張本、以重方_レ被_レ進_レ院、付件注文、被_レ召_レ張本_レ歟」(『玉葉』) 承安三年七月十七日条)とみえ、院

宣を作成したり、撰関からの書類を院に取り次ぐなどの役割を果たしており、「重方為_レ殿上弁」、又院近習者也、仍所_レ仰歟、未_レ見之例也」(『玉葉』) 承安四年二月二十三日条)とあるように、院宣を作成できる院近習でありながら殿上弁の地位にあるという、従来にはない重要な役割を果たしていた。それまでは、院の取次として史料に散見していた藤原行隆が、藏人になったとたんにその役割としての記録が見えなくなるように、藏人になると表面上は院の業務からは外れたようであるが、重方は、殿上弁と院近習という二つの顔を表に出して活動したために、「未_レ見之例」と表記されたのであろう。○天子ニハ無父母 此の後の記事によれば、典拠は、醍醐天皇の言のようにも読める。直接の出典は未詳だが、諸説については、(『延喜注釈』) (巻一一二六一—二六二頁) 参照。(『盛』) を含めて諸本では、この言葉は、父後白河院や諸卿の反対を押し切り、先帝の後多子を強引に入内させる際の二条天皇の言葉であり、(『盛』) では重複の感もあるが、(『延・長・盛』) に、父後白河法皇の鳥羽殿幽閉に心を悩ます高倉天皇と比較して、「二条院モ賢王ニテ渡セ給ケルガ、御位ニ即セ給テ後ハ、「天子ニ父母ナシ」ト常ニハ被_レ仰_レテ、法皇ノ仰_レヲモ用_レマヒラセ給ザリシカバ」(『延』) 卷三一一〇四オ) と記されるように、法皇の仰せを常に背く際に用いていた言葉を、(『盛』) ではここにも用いたと読むこともできよう。○上皇ノ仰ナレバトテ、政務ニ私_レヲ不可_レ存 父帝の仰せであるからといって、政務に私情は差し挟むべきではないという二条天皇の政道観は、この後、「政道ニハ叶_レ給_レヘ共」と評価される一方、「孝道」には悖るものとして非難される。○誠ニ求_レ其人、被_レ置_レ其官トモ 後白河上皇の素意であった信範と時忠を排して、長方と重方とを任官させた

人事は、二条天皇の私意を排した、実力本位の人事だとしても
 意。○延喜ノ聖主ノ「天子ニ無父母」トテ、寛平法皇ノ仰ヲ背セ給
 ケルヲバ、御誤トコソ申伝タルニ 醍醐天皇が父宇多法皇に背いたと
 いうのは、「北野天神縁起」に説かれ、以後広く流布した延喜帝墮地
 獄譚に基づく。その典拠とされる『日藏夢記』によれば、六道廻りを
 した日藏が地獄に墜ちた醍醐天皇と対面した際、天皇が生前に犯した
 五つの罪を、次のように告白する。「我が父法王をして深く世事を憫
 り、天の如き險路を行歩せさせ、心神を困苦せしむるは其の罪の一
 り。自らは高殿に居し、聖父をして下地に坐せしめ、心を焦がさせ涙
 を落とさしむるは其の罪の二なり。賢臣を事没くして流すは其の罪の
 三なり。久しく国位を貪り、怨を得て法を滅ぼすは其の罪の四なり。
 自らの怨敵をして他の衆生を損ぜしむるは其の罪の五なり」（二四九
 ～二五〇頁。村上學の翻刻による）。その一が、道真の流罪を阻止し
 ようとする法皇を御所まで駆け付けさせたこと、その二が、御所を訪
 れた父法皇を地に座らせたこと、そしてその三が道真配流である。こ
 の三点はいずれも道真に関わる事柄であり、一と二が父法皇に対する
 不孝の罪となっている。ここで「寛平法皇ノ仰ヲ背セ給ケル」とする
 のも、道真の流罪を思い止まるようにとの父法皇の意志に背いたこと
 をいうのである。平家物語は他でもこれらの醍醐天皇の罪、とりわ
 け不孝の罪を指摘する。まず、諸本共に「小教訓」において、道真を
 西海に流したことを醍醐天皇の僻事とするが、中でも〈鬪〉は、「彼
 延喜の帝、雖得賢王名、依罪墮地獄中。一者、久治国
 欲施賢王名、名聞罪。二者、父寛平法皇為申、免菅大臣罪。雖有御
 幸、自高台奉見下、法皇不奉懸御詞罪。三者、用無実

被流菅承相^③是也」（卷二下—一六オ—一六ウ）として延喜帝墮地獄
 説話とともに帝の三つの罪をあげており、これらはそれぞれ、『日藏
 夢記』に記される罪の四、二、三に対応している。その他、〈盛〉「主上
 鳥羽籠居御歎」（卷十二）では、「延喜ノ聖主ハ我朝ノ賢帝ニ御座ケレ
 ドモ、北野天神ノ御事ニ依テ寛平法皇ノ背仰給テ、惡道ニ入セ給ケリ。
 二條院モ賢王ニテ御座ケレ共、天子ニ父母ナシトテ常ニ法皇ノ背仰申
 サセ給ケル故ニヤ、継躰ノ君マデモ御座サズ先立セ給」（二—二七五
 頁）と、ここでも醍醐天皇と二条天皇が並列され、醍醐天皇が寛平法
 皇に背いたことが記される。また〈延〉卷六では、延喜帝墮地獄説話
 を引く中で、醍醐天皇が日藏に対して「我父、寛平法皇ノ命ヲタガヘ、
 無実ヲ以テ菅原右大臣ヲ流罪セシツミニヨリテ、地獄ニ落テ、苦患ヲ
 受ク」（四〇オ）と自らの不孝の罪を告白している。次に「天子ニ無
 父母」について、この句は〈盛〉では四箇所に見られる。①長方・重
 方を任官した二条天皇の言葉（卷一。前掲「天子ニハ無父母」項参照）、
 ②醍醐帝が父法皇に背いて発した言葉（本項）、③二条天皇が多子を
 後に迎えようとした際の父後白河法皇の諫言に対する言葉（卷二。後
 掲「天子ニハ無父母」項参照）、④二条天皇が賢王でありながら父法皇
 に背いたことを示す言葉（卷十二。右に引用）。このうち③④は諸本
 共にはほぼ同様に用いられているため、①②が〈盛〉独自の例となる。
 ここから明らかなように、諸本ではこの句が二条天皇による言葉とし
 てしか読めないのに対して、〈盛〉では醍醐天皇の発言が先例として
 あげられている。この句が本来、二条天皇・醍醐天皇いずれの言葉と
 して伝えられるようになったのかは、資料が乏しく詳細は不明である。
 ただし、この句を醍醐天皇の発言として引く例として、『法華経直談鈔』

二末の延喜帝墮地獄譚における醍醐天皇の発言に「御門ノ云、有_レ我_レ五罪_一。一、不孝ノ罪也。奉_レ射_レ父_ノ寛平法皇_ニ天子_ノ無_レシト_レ父母_ニ云_レ事也。二、无_レ罪賢臣_ヲ流罪_セ故也。北野天神ノ事也。…」（『法華経直談鈔』一―三一九頁、臨川書店一九七九・五）とある。また、京都大学平松文庫蔵『天神御縁起』で僧正（法性房）が醍醐帝に十の誤りを諫言する中に「五番ニハ、テンシニブモナシトヲホセラレシコト、テンジユン七ダキ、ヂジン五ダキハサテツキヌ、マツニンワウノハジメヲバジئمテンワウトマウスナリ。テンシニブモナシトヲホセラレシコトハ、イマ、デナシ」（『京都大学蔵むろまちものがたり5』臨川書店二〇〇二・12、三三三頁）とある。『日藏夢記』や『天神縁起』に描かれていた醍醐帝の五罪に対して、前者はそれを變形したものの、後者はさらに発展させたものと言える。「天子に父母なし」とは本来は天皇の超越性を表現したものであろうが、『平家物語』及びこれらの例も含めて、不孝の象徴としてこの句が用いられていることは注目されよう。いずれにせよ、〈盛〉を除く諸本がまったく醍醐天皇の発言としての認識を持っていないようであることから、〈盛〉はおそらく、中世後期に醍醐天皇の発言として伝えられていた説に基づいて、②を記した可能性が指摘できる。○政道ニハ叶給ヘレ共、孝道ニハ大ニ背ケリトゾ この後にも、二条天皇が孝道に背いた帝であることは記される。その故に、二条天皇が批判される点は他諸本でも同じだが、「政道には適う」帝であるという視点は、〈盛〉独自のものの。ただし、諸本はいずれも二条天皇の後白河院軽視に対して批判しながらも、前項中の④に該当する箇所、二条天皇に対して「賢王」という評価を記す（「二条院モ賢王ニテ渡セ給ケルガ」〈延〉巻

三―一〇三オ）一〇三ウ、「二条院は賢王にて渡らせ給しか共」（〈寛〉上―一九二頁、等）。〈盛〉の叙述はこの対比を意識し、「賢王」という評価部分を「政道ニハ叶」としたのか。○同二年六月二日、修理大夫資賢、少将通家、上総介雅賢等、見任ヲ被解却 以下の記事は、先の諸本記事構成要素で示せば、Dに該当する。〈延・長〉「又主上ヲ呪咀シ奉ル由聞ヘ有テ、賀茂上ノ社ニ主上ノ御形ヲ書テ、種々ノ事共ヲスル由、実長卿聞出テ、奏聞セラレタリケレバ、巫男一人擲取テ事ノ子細ヲ召問ニ、「院ノ近習者資長卿ナド云、格勤ノ人々ノ所為也」ト白状シタリケレバ、資長卿、修理大夫解官セラレヌ」（〈延〉四一オ）。『愚管抄』もほぼ同文。但し、「資長」を〈盛〉と同様に「資賢」とする。『百練抄』「廿三日。資賢卿。通家朝臣。時忠。範忠之配流。不勤罪名。人傾之。是奉_レ咒_レ咀_レ主_レ上_レ於_レ賀_レ茂_レ社_レ之_レ由。露_レ頭_レ之_レ故也」（応保二年六月）。また、『清辨眼抄』所引の『後清録記』によっても、この時流罪されたのは、源資賢・源通家・平時忠・藤原範忠。罪状は、「聞密々子細_レ之_レ処、当今依_レ奉_レ咒_レ咀_レ。被_レ行_レ流罪_一。比叡巫女可_レ被_レ拷問_ニ云々。所謂奇異乱_レ天子_レ世_レ歟」（群書七―五九二頁）であった。以上からしても、「資長」は、「資賢」が良い。因みに、資長は、中納言藤原実光の次男。子に九条家の家司兼光がいる。藤原忠通の家司であった縁からか、皇嘉間院の庇護を受けており（松島周一、一〇九頁）、その後も晩年まで順調な昇進を辿った。「雖_レ遇_レ乱_レ世_一、未_レ曾_レ当_レ其_レ殃_一、次第昇進無_レ怨、昇_レ正_レ二位中納言」（『玉葉』養和元年二月二十七日条）。一方、源資賢は、後白河院の今様の師で、郢曲の家の当主であったが、憲仁の即位と後白河院政の確立を目指して、平時忠と共に中心的な働きをしていた（元木泰雄②二二頁）。「源資賢（五十

修理大夫。六月二日有事解官。同廿三日配流信乃国。除名（補任）
 応保二年条）。少将通家は、資賢の嫡男。『近衛府補任』「左少将 源
 通家（三千）美作介 六月二日解（依父修理大夫源資賢当公咒咀縁
 座）、同日解、美作介（同月廿三日伊豆国配流）」（応保二年条。「左
 少将源通家死（年卅五）、参議資賢一男、霍乱云々」（『顕広王記』
 仁安二年七月二十六日条）。上総介雅賢は、通家の子、資賢の孫。永
 暦元年（一一六〇）十二月二十九日任上総介。応保二年六月十五日解
 官。文治元年十二月二十九日任参議。後白河院の今様の弟子でもあつ
 た。また、『百練抄』『後清録記』が記す藤原範忠は、熱田大宮司季範
 の子、母は白河院近臣源行遠の子。大宮司であると共に後白河院の近
 臣。保元・平治の乱では義朝に従い、応保元年（一一六一）の小除目
 では左近将監に、また同年の内に内匠頭に昇進し、配流後も承安二年
 （一一七二）には大宮司職に還補し、後白河院北面に列した（藤本元
 啓二五頁）。○係ケレバ、高毛賤モ安キ心ナシ。只深淵ニ臨テ、薄
 氷ヲ蹈方如シ 先の諸本記事構成要素で示せば、Bに該当する一文。
 〈延・長〉では、冒頭に置かれていた一文を、話末に置く形。内と院
 との確執の高まりを受け、次の「二代后」事件に引き継ぐ形。○主
 上トハ二条院、上皇トハ後白川法皇…「サモナクテ角思ノ外ノ事共
 アリ」まで、〈盛〉の独自本文。二条天皇が孝道に悖る帝であること
 が強調される。〈盛〉には、次項に見るように、孝道が強調されて記

【引用研究文献】

*青木三郎「平家物語の構想をめぐって」（国語と国文学、一九七三・6）

*遠藤光正『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠（一）（大東文化大学東洋研究七七、一九八六・1）

*梶原正昭『平家物語』の一考察—鹿谷と白山事件（早大教育学部学術研究、一九六一・11。『日本文学研究資料叢書 平家物語』有精堂

されている。なお、『平家物語』における二条天皇批判は、常に父帝
 後白河院と争い期待に背いた二条天皇に対して、ひたすら父帝を氣遣
 う孝子高倉天皇というように、対照されて描かれている（早川厚
 一、三三頁）。○百行ノ中ニ孝行尤第一也 典拠は、『後漢書』の「江
 革伝」「孝百行之冠、衆善之始也」による（遠藤光正六頁）。〈盛〉には、
 他に、卷七「康頼造卒都婆」に、「孝養ハ百行ノ最長、龍天必ズ哀愍ス」
 （一四六四頁）、卷十二「主上鳥羽院居御歎」に、「百行ノ中ニハ孝
 行ヲ先トシ、万行ノ間ニハ孝養勝タリ。如来万徳ノ尊、孝ヲ以テ正覺
 ヲ成、明王一天ノ主、孝ヲ以テ国土ヲ治トイヘリ」（二二七五頁）。〈延・
 長・屋・覺〉にも「百行中ニハ孝行ヲ以テ先トス。明王ハ孝ヲ以テ天
 下ヲ治」（〈延〉卷三一〇三オ）とある。趣意は同じだが、〈盛〉が
 より「孝」の重要性を強調するべく独自本文を補っていることになる）、
 卷十七「始皇燕丹勾踐夫差」に、「孝ハ百行ノ源、孝ハ一代ノ勤也ケ
 レバ、祈ノ甲斐アリテ角馬庭上ニイナ、キケリ」（三一六〇～六一頁）
 と見える。○其中二人耳目ヲ驚シ、世ニ傾申事アリキ 〈延〉にも、
 次に展開する「二代后」の導入として、「主上ハ上皇ヲモ常ニハ申返
 サセ給ケル、其中ニ、人耳目ヲ驚シ、世以テ傾キ申ケル御事ハ」（四二
 ウ）と記すように、「二代后」事件こそ、院内の確執の最たる事件と
 して次に記そうとするのである。

- 一九六九・12再録。『軍記文学の位相』汲古書院一九九八・3再録)
- *小林美和「平家物語巻一の構想をめぐって―延慶本を中心に」(『青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- *佐伯真一「『平家物語』の『愚管抄』依拠―四部本研究の予備作業として」(『帝塚山学院大学研究論集一八、一九八三・12。『平家物語遡源』若草書房一九九六・9再録。引用は後者による)
- *榊原千鶴「『源平盛衰記』の二性格―「政道」をめぐって」(『日本文学、一九九一・1。『平家物語 創造と享受』三弥井書店一九九八・10再録。引用は後者による)
- *高橋昌明①「後白河院と平清盛―王権をめぐる葛藤―」(『歴史評論六四九、二〇〇四・5)
- *高橋昌明②「平家の群像 物語から史実へ」(『岩波書店二〇〇九・10)
- *多賀宗隼「平氏一門―平時忠について」(『日本歴史』三六〇、一九七八・5)
- *時枝誠記「平家物語はいかに読むべきか」に対する一試論」(『国語と国文学、一九五八・7。『文法・文章論』岩波書店一九七五・2再録。引用は前者による)
- *富倉徳次郎「原平家物語の意味―愚管抄と平家物語の関連―」(『文学、一九六七・6)
- *中村文「能吏の孤独―藤原長方伝素描―」(『家と血のイリュージョン』叢書 想像する平安文学第六巻、勉強出版二〇〇一・5。『後白河院時代歌人伝の研究』笠間書院二〇〇五・6再録。引用は後者による)
- *早川厚一「『平家物語』の成立―鹿谷事件と二条・高倉兩帝の造形について―」(『名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)』二四―1、一九八七・6)
- *藤本元啓「中世熱田社の構造と展開」(『続群書類聚完成会二〇〇三・2)
- *松島周一「基房・兼実・皇誦院」(『日本文化論叢五、一九九七・3)
- *美濃部重克「『平家物語』序章考」(『南山国文論集一〇、一九八六・3)
- *村上學「縁起以前―『日蔵夢記』の言説の戦略―」(『海王宮―壇之浦と平家物語』三弥井書店二〇〇五・10)
- *元木泰雄①「平清盛の闘い―幻の中世国家」(『角川書店二〇〇一・2)
- *元木泰雄②「藤原成親と平氏」(『立命館文学』六〇五、二〇〇八・3)
- *山下宏明①「平家物語の構造とそのなりたち―巻一をめぐって―」(『文学語学』五三、一九六九・9。『平家物語研究序説』明治書院一九七二・3再録。

引用は後者による）

* 山下宏明②「平家物語評釈七 二代后（一）」（国文学解釈と鑑賞、一九六八・10）

1 故近衛院ノ后ニ² 太皇太后宮ト申³ハ、徳大寺⁴ノ左大臣³公能ノ御娘也。中宮ヨリ⁴ 太皇太后ニ⁵ 上ラセ給⁶タリケルガ、先帝ニ後レサセ⁶ 給⁶テ後ハ、九重ノ中ヲバ住⁷愛⁸思⁹食¹⁰シテ、近衛川原ノ御所ニゾ移¹¹住¹²セ給¹³ケル。先朝¹⁴ノ后ノ宮ニテ、フルメカシク幽ナル御有様也ケルガ、永曆¹⁵応保ノ比ハ、御年廿七八ノ程ニモヤ成¹⁶セ給¹⁷ケン。天下第一ノ美人ニテ¹⁸ 御座由聞¹⁹エサセ給²⁰ケレバ、主上御色ニ²¹ ヨソムル御心有²²テ、密²³高力士ニ²⁴ 詔シテ、²⁵ 外宮ニ引²⁶求²⁷メサセ給²⁸テ、忍²⁹ビツ、彼³⁰ノ³¹ 太皇太后宮³²ハ³³ 御書有³⁴ケレ共、后ウツ、ナラズ思³⁵召³⁶レケレバ、更ニ聞³⁷シ召³⁸入³⁹レサセ給⁴⁰ズ。主上ハ忍⁴¹ビノ⁴² 御書モ度重⁴³リケレ共、空⁴⁴シキ⁴⁵ 御書也ケレバ、今ハヒタスラ穂⁴⁶マシク⁴⁷テ、后入⁴⁸内有⁴⁹ベキ由、父⁵⁰ノ⁵¹ 左大臣家ニ⁵² 宣⁵³旨⁵⁴ハ⁵⁵ 被⁵⁶下⁵⁷ケリ。「此の事珍⁵⁸キ御事也。先帝⁵⁹ノ⁶⁰ 后宮⁶¹ニ⁶² 奉⁶³祝⁶⁴事、イカ⁶⁵有⁶⁶ベキ」トテ、公卿僉議有⁶⁷ケレ共、各⁶⁸難⁶⁹意⁷⁰得⁷¹之⁷²由⁷³被⁷⁴申⁷⁵ケリ。但⁷⁶先例ヲ⁷⁷可⁷⁸相⁷⁹尋⁸⁰之⁸¹旨⁸²議定⁸³アリ。

【校異】 1 〈近〉「二代之后付則天皇后ノ事」と傍書。 2 〈近〉「大くはう大くうと」、〈蓬〉「太皇太后宮と」、〈静〉「太皇太后宮と」。 3 〈近〉「このうの」、〈蓬・静〉「公能の」。 4 〈近〉「大くはう大くうに」、〈蓬〉「太皇太后に」、〈静〉「太皇太后に」。 5 〈近〉「のほらせ給ひたりけるが」、〈蓬・静〉「あからせ給たりけるか」。 6 〈近〉「給ふて」。 7 〈近〉「うちをは」。 8 〈近〉「このえかはらの」、〈蓬〉「近衛河原の」、〈静〉「近衛河原の」。 9 〈近〉「きさいのみやにて」、〈蓬〉「后宮にて」、〈静〉「后宮にて」。 10 〈近・蓬・静〉「おはします」。 11 〈近〉「そめる」。 12 〈近〉「せうして」、〈蓬〉「詔して」、〈静〉「詔して」。 13 〈近〉「ぐはいきうに」、〈蓬・静〉「外宮に」。 14 〈近〉「大くはう大くうへ」、〈蓬・静〉「太皇太后宮へ」。 15 〈近〉「御しよ」、〈蓬〉「御書」、〈静〉「御書」。 16 〈近〉「こしよも」、〈蓬〉「御書も」、〈静〉「御書も」。 17 〈近〉「御かへりことなりければ」、〈蓬・静〉「御事なりければ」。 18 〈近〉「さ大じんけに」、〈蓬〉「左大臣家に」、〈静〉「左大臣家に」。 19 〈近〉「こうきう」、〈蓬〉「后宮」、〈静〉「后宮」。 20 〈近〉「ころゑがたきのよし」、〈蓬〉「心得かたきよし」、〈静〉「心得かたきよし」。 21 〈近〉「あひたづぬべきよし」、〈蓬〉「あひ尋ぬへき由」、〈静〉「あひ尋ぬべきのよし」。

【注解】 ○故近衛院 在位一一四一〜一一五五。鳥羽天皇第九皇子で 歳で即位した。その時の宣命に「皇太子」ではなく、「皇太弟」と書名は体仁（なりひと）。母は美福門院得子。諸大夫出身という母の身 かれてあったため崇徳院の院政が不可能となり、それが、崇徳院の分に問題があったためか（元木泰雄五八頁）、異母兄崇徳天皇の中宮 意趣の原因となったと『愚管抄』（旧大系二四頁）には記されている。久安六年（一一五〇）正月、左大臣藤原頼長が養子としていた 聖子（忠通の娘）の養子として、保延五年（一一三九）八月に生後 藤原公能の娘多子を入内させると、同年四月、これに対抗した頼長三ヶ月で崇徳天皇の皇太子となり、永治元年（一一四一）十二月に三

の兄摂政忠通は、養子としていた藤原伊通の娘皇子を入内させた。二月頃に、皇子入内の噂を聞きつけた頼長の強い働きかけによって、同年三月十四日多子の皇后冊立が実現している。多子と皇子との入内争いについては、この後の注解「先朝ノ昔ヤ恋シク思食ケン：御イタハシケレ」参照。久寿二年（一一五五）七月に十七歳で崩御。晩年眼病を患っていたが、これが愛宕山天公像の目に釘を打ったためとの託宣があり、美福門院と忠通がそれを忠実と頼長による呪詛と疑って、鳥羽院が二人を憎んだことが、『台記』久寿二年八月二十七日条に記される。政治的には影が薄いのが、『今鏡』すべらぎの下「虫の音」には、「この帝、御みめも御心ばへも、いとなつかしくおはしましけるに」（全訳注上―四三七頁）、「歌をも幼くおはしますほどに、優れて詠ませ給ふ。法文の方も、しかるべくてやおはしましけむ、心にしめて、経などをも訓によませ給ひて、それにつけても、二十八品の御歌など詠ませ給ふ」（同四四三頁）と、その容姿や性格、才芸について記されている。○**太皇太后宮** 『令義解』には「天子祖母登_二后位_一者爲_二太皇太后_一とあり、本来は天皇の祖母で后位に昇った者の称であった。しかし、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子が仁明天皇の踐祚によって、天皇の母であるにもかかわらず太皇太后となったことで原則が崩れ、以来、天皇の代替わりや、新後の冊立が行われると皇后から皇太后へ、皇太后から太皇太后へ転上が行われるようになった（『皇室制度史料 后妃三』一―三頁）。ここでは藤原多子のこと。右大臣藤原公能の娘で、母は従三位藤原豪子。早くから左大臣藤原頼長の養女となり、久安六年（一一五〇）正月十日、近衛天皇のもとに入内、十九日には女御となり、三月十四日には立后している。『今鏡』によればこのと

き彼女は十一歳なので、その生年は保延六年（一一四〇）ということになる。久寿二年（一一五五）七月、近衛天皇の早逝によって近衛河原に幽居するが、永暦元年（一一六〇）正月、二条天皇の強い要請により入内、永万元年（一一六五）七月に二条天皇が崩御すると十二月に出家。建仁元年（一一〇一）十二月、六十二歳で崩御した。なお、二条天皇は、もともと後白河院の外戚として院政派の中核であった徳大寺家を取り込むため、藤原実能の女で、藤原忠通の養女となり、入内の際には忠通の子基実の猶子となっていた育子を、後白河院に全く関与させることなく入内させたという。この点からも、多子の再入内を、育子入内の前提となった出来事として、佐伯智広は評価する（四九―五六頁）。『今鏡』「藤波の下 宮城野」は、「この宮、何事も艶なるかた、情多くおはしまして、御手うつくしく書かせ給ふ。絵をさへなべての筆だちにもあらずなむおはしますなる。また、ほに出て、琴琵琶などひかせ給ふことは聞えさせ給はねど、優れたる人にもおとらせ給はず。物の音もよく聞き知らせ給ひたるとかや」（全訳注中―六二七頁）と、多子の多才ぶりを記している。○**徳大寺ノ左大臣公能** 左大臣藤原実能の一男。母は権中納言藤原顕隆の娘。永久三年（一一一五）生。越中守、左中将などを経て保延三年（一一三七）崇徳天皇の藏人頭、翌年参議となる。権中納言、中納言、右衛門督、検非違使別当などを歴任、保元元年（一一五六）右大将、翌年権大納言、平治二年（一一六〇）には正二位右大臣に至る。「左大臣」とするの誤り。ちなみに、「左大臣」とするのは〈盛〉の他に〈延〉で、両本はこの後も一貫して「左大臣」と記す。正しく「右大臣」とするのは〈四・長・南・屋・覚〉など。多子が二条天皇に入内した翌永暦

二年（一一六一）八月、現職のまま没する。四十七歳。多子の姉忻子が後白河天皇の中宮、妹育子が二条天皇中宮となるなど、天皇家の外戚として権勢を築いた。管弦や今様、朗詠、作文などの学才に秀でたことが『今鏡』『藤波の下 花散る庭の面』（同前。中一六一—四、六一—五頁）には記される。○中宮ヨリ太皇太后ニ上ラセ給タリケルガ（四・闘・長・南・盛）が、「太皇太后（宮）」とするのに対し、『延』『皇太后宮』。近衛天皇の御代での出来事のように読めるが、いずれも近衛天皇崩御（久寿二年（一一五五）七月二十三日）後のこと。保元元年（一一五六）十月に、後白河天皇の女御となっていた姉忻子が立后（中宮）し、故近衛天皇中宮皇子が皇后となつたのにもない皇太后となり、同三年二月に統子内親王が後白河天皇の准母として皇后宮となつたのに伴い、皇子が皇太后に、多子が太皇太后となつた。なお、多子の例を最後として、以後、太皇太后の実例は存しない（『皇室制度史料 后妃三』三頁）。○近衛川原ノ御所 近衛河原の御所は、これまでの注釈や辞典類では、いずれも鴨川の西岸の地とされていた（平凡社地名・京都市）五四五頁等）。しかし、早く『集成』が、「賀茂川東、近衛通末にあつた」（上一四三頁）とするのが正しい。『玉葉』や『山槐記』などの記録類に、多子の御所として「白川」の呼称が多く用いられていること、『山槐記』元暦元年八月十四日条に、「白川家（近衛末北、件（仏カ）所小路西大宮御所也）」とあること、御所の向いにあつたとされる源頼政の邸宅が『山槐記』治承四年五月二十二日条に、「頼政入道家（近衛南、河原東）」とあることなどから、明らかに、衛末北の賀茂河原から仏所小路にかけて、後徳大寺邸とも呼ぶべき

広大な邸宅があり、その敷地内に多子の大宮御所や、「河原」を号とする弟の実家の殿宅、さらには先の『山槐記』に見るように、頼政邸などもあつたと考えられる。また、この御所が「白川御所」と別称されている点については、当時この近辺に「白河殿」と通称される邸宅は数多くあり、「近衛河原殿」というのが、多くの白河御所の中での特定した呼び方であつたと指摘する（二二〇—二二二頁）。なお、櫻井は、多子が白河に移り住んだのは、応保元年（一一六一）以降である可能性が高く、二条天皇に再入内する前のこの時期に白河に居たとは考えにくいとする（一一一—一一四頁）。いずれにせよ、物語では、「近衛河原」という賀茂川東、都城外の地という印象が、大宮多子のひそやかな、世に忘れられた存在を伝えている事は確かである（櫻井陽子一一八—一一九頁、水原一、二二三頁）。○先朝ノ后ノ宮ニテ（延）「先帝ノ故宮ニ」（巻一一四二ウ）、〈長〉「先朝故宮にして」（一—四三頁）。〈延・長〉は近衛河原御所が故近衛帝の御所であつたことの説明としてこの表現を用いている。「故宮」は、「コキユウ（故宮） Furu miya.（故宮）すでに古くなつた「公家」の御殿や「神」の社」（『邦訳日葡辞書』一四九頁）。近衛天皇は始め土御門鳥丸殿を御所としていたが、久安四年（一一四八）六月二十六日に土御門鳥丸殿が焼亡したため、同日に近衛殿（藤原忠通の第、近衛北・鳥丸西に所在）から四条東洞院殿（四条北・東洞院東）に移り、その後、東三条殿から四条東洞院殿、八条殿、小六条殿、六条鳥丸殿などを経て、仁安元年十一月十三日近衛殿に戻り、ここで崩御している。しかし、近衛河原院を御所としたことはなく、この一文は不審。これに対し、〈四〉「先帝^ノ后^ノ宮^{ニテ}」（巻一一一六左）、〈屋〉「前^ノ后^ノ宮^{ニテ}」（二七

頁)、〈覚〉「さきのきさいの宮にて」(上―三〇頁)など、〈盛〉を含む諸本は、多子が故近衛帝の後であったという先に記した内容を重複させ、「フルメカシク幽ナル御有様」(古風でひっそりとしたご様子)という多子の暮らしぶりの理由説明としている。○永曆応保ノ比

〈四・闕・延・長・南〉同、〈屋〉「長寛ノ比」、〈覚〉「永曆のころほひ」。永曆は二一六〇―二一六一、応保は二一六一―二一六三。長寛はこれに続く二一六三―二一六五。ここで「永曆・応保ノ比」とするのは、「二代后」冒頭で、「就中永曆応保ノ比ヨリ、禁裏ノ近習ヲバ仙洞ヨリ…」とすることと関連する。この点は、〈四・闕・延・長・南・屋・覚〉同様で、院内の確執のある中、「思外ノ事共」があった中でも最たる事件として、この「二代后」を記そうとすることと関連する。その点「長寛ノ比」とする〈屋〉は、「二二二、三」と記す多子の年齢に近付ける形で本文を改変しているものの、この話の意図を理解し得ていない改変と言えよう。なお、『皇帝紀抄』『帝王編年記』などによれば、多子の二条天皇への入内は永曆元年(二一六〇)一月二十六日。○御歳廿七八ノ程 正しくは二十一歳。〈盛〉を除く諸本は「廿二三」と記す。〈四・延・長・南・覚〉などは、この一節に続けて、「御サカリモ少シ過サセ給ケレドモ」(〈延〉四二ウ)等、多子が女性としての最も美しい時期を既に過ぎようとしていると記す。次に見る流布本『平治物語』にも、二二二、三歳の女性に対して、同様な見方があったことが確認できる。「常葉は今年廿三、こずゑの花はかつちりて、すこしさかりはすぐれ共、中々見所あるにことならず」(旧大系四五七頁)。

○天下第一ノ美人ニテ 『今鏡』には、先に引いた、多子の手跡・絵・

琵琶などの芸才についての叙述に続けて、「御兄たち参り給ひたるにも、御帳おましなどこそあらめ、候ふ人々まで、よろづめやすく、もてつけたるさまにて、人参るとて、いまさらに台盤所とかくひきつくるひ、御几帳おしいでなどせで、かねて用意やあらむ、心にくくぞおはしますなる」(中―六二七頁)と、日頃から心配りの行き届いた女性であったと記している。そして、「かやうに情多くおはしますことをや聞かせ給ひけむ、二条院の御時も、あながちに御けしき侍りけるなるべし」(中―六二七頁)と、その情趣を解する内面ゆえに、二条天皇も入内の内意をほめかしたとしている。同時にこの記事に続けて、「この宮たち、親の御子におはしますせば、ことわりとは申しながら、なべてならぬ御姿なむおはしますなる」(中―六三四頁)とあり、父親の公能に似て、忻子や多子が美貌であったことも記している。その多子の美貌を、『平家物語』では、「天下第一ノ美人」と殊更に褒めそやすが、それは、再入内を強行した二条天皇の、「御色ニソムル御心」を強調するためのものであることも確かである。『平家物語』は、このように、「二条天皇に対して、かなり批判めいた口吻を見せ」(山下宏明一三九頁)ている。以下、『長恨歌伝』に依拠した表現も、美貌の楊貴妃を寵愛して国を傾けた玄宗皇帝の姿を二条天皇に重ねようとする意図が伺えよう。○主上御色ニソムル御心有テ 二条天皇が好色の心ゆえに多子を求めたとするのは諸本に共通。この点が『今鏡』とは大きく異なっている。二条天皇の治世を概観すると、保元の乱が終結した二年後の保元三年(一一五八)八月に十六歳で踐祚を受けた当初から、「凡御在位之間、天下政務一向執行、不奏上皇、被迎合関白許也」(『白練抄』)という状態だったようで、〈盛〉が二条天

皇を「賢王」と評する一方で、墮地獄説話で知られる醍醐天皇に比する（〈盛〉「延喜ノ聖王ハ我朝ノ賢帝ニ御座ケレドモ、北野天神ノ御事ニ依テ寛平法皇ノ背仰給テ、悪道ニ入セ給ケリ。二條院モ賢王ニテ御座ケレ共、天子ニ父母ナシトテ常ニ法皇ノ背仰申サセ給ケル故ニヤ、継躰ノ君マデモ御座サズ先立セ給」2—二七五頁）背景には、こうした父後白河院との確執が意識されたことが考えられる。即位の翌年の平治元年（一一五九）十二月に平治の乱が勃発、多子の入内はその終結直後の永暦元年（一一六〇）一月末のことであった。『今鏡』は二条天皇を「末の世の賢王」（上—五一—四頁）と高く評しながらも、その一方で「太上天皇朝に臨ませ給ふ、常の事なるに、御心にもかなはせ給はず、世の乱れ直させ給ふほどといひながら、あまりに侍りけるにや」（上—五一—五頁）と微妙な言葉を記している。一方、この後『長恨歌伝』に依拠することで、二条天皇と暗になぞらえられる玄宗皇帝は、則天皇后によって兄中宗が廃された後に即位した睿宗を父として生まれ、復位した中宗が韋后によって毒殺されると、韋后一派を排して復位した父から禅譲を受けて即位、「開元の治」と称される治世を築いた。しかし、後年は息子の妃となっていた楊貴妃を後宮に入れて寵愛した結果、楊氏の専横を許し、安祿山の乱を招いている。こうした治世に見られる類似性から、『平家物語』は二条天皇を玄宗皇帝になぞらえて捉えようと、叔父近衛天皇の後であった多子の入内を、玄宗による楊貴妃入内と重ねて、このように評したと見られる。○密高力士ニ詔シテ：〈全注釈〉（上—一九三頁）は、この一文を、『長恨歌伝』の一節「詔高力士潜捜外宮、得弘農楊元琰女子寿邸」（『長恨歌傳記』二二五頁）による表現と指摘する。さらに、玄宗皇帝に仕えた

宦官の名である「高力士」を使者の意に用いる例は固有名詞をその役柄から普通名詞風に用いる例として、慈光寺本『承久記』が、頼朝の死の場面で北方政子を「猛光」と記す例を挙げる。この表現はほぼ諸本に共通するが、〈延〉のみ当該部を「好色ニ叙シ御シテ」（四二ウ）とする。これでは、その前の「御色ニノミ染メル御心ニテ」と重複する。『長恨歌伝』を踏まえることからすれば、「高力士に詔して」の仮名書き本文の誤読等によって生じた異文の可能性がある。なお、『太平記』卷三十五「北野通夜物語事」にも玄宗皇帝の好色譚をあげ、「玄宗聞召テ高力士ト云將軍ヲ差遣シ、道ヨリ是ヲ奪取テ後宮ヘソ册入奉リケル」（旧大系3—三二—八頁）とある。『古今著聞集』卷第八「好色」三三一、後嵯峨天皇の好色譚に「高力士に御ことのりして尋させ給はん」（旧大系二六—三頁）とあるのも『長恨歌伝』を踏まえたもの。○外宮 「別の宮殿。離宮」（大漢和）（3—三二—五頁）。「天子の住む宮城の外にある宮殿。離宮」（角川古語大辞典）（2—二六—七頁）。二条天皇が、自らの御所とは別に外宮を設けて、そこに多子を迎えたということはなく、先に引用した『長恨歌伝』「潜捜外宮」に拠る。「高力士」という呼称を含め、このあたりの表現は、実態とは無関係に『長恨歌伝』に依拠したものと考えらるべきだろう。○御書 〈四・闘〉「御消息」、〈延・南・屋・覚〉「御艶書」、〈長〉「御せうそこ」。櫻井陽子②は、〈延〉の擦り消し前の「彼宮御書アリ」と訂正後の「御艶書アリ」を比較して、〈延〉の応永時での書写後、〈覚〉を参考にして「御書」を「艶書」と訂正した可能性を指摘する。○主上ハ忍ノ御書モ度重リケレ共：主上が密かに艶書を送った事は他本にも記されるが、何度も御書を送ったことを明記するのは〈盛〉のみ。次節の則天皇后譚

では、諸本共に高宗の使が、五度通ったことが記される。○今ハヒタスラ穂ニ顕マシクテ「穂に出ず」に同じ。外に現われ出る。人目につくようになるの意。〈日国大〉。『今鏡』にも、「かやうに情多くおはしますことをや聞かせ給ひけむ、二条院の御時も、あながちに御けしき侍りけるなるべし」(中一六二七頁)とあるように、二条天皇の入内要請は一途なものであったことが分かる。〈盛〉「有シ殿上ノ淵醉ニ、小松左衛門佐ノ云シ言ノ有シヲ聞入ザリシカバ、ヒタスラ穂ニ

【引用研究文献】

- * 宮内庁編『皇室制度史料 后妃三』(吉川弘文館一九八九・3)
- * 佐伯智広「二条親政の成立」(日本史研究五〇五、二〇〇四・9)
- * 櫻井陽子①「二代后藤原多子の〈近衛河原の御所〉について」(『延慶本平家物語考証二』新典社一九九三・6)
- * 櫻井陽子②「平家物語の書写活動―延慶書写本と心永書写本との間―」(『湘南文学二六、二〇〇三・1)
- * 水原一「櫻井陽子「藤原多子の〈近衛河原の御所〉について」を評す(考証・二)」(『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5)
- * 元木泰雄「院政の展開と内乱」(『院政の展開と内乱』吉川弘文館二〇〇二・12)
- * 山下宏明「二代后(二)(平家物語評釈八)」(国文学解釈と鑑賞、一九六八・11)

1 遠ク異朝ノ先蹤ヲ考ルニ、2 則天皇后ト申サハ唐ノ3 太宗ノ后、高宗皇帝ニハ繼母也。太宗崩御シ給。シカバ、御飭ヲ、ロシ比丘尼ト成リテ、感業寺ニ籠ラセ給。テ、先帝ノ御菩提ヲ吊給。ケリ。高宗位ヲ継ギタリケルガ、「我宮室ニ4 入りテ政ヲ助給ヘ」ト、天使5 五度勅ヲ7 宣ケレ共、敢ヘナビキ給ハズ。高宗自感業寺ニ臨幸有リテ云ハク、「朕私ノ志ヲ以テ還幸ヲ奉ルニハアラズ。唯天下ノ政ノ為也」ト仰ケレ共、皇后、先帝ノ崩御ヲ訪ヒ奉。ハ六ランガ為ニ適。釈門ニ10 入、争カニ度世俗ノ11 塵裏ニ12 歸テ王業ノ政務ヲ宮マントテ、13 確然トシテ動キ給ハズ。扈從ノ群臣14 守勅命ヲ、15 横ニ16 取り奉ル如クシテ、都ニ返シ入レ奉レリ。后、泣々17 長髪シ18 御座テ、重テ19 皇后ト成リ給ヘリ。高宗・則天相ヒ共ニ政ヲ治メ給。シカバ、御在位三十四年、国富民衆シケリ。サテコソ彼御時ヲ二和ノ御宇トハ申シケレ。高宗崩御ノ後、皇后21 女帝トシテ廿一年有リテ、位ヲ中宗帝ニ授給。ケリ。年号ヲ神龍元年ト云。我が朝ノ文武天皇24 慶雲二年(乙巳)歳ニ相ヒ當タレリ。

【校異】 1 〈近〉一字下げせず、〈蓬・静〉一字下げ。 2 〈静〉「則天皇」と。 3 〈近〉「たいそうの」、〈蓬〉「太宗の」、〈静〉「太宗の」。 4 〈近・蓬・静〉

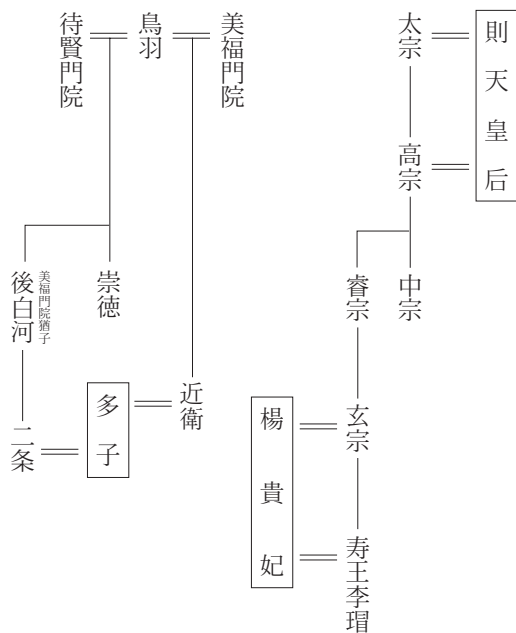
「入て」。5〈近〉「五ッたひ」、〈蓬〉「五度」、〈静〉「五度」。6〈近〉「ちよくし」。7〈近〉「のたまひけれとも」、〈蓬〉「宣けれとも」、〈静〉「宣けれとも」。8〈近〉「ちん」、〈蓬〉「朕」、〈静〉「朕」。9〈近〉「とふらひたてまつらんが」、〈蓬〉「飭奉らんか」、〈静〉「飭奉らんか」。10〈近〉「いる」、〈蓬〉「入れり」、〈静〉「入り」。11〈近〉「ちんに」、〈蓬〉「静」、〈塵寰に〉。12〈近〉「かへつて」、〈蓬〉「静」、〈かへりて〉。13〈近〉「たいぜむとして」、〈蓬〉「静」
「確然として」。14〈近〉「まもり」、〈蓬〉「静」、〈まもりて〉。15〈近〉「よこしまに」、〈蓬〉「横に」、〈静〉「横に」。16〈近〉「とりたてまつることくにして」。17〈近〉「ちやうはつし」、〈蓬〉「長髪し」、〈静〉「長髪し」。18〈近〉「蓬・静」おはしまして。19〈蓬〉「御を」。20〈近〉「御こうとは」として「こ」にミセケチ。21〈近〉「によたいとして」、〈蓬〉「女帝として」、〈静〉「女帝として」。22〈蓬〉「中宗帝に」、〈蓬〉「中宗帝に」の横に「高宗子」と傍書。23〈近〉「さづけ給へり」。24〈近〉「きやううん」、〈蓬〉「慶雲」、〈静〉「慶雲」。25〈近〉「きのとみの」、〈蓬〉「静」。「乙巳」。

【注解】○遠ク異朝ノ先蹤ヲ考ルニ 冒頭を〈盛〉と同じ形で始めるのは、〈四・覚〉。に対して、〈鬪・延・長・南・屋〉は、「異朝ノ先蹤ヲ尋ヌレバ、則天皇后ハ太宗、高宗両帝ノ后ニ立給ヘル事アリ」（〈延・四三オ〉）とする。この一文は、次節に示す〈盛〉の冒頭記事に一致する。〈盛〉は、一字下げ記事（別記文）の則天皇后説話を受け、則天皇后こそ二代後の先例であることを明らかにする形になっている。さて、本朝での事例に対して、異朝の「先蹤」を尋ねるという方法は、例えば巻一冒頭の序章「遠訪異朝」を見るまでもなく、『平家物語』にもしばしば見られるもの。この則天皇后譚を、〈盛〉とほぼ同じ形で見せるのが、〈四・鬪・延・長・南・屋〉。これに対して、〈覚〉は、この逸話全体を略述する。則天皇后その人については、次項の注解に譲り、ここでは、『平家物語』に見る則天皇后譚について考えてみたい。先ず、則天皇后の治世を『平家物語』に見るように評した記録類は他に見あたらず、典拠は未詳。例えば、『旧唐書』巻六「則天皇后本紀」や『新唐書』巻四「則天皇后本紀」、同巻七十六「后妃列伝上」などに則天皇后伝が見られるが、いずれも内容的にかなり異なり、直接的な関係は認められない。則天皇后が、太宗の後（才人〓女官）で

あつたこと、太宗没後に出家して感業寺に入ったこと、感業寺を訪ねた高宗が見初めて後宮に召し、後に皇后となつたことなどは重なるが、高宗の召しをいったんは拒絶したとか、後宮に召した目的が高宗への政治的な支援にあつたとかというような記事は見られない。逆に、病がちな高宗に代つて実権を握つた則天皇后を高宗が廢そうとしたことや、「則天皇后本紀」の大半を占め批判的に記される高宗没後の所行については、『平家物語』では、ほとんど触れることがない。則天皇后がこうした史書類で批判的に捉えられているところから、山下宏明は、『平家物語』の則天皇后記事を、『新唐書』を日本的にとらえなおした或る伝（一四三頁）によるかとした。これに対し、佐伯真一は、「則天武后の評価は唐書や資治通鑑等の正史的な書物では概して良くないが、仏教への傾倒は有名で、仏教の世界では例えば『三宝感応要略録』中・三〇「則天皇后供養金光明最勝王經感応」（大正五一—八四一）で崇仏の奇瑞を描かれている」として、山下のように「平家物語の典拠が『日本的にとらえなおした或る伝』とは即断できない」（四評釈）1—四五—四六頁）とした。また、則天皇后説話の位置づけについては、山下が『長恨歌伝』の引用を踏まえて、玄宗皇帝の「悪

しき色好みの故事をこの二条天皇に連想した所にも、『平家』作者の姿勢は明らかであろう」として、「聖君の範を高宗に見」て、多子入内の動機が「主上の好色という私情にとどまる」二条天皇を、「高宗との対比のもとに言う」と指摘する(一四三頁)。これに対して佐伯は、「二代後の先例を長々と述べておいて、『是は異朝の先規なる上は別段の事なり』というのでは、引用の意味はほとんど無い」として、「むしろ、単に関連して想起される説話を紹介したに過ぎないと言った方が真相に近いのではないか」と位置づけ、むしろそこに「平家物語に」とってそうした説話編集的な創作方法がかなり根深いものであることを語る一例(四六頁)と見る。また、早川厚一は、平家物語に「ゆるやかな編集態度とでもいうべきものがあつたであろうことについては異論がない」としながらも、「二条帝が先帝の后を再度入内させようとする行為が、先例として引かれる唐の高宗の例とは全く比較しえない悪しきふるまいであること」(四評釈) 1—四七頁)を強調するものとして位置づける。二条天皇による多子の入内を、玄宗による楊貴妃入内に模していることからすれば、対比的に高宗と則天皇后との関係を語っているとみるのが妥当であろうか。なお、〈盛〉はこれ以外に二箇所では則天皇后の故事を引く。①「平大納言時忠、兵衛佐尹明ナドノ、『イカゞ出家還俗ノ人ハ位ニ即給ベキ』ト宣ケレバ、又或人申サレケルハ、『異国ニハ、則天皇后ハ唐太宗ニ奉後、尼トナリ感業寺ニ籠給タリケルガ、再高宗ノ后ト成、世ヲ治給シ程ニ、高宗崩御ノ後、位ヲ讓得給テ治天下給ケリ』(卷三十二。4—五—一六—五一—七頁)。」②「震旦ニハ、則天皇后ハ長文成ニ会給ヒ、遊仙窟ヲ作ラセ、雪山ト申獸ニ会ケンモ口惜ヤ、唐ノ玄宗皇帝ノ楊貴妃ハ、一行阿闍

梨ニ心ヲウツシテ、咎ナキ上人ヲ流シ給フ」(卷四十八。6—五〇—五頁)。①は、出家後還俗して即位した例として、②は、六道物語の畜生道の例として引く。また②は、『宝物集』巻五で不邪淫戒の例話としてあげられる「則天皇后と申は、高宗の后なり。長文成といふ色好みにあひて、遊仙窟といふ文を得給ふ事也」(新大系二一四頁)と関わるものである。張文成と則天皇后の説話は『唐物語』第九など他の文学作品にも引かれるが、『三國伝記』巻六第二七「志賀寺聖人恋路事」に、「震旦ノ則天后ハ張文成ニ心ヲ傷シメ給フ」(中世の文学、上—三四五頁)として引かれ、『宝物集』と同様に邪淫の例として挙げられる。また『教訓抄』巻三・三台塩「高宗ノ后則天皇后所造也。モロコシニ張文成ト云、イロコノム男アリケリ。后イカゞシタマヒタリケン、アイ給ニケリ。ソノ、チ、ユメカウツ、カニテ、御心ハカヨフトイヘドモ、ヒマヲヘザリケルアイダ、心ノナグサメガタサニ、彼ノ后ノ作り給ヘリ」(思想大系『古代中世芸術論』六四頁)や、『體源鈔』二下「太宗高宗等ノ臣極タル美人好色ナリ。即則天皇后ノ蜜夫ナリ」(日本古典全集4—一七〇—四頁)においても、やはり否定的な色好みの説話として取り上げられている。さらに、『宝物集』巻五「世の中をそむきて後までも、すてがたくみゆる例、おほく侍るめり。から国には則天皇后、吾朝には定子の皇后宮、尼のち子をうみたまへり」(新大系二一八頁)でもやはり悪例として引かれる。これに対して肯定的な捉え方をしているものとして、記録類では、『扶桑略記』治暦元年九月二十五日条に、「大唐則天太后崇仏法」。写華嚴題」(国史大系三〇二頁)とあり、説話集類では、『今昔物語集』第六巻四二話に、則天が仏法を信じて人々がこれを崇めたとして(『三宝感



『應要略録』による)、佐伯も指摘するように仏法に帰依する皇后を評価している。唱導文芸においても、『言泉集』「則天皇后、供養金光明最勝王経心三十へ出皇后伝、三藏法師、義浄齐州人、姓ハ張、字ハアサハ、文明、志遊テ西域ニ所曆三十三余国、天后、証聖元年遷テ至河洛ニ天后受テ仏ノ敬テ法ヲ重ス人ヲ」(安居院唱導集上―四九頁)、『転法輪鈔』「唐第四主則天皇帝神龍元年改長樂道場、為大雲寺、毎月勅テ送香油幡花宝蓋ヲ供養之ヲ」(同三三三頁)、『鳳光抄』「則天皇后ハ写カモ最勝妙典ヲ未リ展開講梵筵ヲ」(同三七五頁)と崇仏の例としてあげられる。あるいは真名本『曾我物語』が「異国の則天皇后ハ重シク夫を即位ニ」(妙本寺本曾我物語、角川書店四七頁)とするのも、皇后の即位を好意的に捉えたものと言える。日本では則天皇后は一部定型化した邪淫譚として取り上げられることがあるものの、政治的・仏教的には必ずしも否

定的に描かれることはないと言えるだろう。○則天皇后 諱は武照。利州都督武士護の娘として生まれ、十四歳のときに太宗の後宮に入り、才人の地位を与えられた。太宗崩御の後、妃と同じく比丘尼となり感業寺に入ったが、そこを訪れた高宗に見いだされ、高宗の後宮に照儀として入ることになったと『旧唐書』『新唐書』の「則天皇后本紀」は伝える。しかし、『新唐書』七六「后妃伝」は、太宗が皇太子時代から彼女を見初めていたこと、太宗後宮への入内の背後には、太祖の王皇后と蕭淑妃との確執があり、太宗の目を蕭淑妃から逸らすために、王皇后が入内を勧めたと記す。永徽六年(六五五)、太宗は王皇后を廃し武を立后、病がちな高宗に代って政治を掌握、人材を発掘・登用し、新羅と組んで百濟・高句麗を討つなど積極的な政策を進めた。高宗崩御の後に即位した中宗のもとで韋皇后の一族が伸張しようとする、中宗を廃し睿宗を即位させ、これを傀儡として実権を握る。六九〇年、睿宗を皇太子に格下げし、自らが帝位につき、それまで唐朝が「李」姓ということで老子の裔と称し「道先仏後」であったのを、「仏先道後」にあらため積極的に仏教を擁護した。七〇五年一月、兵を率いた張東之に迫られて中宗に帝位を譲り、則天大聖皇帝の諡号を受け、同年十一月に病没し大聖則天皇后の諡号を贈られた。その後、諡号を天后(中宗)、大聖天后(睿宗)、天后聖帝(睿宗)と改められ、則天皇后の諡号は開元四年(七一六)に玄宗によって贈られている。○唐ノ太宗 正しくは「太宗」。五九九〜六四九年。諱は世民。在位は六二七〜六四九年。隋朝末期の六一七年、父李淵(高祖)が挙兵すると、その右腕となって軍を率い、六一八年長安を平定、隋末から唐初にかけて割拠した群雄を平定するのに中心的役割を果たし、同

年五月に唐が建国されると秦王に封じられた。六二六年六月、兄である皇太子李建成と弟の李元吉を殺害（玄武門の変）、この政変により高祖から八月に讓位をうけた。翌年貞観と改元、六四九年まで続くその治世は「貞観の治」と賞賛された。後世、太宗と臣下たちの問答が『貞観政要』として編纂され、日本にも大きな影響を与えた。○高宗皇帝 六二八～六八三年。諱は治。在位は六四九～六八三年。太宗（李世民）の九男で母は文德皇后長孫氏。はじめは晋王に封じられていたが、同母長子の李承乾と第四子の魏王李泰が廃立されて皇太子となり、太宗が晩年病に倒れると、かわって聴政を行うようになる。六四九年、父太宗が崩御すると即位、新羅と組んで六六〇年には百済を、六六八年には高句麗を討ち、朝鮮半島の北部を版図に収めたが、六七六年に新羅が朝鮮半島を統一すると、その支配権を失った。後年は則天皇后を権力から排除しようとして失敗、六八三年に病没した。なお、上元元年（六七四）には皇帝を天皇と称し、皇后を天后と称している。○御餅ヲ、ロシ比丘尼ト成テ 『新唐書』には、「太宗崩妃削髮為比丘尼居于感業寺」（乾隆四年版本、卷四一〇）と記されている。なお、同「后妃伝」には、「及帝崩與嬪御皆為比丘尼」（卷七十六―七ウ）とあるので、太宗の妃嬪はみなこのとき落飾させられたらしい。○感業寺 寺の名は諸本で異同がある。〈四〉「成業寺」、〈鬪・延・長〉「盛業寺」、〈南・屋〉「感興寺」。〈盛〉の「感業寺」が正しい。前項注解に引用した『新唐書』参照。『旧唐書』も「太宗崩遂為尼居感業寺」（乾隆四年版本、卷六一一オ）と記す。〈盛〉は卷三二で再び則天皇后譚を引く際にも「感業寺」と表記している。冒頭の注解に引用した①の本文参照。○「我宮室二入テ政

ヲ助給へ」ト、天使五度勅ヲ宣ケレ共：… 〈四・鬪・延・長・南・屋〉同。あなたの入内は、私のためにではなく、この世の政のためなのだとの思いは、この後、高宗自らが臨幸して訴えかけることになる。「私ノ志」のためにではなく、「唯天下ノ政ノ為也」との思いから則天皇后の入内を望む高宗の思いは、多子の入内を「御色ニソムル御心」（Ⅱ）「私ノ志」から望む二条天皇の思いと対照されて描かれていることに気付こう。○高宗自感業寺ニ臨幸有テ云 ここもまた、自ら出かけて私心無きことを訴えかける高宗に対して、有無を言わず入内の宣旨を下す二条天皇と対比的に描かれていると言えようか。○唯天下ノ政ノ為也 この高宗の言葉に全く偽りのなかったことは、この後に、「二和ノ御宇」と呼ばれるほどの善政が行われ、「国富民樂」と記されることから明らかと言えよう。○塵裏 「ちりほこりの中。転じて、煩はしい世の中」〈大漢和〉（3―124頁）。〈蓬・静〉の「塵寰」は「ちりの世。人間世界。塵世。寰は世界」〈大漢和〉（3―139頁）。この語については、〈四〉「塵寛」（一七左）、〈鬪〉「塵界」（一四オ）、〈延〉「塵象」（四三ウ）、〈長〉「塵衆」（一四四頁）、〈南・屋〉「塵屋」（〈屋〉は、「寰長門」と傍注）など、諸本に異同がある。○確然 「確」の音は「タイ・ツイ」、字義は「からうす。ふみうす」〈大漢和〉（8―1375頁）となり、意味が通じない。〈近〉は底本の「確然」を開いたものか。〈蓬・静〉「確」は「確に通ず」〈大漢和〉（8―141―1頁）とある。「確然」の意は、「たしかなさま。又、しっかりと心をきめて変へないさま。確乎」〈大漢和〉（8―1388頁）。〈四〉「確」、〈鬪・延〉「確然」、〈長〉「くわくねん」、〈南〉「霍然」、〈屋〉「確然」（「確」は「確」の誤記か）。○后、泣々長髪シ御座テ、

重皇后ト成給ヘリ（盛）の独自異文。なお、太宗の妃であった時には「才人」であり、「皇后」ではなかった（「則天皇后」の注解参照）。

「皇后」となったのは高宗の時代のみ。したがって「重皇后ト成給ヘリ」というのは正確ではない。○高宗・則天相共ニ政ヲ治給シカバ

『旧唐書』は「永徽六年、廢王皇后、而立武宸妃為皇后、高宗称天
皇武后亦称天后、后素多智計兼涉文史、帝自顯慶已後多苦風疾、百司
表奏皆委天后詳決、自此内輔国政数十年、威勢與帝無異、當時稱為二
聖」（卷六一—ウ）と記し、『新唐書』も「永徽六年、高宗廢皇后王氏、
立宸妃為皇后、高宗自顯慶後多苦風疾、百司奏事時時令后決之、常称
旨由是參予国政」（卷四—一オ）と記している。○御在位三十四年

高宗が即位したのは太宗が薨じた六四九年（貞觀二十二年）、崩御が
六八三年（弘道元年）であり、在位三十四年となる。○国富民樂ミケ

リ（四）「国閑ニ民豊ナリ」（二八右）、「閭」国静民樂（二四ウ）、「延」
「国静ニ民樂メリ」（四三ウ）、「長」国静に民樂む（四四頁）、「南」

「国富民饒ナリキ」（五二頁）、「屋」国富民豊成（三〇頁）。遠藤
光正は、この言葉の典故として『漢書』二三「刑法志」の「至齊桓

公任用管仲、而国富民安」を挙げ、用例として『保元物語』上「後
白河院即位ノ事」の「国富民安し。されば恩光あたくかにてらして国

土皆豊也」（旧大系五三頁）をあげている。宴曲「嘉辰令月」にも、「嘉
辰令月の曇り無き御代に逢ては、国富民豊なり 万歳千秋の風長閑な

れば、波治まれる時を知る」（『宴曲集』（旧大系『中世近世歌謡集』
六一頁）の一節が見える。なお、『文選』卷三四「七啓八首并序曹氏建」

に、「散樂移風、国富民康」（全釈漢文大系『文選（文章編）』集英
社一九七五・5。5—五七頁）とあり、集注本は、「富」を「静」に

作る（同前六〇頁）。○二和ノ御宇（四・闕・延・長）も同。〈屋〉

は「二化」（和長門本マナ）。「南」は欠くが、目移りによる誤脱があ
るか。『新唐書』に、「上元元年、高宗号天皇、皇后亦天后、天下之

人謂二聖」（卷四—一ウ）とあり、『旧唐書』にも「當時稱為二聖」
（卷六一—ウ）と見える。ただし「二和」については未詳。○皇后

女帝トシテ廿一年有テ 則天皇后の立后が六五五年（永徽六年）、高
宗が薨じたのが六八三年（弘道元年）、位を継いだ中宗が五十四日で

廢された後に睿宗が即位、その睿宗が廢位され、武則天が即位したの
が天授元年（六九〇）である。その後長安五年（七〇五）に帝位を讓っ

て没したため、六八三年から七〇五年の二十二年間を指すか。とすれ
ば、ここでは中宗・睿宗の在位期間も含めて考えていることになる。

ただし、「四・闕・延・長」には、「高宗崩御ノ後、皇帝ノ后女帝トシテ」
と「廿一年有テ」との間に、「位ニ即給ヘリ。其時ノ年号ヲ神功元年

ト改ム。周王ノ孫ナル故ニ、唐ノ代ヲ改テ、大周則天大帝ト称ス。
爰ニ臣下敷テ云ク、「先帝ノ高宗代ヲ経営シ給ヘル事、其功績古今類

ヒ無シト可謂」。天子無キニシモ非ズ。願クハ位ヲ太子ニ授給テ、高
宗ノ功業ヲ長カラシメ給ヘ」ト。仍在位（延）卷一—四三ウ—四四オ）

のような叙述が見られる。〈盛〉は則天皇后に対する批判的な事績部
分を削除したかとも考えられるが、傍線部が、「四・闕・延・長・南・屋」

に見られることからすれば、誤脱の可能性も考えられるか。則天皇后
に対する批判的な事績記事がなぜ書かれたのかその理由は判然としな

いが、例えば「ヒタスラ朝政ヲス、メ」た多子に対して、専制を敷き、
晩節を汚した則天皇后とする対比意識があるのかもしれない。○位

ヲ中宗帝ニ授給ケリ 七〇五年（長安五年）正月、病床の則天皇后は

張景雄に迫られてかつて廢した中宗に帝位を譲り、同年十一月に没したと見られる。○神龍元年 七〇五年。中宗の復位に伴い長安を改元した。○我朝ノ文武天皇慶雲二年へ乙巳歳ニ相当レリ 闕・延・

長同、南干支なし、屋「吾朝ノ文武天皇ニ当給ヘリ」(三〇頁)、
四・寛なし。干支を含めて正しい。

【引用研究文献】

* 遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)(二)(東洋研究七七、一九八六・一)

* 山下宏明 『二代后(二)』(平家物語評釈八)(国文学解釈と鑑賞、一九八八・11)

「唐ノ則天皇后ハ、太宗・高宗両帝ノ后ニ立チ給フ。異朝ノ例ハアレ共、本朝ノ先規ヲ勸ルニ、神武天皇ヨリ已来、人王七十余代、未だ二代ノ后ニ立チ給ヘル其ノ例ヲ聞カズ」ト、諸卿僉議一同也ケレバ、法皇モ「此ノ事不可然」ト度々申サセ給ケレ共、主上ノ仰セニハ、「天子ニ無シ父母」。万乗ノ宝位ヲ忝セン上ハ、此程ノ事、叡慮ニ任ズベシ」トテ、既ニ御入内ノ日時ヲ被宣下ケル上ハ不レ及子細ニ。后ハ此ノ御事被聞召ケルヨリ、引キカヅキ御座ツ、御歎ノ色深ク見エサセ給ケル。「先帝ニ後レ進セシ久寿ノ秋ノ始めニ、同シ草葉ノ露トモ消ス、家ヲ出、世ヲ遁タリセバ、係例ナキ事ハキカザラマシ」トゾ思召レケル。父ノ大臣、彼の宮ニ参リテ、「世ニ随ヲ以テ人倫トシ、世ニ背ヲ以テ狂人トス」ト云事侍リ。既詔命ヲ被下之上上ハ、子細ヲ不レ及申サセ。タビトク進セ御座スベキ也。是偏ニ愚老ヲ助サセ給カベキ孝養ノ御計ヒタルベシ。知らズ、又此末ニ皇子御誕生ナンドモ有テ、後ニハ君モ国母ト祝レ、愚老モ又帝祖トイハルベキ家門繁昌ノ榮花ニテモヤ侍ラン」ト、様々コシラヘ申サセ給ケレドモ、皇后ハ御返事ナカリケリ。只御涙ノミズ、マセ給ケル。何トナキ御手習ノ次ニカクゾ書きサマセ御座シケル。

浮節ニ沈ミモハテ、川竹ノ世ニタメシナキ名ヲバナガシツ

ト。世ニハイカニシテ漏ケルヤラン、哀情シキ様シニゾ申ケル。既ニ御入内ノ日時ニモ成リシカバ、父ノ大臣ハ供奉ノ上達部、出車ノ儀式、心モ詞モ及ばズ。小夜モ漸深ケ、「丸レバ、后ハ御車ニ被扶載御座シケリ。色深キ御衣ヲ被召、殊ニ白御衣十五計ヲ召シケル。内へ参らせ給ヒシカバ、ヤガテ恩ヲ蒙リ麗景殿ニゾ渡ラセ給ケル。ヒタスラ朝政ヲス、メ申サセ給フ御有様也。

【校異】 1 〈近〉「れいは」〈蓬〉「例は」〈静〉「例は」。 2 〈蓬〉「一同なりければ」。 3 〈近〉「たひく」〈蓬〉「度々」〈静〉「度々」。 4 〈近〉「ふも」〈蓬〉「父母」。 5 〈近〉「日時を」。 6 〈近・蓬・静〉「おはしましたつ」。 7 〈近〉「家をも」。 8 〈近〉「いて」〈蓬〉「出て」〈静〉「いて」。 9 〈近〉「れいなき」〈蓬・静〉「ためしなき」。 10 〈蓬〉「思食れける」。 11 〈近〉「おと」。 12 〈蓬・静〉「事も」。 13 〈近〉「せうめいを」〈蓬〉「詔命を」〈静〉「詔命を」。 14 〈近〉「くたさるゝうへは」〈蓬・静〉「下さるゝのうへは」。 15 〈近〉「おはしますへきなり」〈蓬・静〉「おはしますへき也」。

16 〈近〉「かうくの」へ、〈蓬〉「孝養の、〈静〉「孝養の」。17 〈近〉「此末ニ」なし。18 〈近〉「御たんじやうなども」。19 〈蓬〉「て」なし。20 〈近〉「こくもと」、〈蓬〉「国母と」、〈静〉「国母と」。21 〈近〉「と」なし。22 〈近〉「やうくに」、〈蓬・静〉「さまざま」。23 〈近〉「おはしける」、〈蓬〉「おはしましける」、〈静〉「御座ける」。24 〈蓬・静〉「竹河の」、25 〈近・蓬・静〉「やさしき」。26 〈近・蓬・静〉「ためしにそ」。27 〈近〉「日ときにも」。28 〈近〉「おとゝは」。29 〈近〉「しゆつしやの」、〈蓬・静〉「出車の」。30 〈近・静〉「やうく」、〈蓬〉「やゝ」。31 〈近〉「ふけゝれは」、〈蓬・静〉「更ければ」。32 〈近・静〉「おはしましけり」、〈蓬〉「おはしましける」。33 〈蓬〉「御衣をは」、〈静〉「御衣をは」。34 〈近〉「きよい」、〈蓬〉「御衣」。35 〈近〉「五はかりをそ」。36 〈近〉「いらせ給ひにしかは」、〈蓬・静〉「まいらせ給しかは」。37 〈近〉「ひたすゝ」として「ゝ」にミセケチをして「ら」と傍記。38 〈近〉「あさまつりことを」、〈蓬〉「朝政を」、〈静〉「朝政を」。39 〈蓬〉「御有様あり」。

【注解】○異朝ノ例ハアレ共 〈延・長〉同。〈延〉「両帝ノ后ニ立給事」、異朝ニハ其例有ト云ヘドモ（巻一—四四オ）。〈延・長・盛〉の場合、異朝に先例はあるが、本朝には先例がないことを明示するため、の則天皇后説話のようにも読める。しかし、その異朝の先例である高宗の場合は、「天下ノ政ノ為」であったのに対し、二条天皇の多子入内の動機は好色からであった。故に異朝に先例はあるものの、無条件に二代後の先例とはならない事例であったと言えよう。そうした文脈を〈延・長・盛〉にも読むべきであろうし、そのことを明確に意識するのが、異朝の先例を「別段の事なり（＝格別のことだ）」とする〈四・鬮・南・屋・覚〉であろう。〈四〉「是は異朝の先規なる上、別段の事なり」（二八左）、〈屋〉「是ハ異朝ノ先規タル上別段之事也」（三〇頁）。但し、〈覚〉の場合は、「別段の事」と記すものの、則天皇后説話を略述しているため、本来の脈絡が見失われている。○先規 「先行の規則や慣例。これを後の規範として重んじていう語」『角川古語大辞典』（3—六一三頁）。〈盛〉にはこのほかに用例が六例みられる。①巻二「新帝御即位崩御」「近衛ノ大宮ハ、先規ナキ二代ノ后ニ立セ給タリケレ共、サマデ御幸モ御座サズ」（1—九四頁）、②巻二「額打論」「山門

ノ衆徒ニ向テ申ケルハ、先規ニ任テ額ヲサゲラレテ、衆徒安堵セラレヨヤト、高声ニ申ケレ共」（1—九七頁）、③巻二十八「頼朝義仲中惡」「武則先例ヲ勘テ云、周武王、合戦ニ勝事、往リ日ヲ不避、勇士ハ以レ得敵為吉日ニ申テ、小松館ヘ押寄テ、忽ニ貞任ヲ誅シテ勝事ヲエタリキ。況坎日ヲヤ。先規ヲ思ニ吉例也ト宣ケレバ」（4—二二二頁）、④巻三十「木曾山門牒状」「早遂ニ彼先規、上祈請百皇無為之由」（4—三三五頁）、⑤巻三十六「福原忌日」「抑源氏ハ入道ノ忌日ニ芳心情アリ。忌日ト云事ハ、内外ノ典籍ニ明文アリ。天竺震旦ニモ有先規」（5—二七六頁）、⑥巻四十一「頼朝条々奏聞」「右守先規、殊可被施徳政、但諸国受領等、尤可有計御沙汰候歟」（6—四七頁）。先規とは重要な行動指針・規範であり、これから逸脱することは、忌むべきこととされていた。○神武天皇ヨリ已来人王七十余代 二条天皇は第七十八代天皇『愚管抄』。〈四・鬮・延・長・南・屋・覚〉は、いずれも「七十余代」とする。『平家物語』諸本に、「余代」の用例を探ると次のとおり。①〈延〉「両界ノ万ダラヲ一夜二時ニ懈怠ナク行ハセ給ヘル事、四十余代ノ御門ノ中ニマシマサドリキ、僧ノ中ニモマレニコソ有ラメ」ト思食ル、御心、即魔縁トナレリ」（巻

三一〇オ)②〈延〉「吾朝ニハ、人王始マテ朕ニ至マデ、七十余代ノ御門、其数多トイヘドモ、住吉ノ大明神ニ直ニ対面シテ、種々物語シタル御門ハ、丸計コソ有ラメト、橋慢ノヲコリタルゾヤ」(卷三一〇オ)③〈盛〉「踏歌節会ト名テ、代々ノ御門イマダ怠リ給ハズ。哀哉三十余代ノ節会ナリ」(4—1—20二頁)④〈盛〉「臣等ガ曩祖桓武天皇、此帝都ヲ立給テヨリ以来廿余代、平将軍貞盛ヨリ武勇ニ携テ八代、未一度モ名ヲ折ズ、先祖ノ君ノ執シ思召シ都也」(4—1—36四頁)。①②は、いずれも「法皇御灌頂事」に見る用例だが、②では、七十七代の後白河天皇を「七十余代」と言う点注意される。①の用例も、後白河天皇を指すのだが、仏法伝来後の天皇三十代の欽明天皇以降を指すとすれば(〈延全注釈〉卷三—五—六頁)、後白河天皇までの四十八代を指すことになる。③は、踏歌の節会が行われた三十九代の天智天皇から、八十一代の安徳天皇までの、四十三代を指す(〈延〉は、「仁王四十二代ノ節会也」(卷七—三—オ)とする)。④は、五十代桓武天皇から、八十一代の安徳天皇までの三十二代を指す。以上からすれば、〈盛〉の③④の用例は、いずれも合致せず、検証し得ないが、①②の用例からは、七十八代天皇の二条天皇を、「七十余代」とも言いうる事が明らかとなる。例えば、「余代」の例ではないが、六十六箇国の日本を「六十余州」とも言うことから、「余代」「余州」などの「余」とは、数の多少ではなく概数を言うのであろう。○天子ニ無父母 遠藤光正は典拠として、『北史』六「齊本紀上」の「王曰、天子無父、苟使「兒立」、不措「余生」や、『白虎通』徳論・下「王者父「天母」地為「天之子」也」を指摘する。また、山下宏明は『塵添璫囊鈔』六の「又或ハ曰天子トハ帝王ニハ無父称「云々。仍天子ニ無父

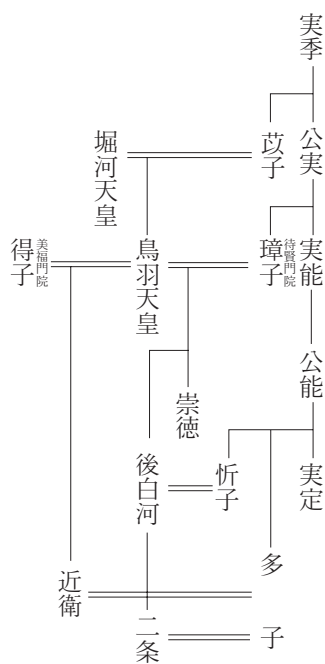
云ソ」を掲げる。なお、これを醍醐天皇の言葉とする点については、前掲「延喜ノ聖主ノ「天子ニ無父母」トテ、寛平法皇ノ仰ヲ背セ給ケルヲバ、御誤トコソ申伝タルニ」の注解参照。「主上鳥羽籠居御歎」(卷十二)にも見るように、「天子ニ無父母」との言は、二条天皇が常に父帝後白河院に背いた不孝の罪を想起させる言葉として使用されている。○万乗ノ宝位 山下宏明は『壺子』梁忠王章の趙氏注に「万乗、兵車万乗、謂天子也」を引いて、「天子が兵車万乗を有したことから、天子の位のことを言う」とし、『三教指帰』下にも「万乗の宝の姿、寸烟に伴にして玄微に厲る」(旧大系一—三—三頁)とあるのを指摘する。中世にはしばしば用いられた表現で、「一天のあるじ、万乗の宝位とあふがれ給へる天子は、忝くも伊勢大神の御流れ」(『撰集抄』卷九—「日本神国事」(桜風社一九八五・4、二七八頁))のように、天皇の地位の絶対性を強調する表現。ただし、〈盛〉では、「法皇ハ世ノ角成行ニ付テモ思召連ケルハ、我十善ノ余薫ニ依テ万乗ノ宝位ヲ忝ス、四代ノ帝ヲ思ヘバ子也、孫也」(卷一—五—「行御齋会」4—1—七頁)、「我十善ノ余薫ニ酬テ万乗宝位ヲ忝クス、四代ノ帝王ヲ思ヘバ子也、孫也、イカナレバ万機ノ政務ヲ被止テ年月ヲ送ラント、日来ノ御歎モ浅カラズ思召ケル上」(卷一—五—「前後相違無常」、4—1—五七頁)と、その絶対的な地位にあってなお思うようにはならない現実を嘆く場合に用いられる例もみられる。また、「万乗の宝位」以外にも「万乗の主(聖主)」、「万乗の君」、「万乗の位(聖位・帝位)」などの用例も見られ、これらでも、「これによって、或は一旦の身命をのべんがため、或は片時の凌辱をのがれんと思つて、万乗の聖主、猶緇転の媚をなし、重代の家君、かへって膝行の礼をいたす」(〈寛〉卷四「南都

牒狀」上一三三頁）、「一天の君、万乗のあるじも、しかのごとくの苦しみを離れまし／＼侍らねば、刹利も首陀もかはらず」（『撰集抄』卷一七「新院御墓白峰事」二九頁）など、帝位の絶対性が脅かされている場合に用いられることが少なくない。○御入内ノ日時 『帝王編年記』によれば、永暦元年（一一六〇）正月二十六日。○先帝ニ後レ進セシ久寿ノ秋ノ始 近衛天皇の崩御は久寿二年（一一五五）七月二十三日、十七歳。このとき多子は十六歳であった。○世ニ随ヲ以テ人倫トシ、世ニ背ヲ以テ狂人トス 〈延〉「世ニ随ハザルヲ以テ狂人トスト云ヘリ」（卷一四四ウ）と前半部分を欠く。〈四・闘・長・南・屋・覚〉などの諸本も〈延〉に同じ。「世ニ随ヲ以テ人倫トシ」は〈盛〉の独自本文。山下宏明は『方丈記』に「世にしたがへば身くるし。したがはねば狂せるに似たり」とあることを指摘（一四一頁）、石村貞吉は『沙石集』五末一一「行基菩薩御歌事」に行基菩薩の「御筆ノ御遺誠ノ文」として「世ニシタガヘバ望ミアルニ似たり。俗ニ背ケバ狂人ノ如シ」（旧大系二五七頁）とあることを指摘している（六八頁）。木下資一は、宮内庁書陵部蔵の『行基菩薩遺誠』の本文にある「随世似有^レ望、背俗如^レ狂人」が、『宝物集』卷四（新大系一五二頁）などにも見えることから、行基の「遺誠」が平安末期からかなり流布していたと指摘している（三六頁）。ただし、〈盛〉が何によって前半を補ったかは不明である。あるいは、〈延〉「心地観経ノ第八ノ巻ニヨラバ、一ニハ天地ノ恩、二ニハ国王ノ恩、三ハ師長ノ恩、四ニハ衆生ノ恩、是也。是ヲ知ヲ以テ人倫トシ、不知ヲ以テ鬼畜トス」（卷二一四三ウ。他に〈闘・長・盛〉にもあり）に見るような形に拠るか。なお、『宝物集』は右の文の前に「富めるものは、楽にふけてりて道心

をおこさず」と置き、続けて「穴憂哉世間、何処隠^二身^一」の一節を記し、さらにその後ろに「朝の花をみる人、夕の風にちり、宵の月をながむるもの、暁の雲にかくる。楊梅桃李のなつかしきにはひ、春の風にさそはれ、蘭菊紅葉のさかりなる色、秋の霜にうつさる。暁の露にいたり、宵の電のごとし。昔みし人は、皆三途の古郷へかへり、今きく人は、また黄泉の旅におもむかんとす」（新大系一五二—一五三頁）と記している。『宝物集』との密接な関係を考えるならば、『平家物語』が、「昔みし人」「今きく人」の対比として、近衛帝と二条帝を意識し、その美貌故の栄華とはかなさ、身の置きどころなく感じる境遇など多子の運命を描くにあたって、右のごとき『宝物集』の一節を連想していた可能性も考えられよう。○是偏ニ愚老ヲ助サセ給ベキ孝養ノ御計ヒタルベシ 〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉同。父への孝養の計らいからも再入内すべきという公能の説得について折れた多子の姿は、一方で父後白河法皇の意に逆らって多子を再入内させようとする二条天皇の不孝ぶりを強調することになる。○知ズ、又此末ニ皇子御誕生ナンドモ有テ： 多子が国母となつて、一門が繁栄する可能性に期待し、入内を積極的に勧めている様子を示す。次段の「近衛ノ大宮ハ、先規ナキ二代ノ后ニ立セ給タリケレ共、サマデ御幸モ御坐サズ」（一—九四頁）の傍線部を「ミュキ」でなく「サイハヒ」と訓めば、こと前後呼応し、多子は、皇子誕生もなく、父公能の期待に応えられなかったと読めよう。このあたりの事情を、『今鏡』は「二条の帝の御時、あながちに御消息ありければ、父大臣もかたがた申しかへさせ給ひけれども、忍びたるさまにて、参らせたてまつり給へりけるに」（全訳注中一六二六頁）と、父公能は乗り気ではなく、あれ

これと辞退しようとしたが、辞退しきれずに、人目につかないようひっそりと入内させた、と記している。○浮節二沈ミモハテ、川竹ノ世ニタメシナキ名ヲバナガシツ 「沈ミモハテ」については、諸注釈は「死ななかつたばかりに」「出家しなかつたばかりに」と二様に解する。故に、この歌の意は、「近衛天皇と死別したあの辛い時に死ななかつた（出家しなかつた）ばかりに、今こうして二代后という前代未聞の浮き名を流していることです」となる。但し、先に見た則天皇后説話では、出家した則天皇后を高宗は強引に連れ出し再入内させており、そうした関連から言えば、多子が再入内を免れるためには死しかないことになる。なお、「節」「川竹」「世（節）」が縁語となる。第一句「四」しづみやはてん（二〇右。〈闘〉「沈哉終」、〈延〉「シツミモハテヌ」（四五オ）、〈長〉「しづみもやらで」（四六頁。〈南・屋・覚〉も同、第五句「四」名をばながして「〈闘〉「名於波流津」、〈延〉「名ヲヤ流サム」（〈長・南・屋・覚〉も同）。なお、この歌は『今鏡』には見えない。○世ニハイカニシテ漏ケルヤラン 水原一は、『平家物語』に採られた一部説話の成立に対する徳大寺実定の関与を想定し、「同母兄実定がこの事に関知しないはずはなく、この歌が「漏れ聞え」たのは歌人でもある実定の線からではないかと疑われるのである。明瞭に実定の登場する「月見」の話もまた源平興亡史に対しては余話でしかなく、しかも「二代后」の後日談的意味で連絡し合うとすれば、この両話に実定を関与させて考える事は自然であろう」（四〇三頁）と指摘する。但し、多子のこの歌は、和歌集や他の作品にも見られないことからすれば、『平家物語』作者の創作である可能性も考えねばならないであろう。○父ノ大臣ハ供奉ノ上達部、出車ノ儀式、心モ詞モ及ズ 〈延〉「父大臣、供奉ノ

上達部、出車ノ儀式、常ヨリモメツラシク、心モ詞モ及ズ出シ立テマイラセ給ヘリ」（四五オ、四五ウ）のように、『平家物語』諸本は一様に、多子の再入内が父公能をはじめとする一門の期待を担って、華々しく行われたと記す。「心モ詞モ及ズ」とはその様が筆舌に尽くしがたいことの形容。〈盛〉では、「マヂカク入道太政大臣平清盛ト申ケル人ノ有様、伝聞コソ、心モ詞モ及バレネ」（巻二「平家繁昌」、一七頁）、「同五月十五日、前大納言頼盛卿上洛シ給ヘリ。関東ニテ被賞甄給ケル事、心モ詞モ及ガタシ」（巻四十一「頼盛関東下向」、6—10頁）のように用いられている。このような『平家物語』に対して、『今鏡』は、「忍びたるさまにて、参らせたまつり給へりけるに」（全訳注中一六二六頁）とあり、多子の入内がひっそりと行われたと記す。多子の入内については、前回の久安六年正月十日の時は、藤原頼長養女としてということもあり、上東門院彰子の例にならって盛大に行われていた（『台記別記』同年一月七日条）が、再入内については記録は残されていない。徳大寺家は、公実の妹苅苅子が鳥羽天皇の母となつて以降、外戚としての立場を維持し続けてきた。この時期には苅苅子（多子



の姉）が後白河院に入内していた（久寿二年（一一五五）に女御として入内、保元元年（一一五六）十月に中宮、平治元年（一一五九）二月に皇后）。しかし、忻子は早くから後白河帝との同居をやめており、二人の関係はやや疎遠だったらしい。外戚という立場を利用して政治の中枢に関与してきた徳大寺家とすれば、状況的には公能が天皇家との新たな関係を求めていた可能性は十分に考えられる。翌保元元年十二月に、多子に続いて妹育子が二条天皇に入内していることは、徳大寺家が二条天皇との関係構築に積極的であったことを示している。なお、多子の再入内に消極的だったとする『今鏡』と、積極的だったとする『平家物語』のどちらが事実に近いかはわからないが、この年の八月十一日、第三大納言であった公能は、宗能・重通を超えて右大臣に昇進している（『山槐記』永暦元年八月十一日条）ことからすると、多子の再入内が、徳大寺家の繁栄に一定の効果をもたらしたのは確かだろう。○色深キ御衣ヲバ不被召（四・闘・延・長・南・屋）「殊更色アル御衣ハメサブリケリ」（延）四五ウ。〈覚〉は装束の記述なし。ちなみに、徳子が入内に際して「裏濃蘇芳」を着ていたことが、『玉葉』承安元年十二月十四日条に記されている他、堀河天皇に篤子内親王が入内した際には、「裏濃蘇芳御衣五、濃御単、同御袴、同打衣、上着梅花五重、上着黄菊五重、小打着赤色五重唐衣、白羅御裳也」という装束であったことが、『中右記』寛治五年十月二十五日条に記されている。○殊白御衣十五計ヲ召レケル（闘・南）同、〈四・延・長〉「白キ御衣十四五バカリゾメサレタリケル」（延）四五ウ、〈屋〉「白キ御衣ヲ召レケル」（三三頁）。〈延全注釈〉は「白装束は儀礼に用いられるが、男性の場合は老人の衣装とされることが多い。

この事から考えて多子の白装束も、入内の衣装としては地味であるとしてよい。多子の再入内に対する心情を表現したものと見えよう（巻一―二六三頁）と指摘する。ただし、『台記別記』久安六年正月十九日条には「女御服日來所著之白衣、候御前」とあり、多子の最初の入内の時も「白衣」であったことがわかる。また、入内の記事ではないが藤原頼忠の娘遵子の立后の際の記事に「次参内、今日女御従四位上藤遵子立皇后…以余被啓、公卿拜礼間、皇后理髮、白御衣白簪、著給白御装束著給椅子云々」（『小右記』天元五年三月十一日条）という事例もあり、白御衣を必ずしも多子の「再入内に対する心情を表現したもの」と判断はできない。女性の白装束は、御産の時（自中宮召使走來、告御産御氣候之由、…御産成了之後、候台盤所女房皆悉著白装束」（『山槐記』治承二年十一月十二日条）、あるいは御湯殿儀の時（御ゆどの、事など、儀式いみじう事整へさせ給…我もくとの、しりつる白装束どもを見れば、色聴されたるも、織物の裳・唐衣、同じう白きなれば何とも見えず」（『栄華物語』八初花、旧大系上―二六二―二六三頁）、「今日御湯殿始也、…役女房等皆著白装束、白唐衣、白単重、白裳、白生長袴」（『玉葉』承元三年五月二十五日条）にも着されたようである。○ヤガテ思ヲ蒙リ麗景殿ニゾ渡ラセ給ケル 竹鼻續によれば、「保元二年（一一五七）に通憲によって大内裏が再興され、二条帝の永暦年間は、帝が大内と大炊御門殿とを往反されていることが古記録にみえるので、多子は大内裏に入った後、大炊御門殿で生活されたものと推測される」（中―一六三四頁）と指摘、『平家物語』の詠歌事情もあまりに物語的であり、事実とは思えない」とする。となると、なぜ多子の後宮での住まいが「麗

景殿」とされたのが問題となろう。麗景殿は、后町の廓を中心に、弘徽殿と対称の位置に向かい合い、村上天皇女御莊子女王、三条天皇の尚侍綏子、後朱雀天皇の皇后禎子内親王などが、ここを住まいとした。日向一雅は、『源氏物語』には四人の麗景殿女御が登場するが、桐壺帝の女御で花散里の姉や今上帝の女御で女二宮の母など、必ずしも幸福とは言えない生涯を送っており、『源氏物語』の麗景殿のイメージはやや暗い(六三頁)と指摘する。そうしたイメージの反映が考えられるか。○ヒタスラ朝政ラス、メ申サセ給フ御有様也(延全)

【引用研究文献】

- * 石村貞吉『新註平家物語』(東京修文館一九三二・11)
- * 木下資一「『行基菩薩遺誠』考―中世文学の一資料として」(国語と国文学、一九八二・12)
- * 竹鼻績『今鏡(中)全注釈』(講談社学術文庫一九八四・5)
- * 日向一雅『源氏物語―その生活と文化―』(中央公論美術出版二〇〇四・2)
- * 水原一『延慶本平家物語論考』(加藤中道館一九七九・6)
- * 山下宏明「二代后(二)(平家物語評釈八)」(国文学解釈と鑑賞、一九六八・11)

彼紫宸殿ノ皇居ニハ、¹賢聖ノ障子ヲ被_レ立_テタリ。西二十六人、²東二十六人、三千二人ノ³賢聖アリ。是ハ後漢_ノ功臣廿八将ニ、王帝、⁴李通、⁵竇融、卓茂ノ四将ヲ具シテ也。其外、⁶伊尹、⁷第五倫、⁸虞世南、⁹太宗望、¹⁰甬里先生、¹¹李勣、¹²司馬モアルトカヤ。手長足長、¹³馬形ノ障子、¹⁴鬼ノ間、¹⁵李將軍ガ¹⁶姿ヲ写セル障子モ有_リ。金剛ガ書_{ケル}荒海ノ¹⁷障子ノ北ナル¹⁸御障子ニハ、¹⁹遠山ノ有明ノ月ヲ書_レタル。故_ニ近衛_ノ院、²⁰未_ダ幼帝ニテ²¹御座ケル当時、何トナキ御手スサミニ、書_キ曇_リカサセ給_フタリケルガ、有_リシナガラニ少_シモ替_ハザリケルヲ御覽ジケルニモ、先朝_ノ昔ヤ恋シク思_ヒ食_フケン、御心_ノ内所セクマデ思_ヒ召_シツ_ツケサセ給_フケルコソ御イタハシケレ。

思_ヒキヤ憂_ミ身ナガラニ廻_リキテオナジ雲井ノ月ヲミントハ_ト。

- 【校異】 1 〈近〉「けんじやうの」、「蓬・静」「賢聖の」。 2 〈近〉「ひんかしに」、「蓬」「東に」。 3 〈近〉「けんせい」、「蓬」「賢聖」、「静」「賢聖」。 4 〈近〉「りつう」、「蓬・静」「李通」。 5 〈近〉「しよくもの」、「蓬・静」「卓茂の」。 6 〈近〉「いいむ」、「蓬・静」「伊尹」(蓬)「殷湯王臣」、「静」「殷

注釈」は、『長恨歌』の「春宵苦短日高起、從此君王不早朝」に
よる。「不早朝」は「あさまつりごとせず」と読み、帝の后への寵愛
の深さを表す(二六三頁)とする。とするならば、『平家物語』が、
二条天皇像を玄宗に重ねる一方で、多子像を楊貴妃とは対照的に描
うとしていることになる。その場合、「朝政」に關わるという点では、
則天后后像に近づくことになるが、「ヒタスラ朝政ラス、メ」た多子
に対して、専制を敷いた則天后后とは、やはり対照的に描かれている
と言えよう。前節の注解「皇后女帝トシテ廿一年有テ」参照。

湯臣」と傍記。「湯」は、共に「陽」にも見える。7〈近〉「てい五りん」〈蓬〉「第五倫」〈静〉「第五倫」〈蓬・静〉「漢武帝臣」と傍記。8〈近〉「くせいなん」〈蓬・静〉「虞世南」〈唐太宗臣」と傍記。9〈近〉「たいこうぼう」〈蓬・静〉「太公望」〈周文王臣」と傍記。10〈近〉「かくりせんじやう」〈蓬〉「角里先生」〈静〉「角里先生」〈蓬・静〉「四皓其一」と傍記。11〈近〉「りせきしばも」〈蓬・静〉「李責思馬も」。12〈近〉「むまがたのさうじ」〈蓬〉「馬形障子」〈静〉「馬形障子」。13〈静〉「資を」。14〈近〉「さうじにも」〈蓬・静〉「障子も」。15〈蓬〉「金岡か」。16〈近〉「さうしの」〈蓬〉「障子の」。17〈近〉「御さうしには」〈蓬〉「御障子には」。18〈近〉「ゑんさんの」〈蓬〉「遠山の」〈静〉「遠山の」。19〈近〉「こんゑのゐん」〈蓬・静〉「故近衛院」。20〈静〉「幼帝に」。21〈近〉「おはしける」〈蓬・静〉「おはしましける」。22〈蓬・静〉「給けるか」。23〈近〉「浮身なからに」〈蓬〉「うき身なからに」〈静〉「うき身なからに」。24〈近・静〉「ト」なし。

【注解】○彼紫宸殿ノ皇居ニハ：以下、紫宸殿の賢聖障子について具体的に説明するのは、〈盛・南・屋・覚〉。その他、〈四・闘・延・長〉は、具体的に説明するのは、〈盛・南・屋・覚〉。その他、〈四・闘・延・長〉は、「清涼殿ノ画図ノ御障子二月ヲカキタル所アリ」〈延〉巻一—四五ウ）のように、すぐに近衛院が筆を加えた障子の逸話に移る。〈盛・南・屋・

記事項目	〈盛〉	〈南〉	〈屋〉	〈覚〉
1 紫宸殿に賢聖の障子あり	1	1	1	1
2 西十六人、東十六人、三十二人の賢聖描かる	2			
3 後漢の功臣二十八将と王常以下四将描かる	3			
4 伊尹、第五倫、虞世南、太公望、角里先生、李勣司馬モアルトカヤ	4	④	④	
5 手長足長：李將軍の姿を写した障子あり	5	⑤	⑤	
6 小野道風、賢聖の障子の銘を七回書き直す	6	6	6	6

* 〈南・屋〉の④⑤は、小異があることを示す。具体的には当該の注解で示す。

覚」の当該話の記事構成を示せば次のようになる。

〈南・屋・覚〉には、2・3の記事がないのに対して、〈盛〉は、6小野道風が障子の賛を書いた逸話を欠く。〈覚〉「彼紫宸殿の皇居には、賢聖の障子を立てられたり。伊尹・鄭伍倫・虞世南・太公望・角里先生・李勣・司馬。手なが足なが・馬形の障子、鬼の間、李將軍がすがたをさながら写せる障子もあり。尾張守小野道風が、七廻賢聖の障子とかけるも、ことほりとぞ見えし」（上—三三頁）。○賢聖ノ障子

賢聖の障子は、「紫宸殿の母屋の北側の障子に、鑑戒のため中国古代の賢者三二人の肖像を描いてあり、これを賢聖の障子と呼んだ」（『平安時代史事典』上—七八七頁）。鈴木巨は『日本紀略』延長七年九月条に「今少内記小野道風改書紫宸殿障子賢臣像（賛）。先年道風所書也。帝給御衣。」とあり、賢臣像は延長七年以前に画かれたことが知られる（三四六頁）と指摘する。また、あわせて『吏部王記』天慶二年十一月二十五日条「或説云、立慮思道下、母屋障子東第三柱東有思道像、仍立此柱下、唯寛平年中遮障施屏風、然則思道所難弁知呼」や、『九曆記』承平六年十一月六日条「昔寛平御時仁和二親王為小斎、親王度大斎座勸盃、我幼少時（於）寄南殿北御障子隙、見件事」とあること

から、「寛平年中には紫宸殿に賢聖障子が建てられていたらしい」(三四六頁)とも指摘する。具体的に古い賢聖の障子の例を引くものとして、『九条家本延喜式』紙背がある。福山敏男によれば、同紙背には保元二年(一二五七)の内裏造営に関するとおぼしい記事があり、賢聖の障子の配列順序も同造営時の配列を記したものと考えられる。それによると、「南殿賢聖図 東四間十六人 一間(馬周 房玄齡 杜如晦 魏徵) 二、(諸葛亮 璩伯玉 張良 第五倫) 三間(管仲 劉禹 子産 蕭何) 四、(伊尹 傅説 大公望 仲山甫) 西四間十六人 一間(李勣 虞世南 杜預 張華) 二、(羊祐 楊雄 陳寔 班固) 三間(桓榮 鄭玄 蘇武 兪寬) 四間(董仲舒 文翁 賈誼 叔孫通)」(三三八三頁)となっている。『太平記』巻第十二「大内裏造営」にも、「賢聖ノ障子ヲバ、紫宸殿ニゾ被立ケル」(一三九九頁)として、以下賢聖を列挙するが、右と漢字表記が一部異なるのみで、人名、配列すべて同じである。また、『古今著聞集』巻第十一画図第十六「紫宸殿賢聖障子並びに清涼殿等の障子画の事」にも、次のごとくあげられる。「南殿の賢聖障子は、寛平御時始てか、れるなり。其名臣といふは、馬周・房玄齡・杜如晦・魏徵(自東一)・諸葛亮・璩伯玉・張良・第五倫(同二)・管仲・劉禹・子産・蕭何(同三)・伊尹・傅説・太公望・仲山甫(同四)・李勣・虞世南・杜預・張華(自西四)・羊祐・揚雄・陳寔・班固(同三)・桓榮・鄭玄・蘇武・兪寬(同二)・董仲舒・文翁・賈誼・叔孫通(自西一)等也。此人々の影をかゝれけり」(旧大系三〇八頁)。これらと比較するに、『延喜式』紙背・『太平記』と『古今著聞集』では、挙げられる人名は同一であるものの、西間に挙げられる順序が逆になっている。これについては

他に『拾介抄』上・聖賢部にも『九条家本延喜式』紙背と同様の記述があることから、『古今著聞集』が順序を誤ったものと考えられるが妥当だろう(国史大系『古今著聞集』頭注が示すように、『著聞集』の諸本の中には『太平記』と順序を同じにするものがある)。里内裏においては、賢聖障子を描くことが原則ではあったものの、描かずに済んだ場合や、紫宸殿の規模の縮小により変化を余儀なくされる場合があったことが指摘されている(川本重雄他)。二条天皇は内裏・里内裏併せて在位中に七度皇居を遷したことが確認されているが(橋本義彦、一八二頁)、ここでは故実としての紫宸殿の賢聖の障子について語られているのであって、二条天皇の内裏にこれらの賢聖の障子が描かれていたかは問題ではない。また、後項で触れるように、「盛」及び平家物語諸本の挙げる賢聖の名前には、右にあげられない人名も含まれる。なお、美濃部重克は、前節で、二条天皇が公事に勤しむように努めたとする多子の后ぶりを強調する関係から、公事性の高い賢聖障子に話題を展開させ、この後の絵巻くしの記事につながるとする。その絵巻くしの記事には、内裏の各所の絵を辿る多子の視線がやがて金岡の絵にとまり、月へのいたずら書きから、近衛天皇との昔を多子が思い出し、悲しみにくれるという情景が描かれてあると読む(三三五～三七七頁)。○後漢功臣廿八將二、王常、李通、竇融、卓茂ノ四將(盛)の独自異文。後漢の功臣二十八將とは、後漢の明帝が、先帝で後漢を建国した光武帝の功臣二十八將を洛陽の雲台に描かせたものを言う。またこれに王常・李通・竇融・卓茂の四人を加えて三十二將ともされる。『後漢書』列伝第十二「永平中、顯宗追感前世功臣、乃図画二十八將於南宮雲台」。其外又有王常・李通・竇融・卓茂。合

三十二人。故依「其本第一係之篇末」、以志「功臣之次」云爾。太傅高密侯鄧禹、中山太守全椒侯馬成、：驍騎將軍慎侯劉隆、太傅宣德侯卓茂」（『後漢書』3、岩波書店、五八一頁）。このうち、賢聖の障子に描かれていた人物は、鄧禹のみである。したがって、〈盛〉がこの二十八将及び四将をあげるのは誤解であり、そもそもこの後に、伊尹以下の名前をあげることで、三十二人の賢聖の説明として人数的にも矛盾が生じている。ところで、『古今著聞集』は前項の引用に続けて「彼麒麟閣に功臣を凶せられたる跡をおはれるにや」（旧大系三〇八頁）として、賢聖の障子は、前漢の宣帝が麒麟閣に描かせた十一人の功臣の像に倣ったとする説をあげている。推察するに、賢聖の障子の先例に諸説あり、雲台の後漢功臣三十二将もその一つであったのだろう。〈盛〉はその説に拠りながら、人数が共に三十二名であることもあって、賢聖障子に描かれたのが後漢功臣三十二将であったと誤解したか。○伊尹、第五倫、虞世南、太公望、甬里先生、李勣、司馬アルトカヤ 〈盛〉の場合、前項にも記したように、賢聖の障子に記された三十二将の内六（七）人の名を記したものであろうが、これらは、二十八将やその後に記された四将とは別人として記すわけだから、数の上で不整合を来している。〈南〉「伊尹・第五倫・虞世南・太公望・緑星先生・李勣・志司馬」（上―五五―五六頁）、〈屋〉「伊尹・鄭眞倫・虞世南・太公望・角里・先生・李勣・思摩」（二三三頁）、〈覺〉「伊尹・鄭伍倫・虞世南・太公望・角里先生・李勣・司馬」（上―三三―三三頁）。〈南・屋〉の場合、これら各人の絵が、どの障子に描かれていたのか分かりづらい。賢聖の障子に描かれていたとも取れるが、〈南・屋〉の場合、この後に続く「李將軍が姿ヲサナガラ写セル障子モアリ」

（〈南〉）との関連も考えると、賢聖の障子以外に描かれたものとも考えられる（なお〈屋〉本文の問題については、次項参照）。〈覺〉の場合、賢聖の障子に描かれていたと読んで良からう。但し、甬里先生（漢の四皓の一人）は、諸注釈も記すように、前掲の『古今著聞集』他にも見られず、賢聖の障子に描かれていたことが確認できない。また最後の「司馬（志司馬・思摩）」は、従来不明の人物とされていたが、〈集成〉（上―四七頁）の指摘するように、唐の將軍李思摩のことである。白楽天『七德舞』に、唐の太宗の恩情に対して、死をも厭おうとしなかった李勣と思摩が記されることから、ここは李勣に引かれて誤入されたと思われる。一類本『平治物語』にも、李勣や思摩の名は記されないが、「唐の太宗文皇帝は、鬚をきりて薬をやきて功臣に給ひ、血をふくみ傷をすいて戦士をなでしかば、心は恩のためにつかへ、命は義によつてかるかりければ、兵、身をころさんことをいたまず、たゞ死を至んことをのみ願へりけるとぞうけたまはる」（新大系一四六―一四七頁）として引かれるように、著名な話であった。なお〈全注釈〉は、このような宮中の「障子尽くし」は、「語りもの系が、語りものなるがゆえに持った技巧的増補」で、「一つの語りどころなのであろう」（上―九九頁）とする。○手長足長、馬形ノ障子、鬼ノ間、李將軍が姿ヲ写セル障子モ有 〈南〉「李將軍が姿ヲサナガラ写セル障子モアリ。手長、足長、馬形ノ障子、鬼間」（五六頁）、〈屋〉「李將軍が形チヲサナガラウツセル障子モ有、手長足長、馬形ノ障子、鬼ノ間ニハ」（二三三頁。底本には、「手長足長…鬼ノ間ニハ」を、「李將軍…障子モ有」の前に移すことを示す補入記号があるが、これは、書写者の誤写による訂正記号ではなからう。〈南〉も同様の記事を記すように、訂正前

の現存の記事が、〈屋〉が参照した本来の記事であろう。補入記号は、書写者か、それ以降の後人により施された可能性が大きいだろう。〈覚〉「手なが足なが・馬形の障子、鬼ノ間、李將軍がすがたをさながら写せる障子もあり」(三二頁)。〈盛・南・屋・覚〉の中では、現存の〈屋〉に見る補入記号が示すように、〈盛・覚〉の記事構成が古態であろう。〈南・屋〉の場合、共通記事を持つことからしても、〈南・屋〉を遡るある段階で、誤写等により、意改記事が生じたのである。〈盛・覚〉の場合、それぞれの絵は、荒海障子に描かれた手長足長の図、馬形の障子、鬼の間に描かれた白沢王が鬼を斬る図、李將軍が虎を射る図を描いた障子を指すのであろう。それを、現存の〈屋〉では、補入記号を施し、「鬼ノ間ニハ、李將軍ガ形ヲサナガラウツセル障子モ有」として、鬼の間に李將軍の絵が描かれた障子があったとする。しかし、『禁秘抄』『鬼ノ間』に、「南壁ニ白沢王切鬼絵(群書 二八一三七二頁)、『古今著聞集』に、「鬼の間の壁に、白沢王をかゝれたる事は、昔、彼間に鬼のすみけるを鎮られける故に、かゝれたる事は申つたへたれども、たしかなる説をしらず」(旧大系三〇九頁)とあるように、鬼の間には、白沢王が鬼を斬る絵が描かれた壁があった。また、李將軍の絵は、同じく『古今著聞集』に、「陣座の上に、李將軍が虎を射たる障子をよせかけ」(三〇九頁)とあるように、陣の座の障子に描かれてあった。また、「清涼殿の丑寅のすみの、北のへだてなる御障子は、荒海の絵、生きたる物どものおそろしげなる、手長足長などをぞかきたる」(『枕草子』旧大系五八頁)、「又萩戸のまへなる布障子を、荒海の障子と名付て、手長・足長など書たり。其北うらは宇治の網代をかけり」(『古今著聞集』旧大系三〇九頁)からも知られるように、手長

足長、馬形の障子は共に清涼殿に立てられた障子であり、鬼の間も清涼殿の間であって、「彼紫宸殿ノ皇居ニハ」より続いたこれまでの賢聖の障子の記述とは繋がらない。以上の記事の混乱は、『平家物語』諸本編者の「宮中の不案内を物語る」(山下宏明一七一頁)ものでもあろうし、内裏の障子絵の伝承に混乱があったことも考えられ、さらに当該話では、宮中の「障子尽くし」を語ることに意図があって、必ずしも正確さを要求するものではなかったのかもしれない(〈全注釈〉上―九九頁)。なお、〈南・屋・覚〉には、冒頭の注解の記事構成表で言えば6「小野道風、賢聖の障子の銘を七回書き直す」記事があるが、いずれも、その前に賢聖の障子の記事とは関係しない記事を含み込んでいるため、不整合を来している。〈盛〉が、6を欠くのはそうした事情が関係している。○金岡ガ書ケル荒海ノ障子ノ北ナル御障子ニハ、遠山ノ有明ノ月ヲソ書レタル「荒海ノ障子」は、先に挙げられている「手長足長」の障子のこと。ここでも障子絵に対する理解不足がうかがえる。同障子は清涼殿の東孫廂の北端にあった。手長足長は南面に描かれ、北面には宇治の網代が描かれた。『禁秘抄』弘廂「北有荒海障子。南方手長足長。北面宇治網代。布障子墨絵也」(群書 二六一三七二頁)。この障子の北は簀子を隔てて庭になっており(清涼殿における障子や部屋配置図については、新大系『保元物語平治物語承久記』の付録図6〔五四九頁〕が詳しい)、〈盛〉が記すような障子が別にあったことは、記録では確認されない。南面する荒海の障子の北面を指しているとも考えられようが、いずれにせよ事実とは異なる。諸本は、〈四・闕・延・長〉は、前掲のごとく、「清涼殿ノ画図ノ御障子ニ月ヲカキタル所アリ」(〈延〉四五ウ)とのみ記す他は、〈南

「彼清涼殿ノ画図ノ御障子ニハ、昔金岡ガ書タリケル荒海ノ障子ノ北ナル御障子ニハ、遠山ノ在明ノ月モ有トカヤ」（上―五六頁）、〈屋・覚〉「彼清涼殿の画図の御障子には、むかし金岡がかきたりし遠山の在明の月もありとかや」（〈覚〉上―三三頁）とあり、〈屋・覚〉には障子の位置を示す説明がない。一方の〈盛・南〉では、巨勢金岡が、荒海障子を描いたとも遠山の有明の月を描いたともとれるが、〈屋・覚〉では、遠山の有明の月を描いたとしている。いずれにせよ、金岡がこれらの障子を描いたことについては不明。『古今著聞集』では、金岡が馬形障子を描いたとしている。「昔、彼馬形の障子を金岡が書たりける、夜々はなれて萩戸の萩をくひければ、勅定ありて、其馬つなぎたるていにかきなされたりける時、はなれず成にけりと申つたへ侍るは、まことなりける事にや」（旧大系三二〇頁）。また『太平記』は、先に引用した賢聖の障子の賢聖を列挙した後、「画図ハ金岡ガ筆、賛詞ハ小野道風ガ書タリケルトゾ承ル」（一―三九九頁）とし、賢聖の障子は金岡が描いたものとしている。実際に金岡がこれらの障子を描いたことは知られないが、『扶桑略記』仁和四年（八八八）九月十五日条に、「午二剋、勅令画師巨勢金岡画于御所南庇東西障子。令直方・興基・惟範・時平朝臣等撰詩弘仁以後鴻儒之堪詩者。即令金岡画其状矣」（国史大系一五五頁）とあり、金岡が清涼殿南廂東西の障子を描いたことがわかる。このような事実が、清涼殿の各々の障子と金岡とを結びつけたのであろう（山下宏明一七三頁）。また、美濃部重克は、了庵桂悟（一四三五―一五二四）の詩に、清涼殿の画図を詩題にした「応制題金岡遠山曙月図」があることを指摘し、ここにいう障子絵の存在が「まったくの虚構であるとも言えない」（三九九頁）

とする。ただし、平安中期以降、内裏は幾たびも焼失しており、当然、金岡が描いた障子そのまま残されていたということではなく、あくまでも再現されたもの、あるいは金岡画と伝承されていたことだろう。○故近衛院、未幼帝ニテ：「幼帝」、〈四・闘・長〉同、〈延〉「幼年帝」、〈南・屋・覚〉「幼主」。川本重雄（一七四頁）によれば、近衛帝は、永治元年（一一四二）十二月七日に三歳で土御門鳥丸内裏にて受禪、翌康治元年六月二十二日に小六条殿に移り、同年九月二十日に再び土御門鳥丸内裏に戻り、以後、十歳になった久安四年（一一四八）六月二十八日に御所が焼亡するまでの約五年間をここで過ごしている。土御門鳥丸内裏焼亡後は、四条洞院に移り、仁平元年（一一五〇）六月六日（十三歳）に焼亡によって一時的に八条殿へ移り、その一ヶ月後の七月五日に小六条殿へ徒御、更に十月十三日小六条殿焼亡により六条鳥丸殿へ移った後、同年十一月十三日に近衛殿へ行幸、以後久寿二年（一一五五）七月二十三日に十七歳でなくなるまでを、ここで過ごしている。多子が入内した久安六年（一一五〇）一月十日は四条洞院を内裏としていた時期で、この時、帝は十二歳、多子は十一歳であった。近衛帝が、障子にいたずら書きをした年齢は特定できないが、結婚前の、正に幼帝の時だったとすれば、土御門鳥丸内裏時代であった可能性が高い。とすれば、多子が入内したときには既に焼亡しており、多子が入内したときとは考えにくい。近衛帝四歳の時に三ヶ月を過ごした小六条殿であったとしても、ここも仁平元年（一一五二）十月に焼失しており、永暦元年（一一六〇）二条天皇に再入内した後に目にするのは、障子が焼失を免れて移され続けないう限りあり得ない。したがって、近衛天皇のいたずら書きという逸話

そのものが、『平家物語』の虚構である可能性が高いと考えるべきだろう。○書疊カサセ「曇らかす」は「Cumoracaxi, su, aita 鏡など、物を暗くする、または、かげらせる」(『邦訳日葡辞書』一六六八頁)。帝が障子に墨を付け、障子の月を曇らせたのである。それが次の和歌の「雲井の月」に表現される。○先朝ノ昔ヤ恋シク思食ケン……御イタハシケレ〈鬪〉「思出先帝昔^ヲ恋御座^テ、右^ニ被^{ケル}思食連」(一五ウ)、〈延〉「先帝ノ昔ノ御面影思食出サセ給テ、御心所セキテ、カクゾ思食ツゞケサセ給ケル」(巻一―四五ウ―四六オ)、〈長〉「先帝のむかしの御面かけ思食出させおはしまして、なにとなく思召つゞけたる」(一―四六頁)、〈南・屋〉「先帝ノ昔ヲモヤ御恋敷思食ケン、御涙ヲ、サヘテカクゾ思食ツゞケ、ル」(〈南〉上―五七頁)、〈四・覚〉「先帝のむかしもや御恋しくおぼしめされけむ」(〈覚〉上―三二頁)。〈盛〉は〈延〉に近いが、「御イタハシケレ」と筆者の評が含まれるのは〈盛〉のみ。ただし、近衛天皇との結婚生活を、多子が懐かしく思い返したという点は、諸本は変わらない。多子が入内したのは、帝が十二歳、多子が十一歳の時であった。近衛天皇は、十七歳で天逝したため、二人の結婚生活は短かった。さらに、頼長と忠通との政争から(多子は頼長の養女だった。そのため二ヶ月後には、忠通の養女皇子が入内した)、多子は近衛帝のもとから遠ざけられ、二人の実質的な結婚生活は、皇子の入内までの三ヶ月ほどであったかもしれないという(美濃部重克三四―三五頁)。しかし、『平家物語』は、頼長と忠通とのそうした政争に巻き込まれた多子の悲しみを前面に押し出すことはない。『平家物語』では、あくまでも、好色の心故に多子の入内を強行した二条天皇を批判的に描き、二代后となった多子の悲哀を描くばかりであ

る。○思キヤ憂身ナガラニ廻キテオナジ雲井ノ月ヲミントハ〈四・鬪・延・長・覚〉同。第一句を〈南〉「知ザリキ」(五七頁)、〈屋〉「シラサリキ」(三四頁)。〈屋〉の注記は別筆だが、「文安マナ」とは、^{思キヤ 憂身安マナ}現存の〈四〉を指そう。〈四〉享受の貴重な一例。なお、〈盛〉の異本〈静〉は、第二句を「うき身なからに」とする。同歌は『今鏡』『玉葉和歌集』にある。『今鏡』「ふじなみの下」「年経るほどに、二条の帝の御時、あながちに御消息ありければ、父大臣もかたがた申しかへさせ給ひけれども、忍びたるさまにて、参らせたてまつり給へりけるに、昔の御住居も同じさまにて、雲井の月も、光かはらずおぼえさせ給ひければ、思ひきや憂き身ながらにめぐりきて同じ雲井の月を見むとはとぞ、思ひかけず、伝へうけたまはりし」(全訳注中―六二六頁)。『玉葉集』巻十四・雑一・二〇〇〇「二条院御時、さらに入内侍りけるに、月あかりける夜おぼしいづることありて 近衛太皇太后宮 しらざりきうき身ながらにめぐりきておなじ雲井の月をみるとは」(『玉葉和歌集全注釈』下―一〇八頁)。第一句を、『今鏡』は〈盛〉と同じく「思ひきや」、『玉葉集』は〈南・屋〉と同じく「しらざりき」としている。『今鏡』『玉葉集』では、入内した多子が実際の月を見て昔を思い出して詠んだとするのに対して、『平家物語』では、幼帝であった近衛帝がいたずら書きした障子絵の月を見て昔を懐かしんで詠んだ歌としており、近衛帝と多子の二人が知るはずの状況が説明されている。美濃部重克は、政略結婚の道具とされた「二人の結婚の背景となりゆきを〈知る者〉」には、ひとしお多子に対する哀れを催す情景として享受される」(三五頁)と読む。先述したように、二条天皇に再入内した時には、近衛幼帝時代の里内裏はいずれも既に焼亡しており、

多子がこれを眺めて懐古するということはまずあり得ない。詠歌状の逸話は、多子の和歌に触発された創作である可能性が高いだろう。況としては『今鏡』や『玉葉集』のようなものが実態で、『平家物語』

【引用研究文献】

* 川本重雄・川本桂子・三浦正幸「賢聖障子の研究（上）（下）——仁和寺蔵慶長度賢聖障子を中心に——」（国華一〇二八・一〇二九、一九七九・11、12）

* 川本重雄「続法住寺殿の研究」（高橋昌明編『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣二〇〇六・6）

* 鈴木木巨『平安宮内裏の研究』（中央公論美術出版一九九〇・12）

* 橋本義彦『平安貴族』（平凡社一九八六・8）

* 福山敏男『日本建築史研究 続編』（墨水書房一九七一・1）

* 美濃部重克『平家物語』における抒情表現の遠近法——「二代后」の多子の悲しみ——（南山大学日本文化学科学論集三、二〇〇三・3）

* 山下宏明「二代后（三）（平家物語評釈九）」（国文学解釈と鑑賞、一九六八・12）

新帝御即位 崩御

サテモ此の間ノ御ナカラヒ、昔ヲシタフ御哀、今ヲ専ニスル御情、旁ワリナキ御事共ナリシ程ニ、永万年ノ春ノ比ヨリ、主上御不子ノ御事有リト聞エシカバ、其ノ年ノ夏ノ始ニ成リシカバ、事ノ外ニ重ラセ給ヒケレバ、大蔵太輔紀の兼盛ガ娘ノ腹ニ、二歳ニナラセ給フ皇子ノ御坐ケルヲ、皇太子ニ立テ奉ル可キ由聞ヘシ程ニ、六月廿五日、俄ニ親王ノ宣旨ヲ被下テ、ヤガテ其ノ夜位ヲ譲リ奉セ給ヒキ。何トナク上下周章タリ。我朝ノ童帝ノ例ヲ尋レバ、清和ノ帝九歳ニシテ、天安二年八月ニ、文徳天皇ノ御譲リヲ受けサセ給ヒシヨリ始マレリ。周公旦ノ成王ニカハリツ、南面ニシテ一日万機ノ政ヲ行ヒシニ准テ、外祖忠仁公、幼主ヲ扶持シ奉リ給ヘリ。摂政又是ヨリ始マレリ。鳥羽の院五歳、近衛の院三歳ニテ御即位有リシヲコソ、トシト人々思ヒ申シニ、是ハ僅ニ二歳、イマダ先例ナシ、物騒シクゾ覚エシ。

永万年六月二十七日ニ、大極殿ニシテ新帝御即位ノ事アリシニ、同七月廿三日ニ、春寛法印御験者ニ参リ祈リ申ケルニ、御邪氣始テ顕テ、讃岐院ノ御霊トゾ聞エシ。同二十八日ニ、新院隠レサセ給ヒケリ。御歳二十二、位ヲサラセ給ヒテ、僅ニ三十余日也。天下憂喜相交テ、不取敢ヘ事也。

同廿九日、修理大夫頼盛の朝臣、参川守光雅、主典代置能等、陰陽師宣憲ヲ相具シテ、御葬ノ地ヲ点ズ。宣憲次第ノ事共勘申ケルニ、日時ハ母后ノ御衰日ヲ選ビ、方角ハ公家ノ御方忌ヲ用ル。是偏ニ宣憲ガ失錯ノミニ非ズ、已ニ天下ノ恠異タリ。浅増カリシ事共也。

【校異】 1 〈近〉「付ほうぎよ」。「付」補入。校異17参照。 2 〈近〉「ひたすらにする」。「蓬・静」専にする。 3 〈近〉「御心」。 4 〈近・蓬・静〉「バ」なし。 5 〈近〉「たゆふ」。「蓬」。「太輔」。「静」。「大輔」。 6 〈近〉「おはしけるを」。「蓬」。「御座けるを」。「静」。「御座けるを」。 7 〈蓬・静〉「廿五日に」。 8 〈近〉「とうたいの」。「蓬・静」。「童帝の」。 9 〈近〉「れいを」。「蓬」。「例を」。「静」。「例を」。 10 〈近〉「もむとくてんわうの」。「蓬」。「文徳天皇の」。「静」。「文徳天皇の」。 11 〈近〉「うけさせ給ひしより」。「し」補入。 12 〈近〉「はしまり」。 13 〈近〉「なぞらへて」。「蓬・静」。「准して」。 14 〈静〉右に「良房」と傍書。 15 〈近〉「いつしかと」。 16 〈静〉「思ひしに」。 17 〈近〉「新帝御即位同崩御郭公并雨禁獄事」と傍書あり。 18 〈近〉「廿五日に」の「五」をミセケチにして「七」と傍書。 19 〈近〉「七月」なし。 20 〈蓬・静〉「まいりて」。 21 〈蓬・静〉「に」なし。 22 〈近〉「ゆうき」。「蓬」。「憂喜」。「静」。「憂喜」。 23 〈近〉「よりもりあつそん」。「蓬」。「頼盛朝臣」。「静」。「頼盛朝臣」。 24 〈近〉「日時は」。「蓬」。「日時は」。 25 〈近〉「御すいわちを」の「わ」の右に「に」と傍書。 26 〈近〉「御きたはうを」。「蓬・静」。「御方忌を」。 27 〈近〉「しつしやうのみに」。「蓬・静」。「失錯のみに」。 28 〈近〉「くけいたり」。「蓬」。「恠異たり」。「静」。「恠異たり」。 29 〈近〉「あきましかりし」の「き」をミセケチにして、「さ」と傍書。 30 〈蓬〉「事なり」。「静」。「事也」。

【注解】 ○サテモ此間ノ御ナカラヒ…旁ワリナキ御事共ナリシ程ニ

〈四〉「此間の御長居哀珍重御事共」斯程に（二二右）、〈鬪〉「此間、御事共哀艶御有様也。繫程」（二五ウ）、〈延〉「此間ノ御ナカラへ、哀ニタグヒ少クゾ聞エシ。其比ハ是ノミナラズ、加様ノ思ノ外ノ事共多カリケリ。カ、ル程ニ」（卷一—四六オ）、〈長〉「此御詠、あはれに類すくなくぞ聞えける。「やうきひがたぐひ、いできなんず」と、人申けり。さま／＼にちがはせ給事もありけり。大方その比は、これのみならず、かやうの思のほかの事共多かりけり。世澆季にをよび、人凶悪をさきとするゆへなり。かゝりしほどに」（一—四六頁）、〈南〉「又此度殊ニ時メキ給テ世ノ謗リニモ成ニケレバ、別当入道惟方ト聞ユル人、楊貴妃ノタメシ出キナズト申ケルヲ、三河内侍キ、テオロ／＼申出シタリケレバ、御硯ノフタニ…（和歌省略）…ト遊シタリケルヲ、御門御覽ジテ御返事ハナクテチカワセ給フ御事有ケリトナン。カ、リシ程ニ」（上—五七頁）、〈屋〉「世ニハ如何ニシテ漏ケルヤラン、

哀ナル御事ニゾ申ケル。其間、御ナガラヒヒシラズ。サル程ニ」（三四頁）、〈覚〉「其間の御ながらへ、言ひ知らず哀にやさしかりし御事なり。さる程に」（〈覚〉上—三三頁）。〈延・長〉は、今回の二代后事件を、共に「思ノ外ノ事共」と捉える。これは、本話の冒頭「主上ハ上皇ヲモ常ニハ申返サセ給ケル、其中ニ、人耳目ヲ驚シ、世以テ傾キ申ケル御事ハ」（〈延〉四二ウ）に呼応するものであろう。このように、二代后事件を、二条天皇の悪行として描くのが、本話の基本的な姿勢である。その姿勢は保ちながらも、多子の悲哀に焦点を当てて記すのが、〈四・鬪・盛・屋・覚〉、一方、『長恨歌』に依拠した表現が見られるように、多子への寵愛が一族の専横をもたらすのではないかとの声に結びつけるのが〈長・南〉である。さて、〈盛〉「ナカラヒ」を、〈四〉「長居」、〈延〉「ナカラへ」、〈屋〉「ナガラヒ」、〈覚〉「なからへ」とする。この解釈が分かれていることは、〈延全釈〉参照。「なからひ」なら「仲らひ」で、多子と近衛帝あるいは二条帝との仲を指したもので、

「なからへ」なら上の「なからひ」の転か、もしくは「長らふ」の連用形「長らへ」で、多子が二条帝と生き長らえたことか。[Nagaraye, unu. eta. 生存する]、『邦訳日葡辞書』四四〇頁。〕「長居」も同様の意か。ここでの文脈では、「仲らひ」が妥当であろう。なお、これに続く〈盛〉の「昔ヲシタフ御哀、今ヲ専ニスル御情、旁ワリナキ御事共ナリシ」は独自異文である。「近衛帝と過ごした昔を慕う御風情も、二条帝と過ごす今を大切にすお気持ちも、いづれもすばらしいことであつた」の意。ここから考えても、「なからひ」は、多子の近衛帝や二条帝との「仲らひ」を広く指したものと理解できよう。○永方元年ノ春ノ比ヨリ、主上御不_レ予ノ御事有_レト聞エシカバ… 諸本同。『顕広王記』永方元年二月十五日「公家聊御不_レ予事云々」、同十八日「五壇御修法始也、依御不_レ予歟、然而則御平癒」、四月二十三日「御不_レ予、仍造二日五大尊」、同二十四日「俄有大恩赦事、依御不_レ予事也」、同三十日「依御不_レ予有_レ十社奉幣」、この後も天皇不_レ予の記事は頻出する（五月十三日、二十九日、六月十三日）。讓位のあつた六月二十五日裏書には「去四月中旬以降有_レ御不_レ予事、近日言_レ有_レ滅氣」、崩御の七月二十九日には「去三月以後不_レ予也」とある。『山槐記』四月二十三日「御不_レ予、仍造五大尊」。『百練抄』六月七日「祇園神輿路避_レ皇居用_レ新路_レへ主上不_レ予。不_レ幸_レ他所」。『平家物語』が、春より病気になり、夏頃重くなつたとするのは、概ね史実どおりである。なお、「聞エシカバ」は、〈近・蓬・静〉のように、「聞エシガ」が良い。○大藏太輔紀兼盛方娘ノ腹ニ〈四〉「大藏太輔壹岐の兼守_{モリ}カ娘ノ腹ニ（二二右）〈鬪〉右大臣実能_ノ卿ノ御娘ノ腹ニ（一六オ）、〈延〉大膳大夫紀兼盛方娘ノ腹ニ（四六オ）、〈長〉大膳大夫

かねなりが娘のはらに」（四七頁）、〈南〉「大藏権太輔紀ノ兼盛方娘ノ腹ニ」（五八頁）、〈屋〉「大藏大輔イキノ兼盛方娘ノ腹ニ」（三四頁）、〈覺〉「大藏大輔伊吉兼盛が娘の腹に」（三三頁）。『顕広王記』六月二十五日裏書には、「年二歳、依_レ養育中宮為_レ一宮有_レ此事歟。母大藏大輔伊岐致遠法師女子也」、『百練抄』六月十七日には、「於_レ関白第二_レ立太子事」。〈今上第二皇子。去年誕生。母故左大臣実能公女。実大藏大輔藤原義盛女。〉継母中宮〈育子〉、養為_レ子、『愚管抄』には「二条院御子也。母不_レ分明」。〈異ニ云、中宮育子、右大臣藤公能女云々。〉妻后中宮ノ御子ノ由ニテ御受禪アリケリ。密事ニハ大藏大輔伊岐宗遠女子云々」（旧大系一一三頁）とある。六条天皇は、中宮育子に養われたが、このように実母の名は様々である。『今鏡』「すべらぎの下」には、「この帝の御母、徳大寺の左大臣の御むすめと申すめりしも、うるはしき女御などに参り給へるにはあらで、忍びてはつかに参り給へるなるべし。されば確かにもえうけたまはり侍らず。帝尋ね出でたてまつりて後、中宮養ひたてまつり給ひて、母后におはしますなる」（全訳注上一五二頁）とあり、六条天皇の母は、徳大寺左大臣（藤原実能）の女と言われるが、正式に女御などとして入内したのではないとする。六条天皇の生母について、海野泰男は、諸説を比較した上で、『兵範記』等古記録に名前の確認される大藏大輔伊岐善盛女（『本朝皇胤紹運録』『皇代記』など）が正しいとする（『今鏡全釈』上一三五頁）。また『愚管抄』が記す「大藏大輔伊岐宗遠」は、『顕広王記』の「致遠法師」と同じく「ムネトオ」と訓めるので、これは法名であろうとする。しかし、「右宮掌中原国用陳状」（九条家本『中右記』元永元年秋冬卷紙背文書、『鎌倉遺文』三五六〇号）に、

「致遠（法名觀西）」とあることからすれば、改名など別の理由が考えられねばならないだろう。以上からすれば、次の様になるうか。六条天皇の生母の出身伊岐氏は、極めて低い家柄であった。故に、二条天皇が病床に就いた時、「帝尋ね出で奉りて後」（『今鏡』）というように、六条を探し出さねばならなかったほどであった。そうした低い出自故に、六条天皇の母については、「されば確かにもえ承はらず」（『今鏡』）とか、「御母ハタレトモサダカニキコエズ」（『愚管抄』二四一頁）とされるのであろう（工藤浩台四四〇四四五頁）。そのため、徳大寺家の家司であった伊岐善盛（致遠）は、その娘を、徳大寺左大臣実能の女として、帝に侍らせることになったのであろう（佐伯智広一〇五〇一一一頁・海野泰男三五五頁）。〈鬪〉の「実能卿の御娘」とは、そうした事情を示すか。「善（義）盛」が正しければ、〈四・延・盛・南・屋・覚〉の「兼盛（守）」は、「義盛」を誤ったものか。〈長〉「かねなり」は、さらにその誤写により生じた名前となる。○六月廿五日、俄二親王ノ宣旨ヲ被下テ、ヤガテ其夜位ヲ譲リ奉セ給ヒキ 『顕広王記』六月二十五日「讓位事。丑刻、渡、靈劔於第一皇子御所土御門高倉亭、近日可立太子有儀、及今日俄改讓位也」、同裏書「仍以第一皇子六月廿五日可有立太子事。而至于同廿四日改儀讓位也。『百鍊抄』六月二十五日「讓位於第二親王順仁。二歳。先雖可有立坊、依主上御不危急、俄有此儀。二歳例、今度始之」。先ず、立太子が計画されていたが、二条天皇の病急により、急遽讓位が行われたことが分かる。六条は、実際は第二皇子だが（第一皇子は、四ヶ月ほど誕生が早い僧尊恵）、皇位継承者として長男とされたのか（河内祥輔二二八頁）。なおこの折に、六条の御所に劍璽が渡されてい

る。神鏡（内侍所）は、これまでの幾度かの火災により、原形を留めないほど大きく損壊し、寛弘二年（一〇〇五）の焼亡以後は、神鏡は踐祚・即位の大儀に用いることはなくなったようである（『平安時代史事典』上―二七八頁）。その後、長久元年（一〇四〇）九月九日の内裏火災において神鏡は完全に原型を失い、その焼け残りが唐櫃に納められたことは、『百鍊抄』『古事談』『古今著聞集』他に見える。○我朝ノ童帝ノ例ヲ尋レバ 『今鏡』『御齡二つにて位に就かせ給ふことは、これや始めておはしますらむ。近衛の帝は、三つにてはじめて就かせ給ふと申ししも、はじめたる事こそ承はりしか。多くは、五つなどにてぞ就かせ給ふ。唐国には一つなる例もおはしませりときこえき』（『今鏡全釈』上―三五六頁）。二歳での幼帝の即位は前例のないものであり、人々を驚かせた。中原師元『六条院御即位記』では、「二歳即位例」として、後漢冲帝、晋穆帝など中国の例を引き、「本朝無例」とする（統群書一〇下―八〇九頁）。『山槐記』『我朝二歳帝今度始也。晋穆帝二歳即位云々』（永万元年七月二十七日条）。○清和ノ帝九歳ニシテ：『愚管抄』「清和 十八年 諱惟仁。水尾御門ト申。天安二年八月廿七日受禪。〈九〉嘉祥三年月日立坊。〈一歳〉文徳第四子。貞観六年正月一日元服。母皇太后藤原明子。〈忠仁公女。染殿ノ后ト申。〉：撰政太政大臣藤原良房。〈忠仁公。白川殿。日本国幼主撰政此時始也。天安二年十一月七日即位ノ日也。〉」（旧大系八三頁）。○天安二年八月二 前掲『愚管抄』にあるように、清和天皇は、天安二年八月二十七日受禪し、同十一月七日即位。清和天皇の即位の年月を記すのは、〈鬪・盛〉のみ。〈盛〉の記述は史実に合うが、〈鬪〉は「天安元年〈丁丑〉十二月七日、於大極殿有御即位」（一六〇）

とし、月日が不正確。また〈南〉卷九「四宮踐祚事」に、「天安二年八月廿七日、文徳天皇崩御ナラセ給ニシカバ、馳テ春宮位ニ付キ給フ。清和天皇ト申スハ此御事也。後ニハ水尾ノ天皇トゾ申ケル」（上一四六五頁）とある。○周公旦ノ成王ニカハリツ、南面ニシテ一日万機ノ政ヲ行シニ准テ：諸本同。周の武王の没後、次の成王は年が若く、周公旦が自ら政を摂った（『史記』周本紀第四）。諸注が示すように、「南面ニシテ」は、『易経』説卦伝「聖人南面而聴天下嚮明而治」、「一日万機ノ政」は『尚書』皐陶に「兢兢業々一日二日万機」とあるのによるか。周公旦を日本の摂政になぞらえる早い例に、『和歌童蒙抄』四「日本摂政のおこり、かの天智天皇太子の時よりはじまれり。もろこしには周成王の叔父周公旦の時より始めりと云々」（日本歌学大系別巻一—一八二頁）がある。また『和漢朗詠集私注』では、『和漢朗詠集』「三月三日」の「春之暮月々々三朝天酔子花桃李盛也我后一日之沢万機之余曲水雖遥遺塵雖絶書巴字而知地勢思魏文以翫風流（後略）すなわち、君が余暇に曲水の宴に遊ぶ意の句の注に、「孝経曰、天子一日万機」とし、また曲水の宴の由来として「曲水者、周成王時、周公旦占洛邑宅、集天下士、始命曲水宴」とし、周公旦による曲水の宴の由来が語られ（和漢朗詠集古注釈集成一—三六一頁、『和漢朗詠集和談鈔』なども同様）、周公旦と「一日万機」の結びつきが見られる。なお『孝経』に「一日万機」の句は確認できない。○鳥羽院五歳、近衛院三歳ニテ御即位有シラコソ諸本同。ただし〈鬪〉は、この前に「陽成天皇〈諱云貞明〉九歳、一条院七歳、後一条院九歳、是眞付善悪御心長有分別方、最可然」（二六〇）とある。摂政の始まった清

和天皇以降、鳥羽天皇以前の天皇の中で、十歳未満で即位した天皇を抜き出したもの。それぞれの即位年齢は正しい。但し、八歳で即位した朱雀天皇の例が抜けているのは誤脱か。○トシト〈四〉「云歳云（歳疾し）と云々」（二三右）〈長〉「疾き事に」（四七頁）〈寛〉「いつしかなりと」（三三三頁）。〈近〉「いつしかと」。校異15参照。「疾し」で「早い」の意。○永万元年六月二十七日ニ、大極殿ニシテ新帝御即位ノ事アリシニ〈四・延・長〉同。但し、「大極殿」の件は不記。〈鬪・屋・覚〉は当該記事不記。〈南〉は日付を「同七月廿七日」（五九頁）とする。即位は、正しくは七月二十七日、大極殿で行われた。『顯広王記』七月二十七日裏書「今日御即位也〈御年三歳〉、午二点行幸八省、中宮同輿也。申二点令付高御倉御。：依院御惱、諸事無威儀」。即位を、一ヶ月前の「六月二十七日」とする誤った記載が古態だろう。その理由は不明だが、あるいは、この後に、二条院の崩御は、「位ヲサラセ給テ、僅ニ三十余日也」とあるが、「位ヲサラセ給」日譲位（受禪）の日を、即位の儀の日と間違えたためか。○同七月廿三日ニ、春寛法印御験者ニ参り祈申ケルニ「讃岐院ノ御靈トゾ聞エシ」まで、〈盛〉の独自異文。この記事の真偽については不明。春寛についても系譜は不明だが、『玉葉』治承四年（一一八〇）七月二十七日条「此日大將室祈請十口僧：又以春寛法橋加持之」、同年八月十四日条「撰政瘧病、春寛令祈落了」に見る春寛同一人物であろう（他に、『玉葉』養和元年七月七日条、『三長記』建久六年八月十六日条。『僧綱補任殘闕』元暦二年（一一八五）「法橋」の項に「春寛田城房。月日叙。五十」（『大日本佛教全書』一一一—一〇二頁）とあるから、この永万元年（一一六五）には三十歳となるか。

○御邪気始テ顕テ、讃岐院ノ御霊トゾ聞エシ 讃岐院御霊(井上宗雄によれば、崇徳院が新院と呼ばれたのは永万・仁安頃までで、六条院が新院になってからは讃岐院と呼ばれたとする。三九六頁)については、〈盛〉巻八「讃岐院」に、崇徳院の配流・崩御・その後の怨霊の故に崇徳院の追号がなされた経緯については、巻十二「教盛夢忠正為義」に記される。〈盛〉「新院讃岐国ニテ五部大乘経ヲ御書写アリテ、是ヲ都近キ所ニ納奉ラセント仰ケルヲ、是モ信西ガ計ヒトシテ入レ進セザリケレバ、新院、口惜事也、我身コソ角ウキメヲ御覧ズトモ、大乘経何ノ咎御座テカ都ノ内ニ入セ給ハザルベキ、今生ノ怨ノミニ非ズ、後生マデ敵ニコソトテ、思死ニ隠サセ給シカバ、旁ノ怨霊ノ故ニヤ、打続世ノ中静ナラズ。依之去年七月ニ讃岐院ヲ神ト奉祝、崇徳院ト御追号アリ」(2—二五五—二五六頁)。岡田三津子は、「崇徳院の配流地讃岐での崩御は、永万元年(一一六五)をさかのぼること約一年、長寛二年(一一六四)八月二十六日」であり、ここでの「御邪気始メテ顕レテ」という盛衰記の叙述も、あながち虚構とは言いきれまい」とする(三六五頁)。そして〈盛〉では、額打論、清水寺炎上以下続く世の乱れの「端緒となった二条院崩御が、最初の崇徳院御霊発動と結びつける形で記されている」ことを指摘する。しかし、山田雄司は、崇徳院の死に対して後白河院が服喪せずに無視をしていること、『玉葉』安元二年(一一六七)九月十七日条に、この態度に対して非難する人々があったことを記していることから、「この時点では後白河院は崇徳院の怨霊などまったく意識しておらず、罪人扱いをしていたのであった」と指摘、〈盛〉の記述は、「後の知識を利用して、天皇が早世したのを崇徳院の怨霊のせいだと理由づけているに過ぎないと思わ

れる」と述べる(一一〇—一一一頁)。さらに山田は、崇徳院霊に対する畏怖の表出は、『愚昧記』安元三年(一一七七)五月九日条を初見とし、同五月十三日条には前年に崇徳院と頼長の処遇についての勘文の提出が命じられ、追善や追号・贈位が検討されていることが記されているので、安元二年には両怨霊が意識されていたと指摘する(一一七—一一八頁)。なお、西行による讃岐の崇徳院陵参詣は、仁安三年(一一六八)或いは二年に行われおり、半井本『保元物語』は、崇徳院霊の活動を、仁安年間の西行献詠によって鎮めるという構想を持つが、実際はこの時点では、まだ崇徳院霊の発動は人々には認識されていなかったという。下って『吉記』寿永元年(一一八二)六月二十一日条に、「天下擾乱全非他事、宇治左府怨霊之所為也。讃岐院・知足院入道殿相加給歎。…二条・六条・高倉三代帝王早以遷化、建春門院・六条摂政又臨期之間、同令婦泉下給。皆足彼霊之令然也」とあり、後白河院の皇子二条院や高倉院、孫の六条院、寵姫建春門院や基実の死去を、頼長や崇徳院等の霊の祟りとみなす。半井本『保元物語』の怨霊観には、そうした寿永元年当時の時代人の認識の投影があるという(原水民樹七—八頁)。以上を整理すると、崇徳院霊に対する畏怖の表出は安元二年(一一七〇)頃、それが二条院の死に関わっていると考えられたのは遅くとも寿永元年(一一八二)頃となる。もしも永万元年(一一六五)当時に二条院の崩御を崇徳院怨霊と結びつける認識があったならば、当然何らかの対応が検討されたはずであろう。○同二十八日ニ、新院隠レサセ給ニケリ。御歳二十二、位ヲサラセ給テ、僅三千余日也。〈闕〉「七月廿一日」(一一六オ)、〈延〉「同七月廿八日」(四六ウ)、〈長〉「閏七月廿八日」(四七頁)、〈南〉「次日

廿八日〔五九頁。前々々項で示したように、新帝即位を「七月廿七日」とすることによる）、〈屋・覚〉「同七月廿七日」とし、〈四〉は「翌日廿八日」（二三右）即ち六月二十八日のこととする（讓位から「三十余日」後とすることから、「翌日」は、「翌月」の誤りか。昭和女子大本「翌月」。二条院の崩御は、〈延・盛・南〉の記すとおり、七月二十八日である。『顯広王記』七月二十九日条に、「去暁、新院遂以崩押小路東洞院亭、御年廿三、去三月以後于今不予也」とある。〈長〉の「聞」は、「御位さらせ給て、わづかに三十余日なり」としていることから、「同」の誤写であろう。二条院の年齢を、〈四・延・長・南・屋・覚〉「廿三」とし、〈鬪〉は不記。康治二年（一一四三）生だから二十三歳が正しい。○天下憂喜相交テ、不取敢事也 〈延・長〉同。〈四・南・屋・覚〉なし。〈南・覚〉は、「御歳廿三、つぼめる花の散れるがごとし。玉の簾、錦の帳のうち、皆御涙にむせばせ給ふ」（覚）上〔三四頁〕とする。また〈鬪〉は「哀哉、昨日、当帝昇^テ十善堂^{五位}声花。今日、新院出^{九重ノ玉}樓^{潦倒}。……」（一六ウ）と独自異文をあげる。「憂喜」は、二条天皇崩御と新帝の即位を指す。それらが重なって起こり、準備も慌ただしいことであつたの意。○同廿九日、修理大夫頼盛朝臣、参川守光雅、主典代置能等、陰陽師宣憲ヲ相具シテ、御葬ノ地ヲ点ズ 以下、「浅増カリシ事共也」まで、〈盛〉の独自異文。修理大夫頼盛朝臣は、平頼盛。卷一に三度既出（三二・三三・四一頁）。応保二年（一一六二）「七月十七日修理大夫」（補任）。参川守光雅は藤原光雅。生没、仁平三年（一一五三）〜正治二年（一一〇〇）。顯隆流（葉室流）光頼の子。孫は歌人の葉室光俊（真観）。長寛二年（一一六四）正月二十一日「遷^{三河守}」、仁安二年（一一六七）八月一

日辞任。故に永万元年当時三河守。（補任）。置能は不明。主典代は、院司の主典。二条院の院司の内主典代は不明だが、『山槐記』保元四年（一一五九）二月十九日条に、後白河院院司が載る。その内、主典代として、安倍資良・同資成・同資弘・中原兼能の名を記す。名前に「置」の字を使う例は珍しく、恐らくは誤写であろう。「兼能」もしくはその一族の「能」字を用いる者が候補の一人になろうか。陰陽師宣憲は賀茂宣憲。賀茂在宣（圖書頭陰陽頭陰陽博士陰陽權助正四位下）の子宣憲（陰陽頭陰陽助曆博士左京亮正四位下縫殿頭造曆）（賀茂氏系図）統群書七上〔一七〇〜一七一頁〕。生没年不詳。『玉葉』承安二年（一一七二）六月二十日条に、「陰陽師五人（陰陽頭在憲朝臣、大膳權大夫泰親朝臣、圖書頭周平朝臣、縫殿頭宣憲朝臣、主稅助時晴朝臣等也）、治承元年（一一七七）八月二十三日条に、「縫殿頭兼助賀茂朝臣宣憲」とあり、寿永二年（一一八三）十月九日条に「陰陽頭加茂宣憲雖無名譽、依重代衰老」とあることから、この間に在憲の後を受けて陰陽頭となつたであろう。したがってこの永万元年（一一六五）時点では「陰陽師」となっている。以上のように、不明の置能を除いて、この時点において正確な官職が記されている。○日時ハ母后ノ御衰日ヲ選ビ、方角ハ公家ノ御方忌ヲ用ル 河添房江によれば、葬送の日取りは次のように決められた。「死が確定すると、陰陽師を召して、葬送の日取りや、葬場、入棺の日時並びに方向、その他のことを決定する。『采花物語』「つるのはやし」では、道長の薨去の翌日に陰陽師が召され、「七日の夜せさせ給ふべし。所はとりべ野」と勘申している。勘申の際には、近親者の忌日（穢れを避けて忌む日）も配慮された」（一四八頁）。母后は、二条天皇の母藤原懿子。

生没、永久四年（一一一六）（康治二年（一一四三））。藤原経実の女で源有仁の猶子となる。後白河の后となり、康治二年六月、守仁親王（後の二条天皇）を産み没した。「衰日」は、陰陽道で、日の吉凶を問題にする際に、悪日とされる日で、二種のものがある。「生年衰日」^{しょうねんすいじち}とは、『拾芥抄』に、「子午生丑未 丑未生子午 寅申生巳亥 卯酉生

辰戌 辰戌生卯酉 巳亥生寅申」とあるように、例えば、子・午の年に生れた人は丑と未の日が衰日となる。故に、藤原懿子の場合、生年永久四年（丙申）の衰日は「亥」となる。葬儀の行われた八月七日は、癸未であり該当しない。そもそも、生年衰日の例は全く見出し得なく、

行われていなかったとされる。もう一つの「行年衰日」は、その人の年齢に応じて衰日が年毎に変わってゆくもので、一歳と八歳の人は寅と申の日、二歳と七歳と九歳は卯と酉の日などのようになっている（土田直鎮三三三（三三七頁））。しかし、ここではすでに亡くなった母后の衰日とあるので、行年衰日は当てはまらない。あるいは、これまでの注釈の中では、『校註日本文学大系源平盛衰記』のように、「お隠れの日」（上一六六頁）とする注解もあるが、藤原懿子の没年は、康治二年六月二十四日（『台記』等）で、やはり該当しない。したがって、ここでの「母后ノ御衰日」とは何を指すのか不明。また、「公家ノ御方忌」とは、諸注の記すように、天皇の忌むべき凶の方角ということになる。この場合は、即位したばかりの六条天皇の方忌を指すか、

【引用研究文献】

* 井上宗雄『平安後期歌人伝の研究 増補版』（笠間書院一九八八・10）

* 岡田三津子『源平盛衰記』における崇徳院怨霊譚の意味―延慶本・長門本との比較を通して―（文学史研究二七、一九八六・12。『源平盛衰記の基礎的研究』和泉書院二〇〇五・2再録。引用は著書による）

亡くなった二条院の方忌を指すかいずれかであろう。『左経記』長元九年四月十九日条によれば、「自清涼殿以吉方可定御葬所歟、将自遷座之所可取吉方歟」ということが問題になっている。今回の場合で言えば、清涼殿と、二条院の亡くなった押小路東洞院邸と、いずれから見た方忌であるのが問題となる。この後記されるように二条院は衣笠岡方面にて茶毘に付されるから、都からはほぼ西北と見て良いか。以下、加納重文の論考を参考にすれば、方角禁忌には「大將軍」「王相神」「太白神」「天一神」「土公」「金神」「八卦」他多数あり、それぞれ禁忌に当たる方角が異なる。しかし、これらの多くは暦日によるものであり、個人によって禁忌の方角が異なるものではない。強いて言えば「八卦」は年齢によって方角が異なるものであるが、二歳の六条天皇にとって西北は禁忌の方角には当たらない。ただし二十三歳で亡くなった二条院には西北は禁忌の方角となっている（もっとも八卦方忌については「相応に認識されてはいたのだろうが、その程度は明らかにし難い」という）。なお、暦日による方角禁忌では、葬送が行われた八月七日（癸未）は、「天一神」が西北に遊行している日に当たり、禁忌となる。結局「公家ノ御方忌」についても詳細は不明であるが、今回の葬儀の日時選定についても、方角の決定においても、陰陽師宣憲の失錯に止まらず、「天下ノ怪異」であったとされるように、この後続く不穏な事件の伏線となっている。

* 加納重文「方忌考」（秋田大学教育学部研究紀要三二、一九七三・二）

* 河添房江「貴族の通過儀礼」（国文学解釈と鑑賞別冊『平安時代の文学と生活 平安時代の儀礼と歳事』至文堂一九九一・12）

* 工藤浩台「鎌倉期女院乱立の一前提——准后之人直院号」ルートの創出——（年報三田中世史研究一一、二〇〇四・10）

* 河内祥輔『保元の乱・平治の乱』（吉川弘文館二〇〇二・6）

* 佐伯智広「徳大寺家の莊園集積」（史林八六—1、二〇〇三・1）

* 土田直鎮「衰日管見」（高橋隆三先生喜寿記念論集刊行会編『古記録の研究』一九七〇・10。『奈良平安時代史研究』吉川弘文館一九九二・11再録。引用は後者による）

* 原水民樹『保元物語』の生成と変容の場——研究史展望に立って——（日本文学、二〇〇九・7）

* 山田雄司『崇徳院怨霊の研究』（思文閣出版二〇〇一・2）

同じき八月七日御葬送アリ。1 扈從ノ公卿衣冠ニ纓ヲ巻テ、各歩行セリ。2 右大臣経宗 中宮 大夫実長、別当 公保、新中納言美国、大宮の宰相降季、左大弁資長、右大弁 雅頼、平宰相親教の卿也。押小路ヲ西へ、烏丸ヲ北へ、5 衣笠岡ニ至リ、暁天ノ程ニ茶毘シ奉リケリ。左中将 頼定朝臣御骨ヲ奉レ懸テ、香隆寺ニ渡シ入奉ル、実ニ哀レナリシ事共也。后宮ヨリ奉テ始テ、御身近ク召仕ハレシ女房、9 恩録アツク賜ヘリシ卿相雲客、11 御遺ヲ慕ヒ、後レ奉ラジト歎キ悲シミ給ケレドモ、死ニ随フ習ヒナケレバ、只御一所送り捨テ進セテ、泣々還リ合セ給。比ハ秋ノ最中ノ事ナレバ、雲井ヲ照ラス月影、尾上ニカヨフ風ノ音、萩ノ上風身ニシミ、萩方下露置キマセバ、山分衣シホレツ、ヌレヌ所ゾナカリケル。叢ニスタク虫ノ音々モ、我ヲ訪フ心 地シテ、イトゞ哀ゾ増ケル。サテモ宮ニ還レドモ、無キ御跡ノ習ヒニテ、高キモ賤シキモ、涙ノ露ニゾ袖ヌラス。15 近衛ノ大宮ハ、先規ナキ二代ノ后ニ立テセ給ヒタリケレ共、サマデ御幸モ御坐サズ、イツシカ此ノ君ニモ後レサセ給ヒシカバ、ヤガテ御髪オロサセ給ヒテ、北山ノ麓ニ引籠ラセ給ケルコソ哀レナレ。

【校異】 1 <近>「こせうの」<蓬>「扈從の」<静>「扈從の」。2 <近>「たいしん」。「た」の右上に「う」補入。3 <近>「たゆふ」<蓬>「大夫」<静>「大夫」。4 <近>「からい」<蓬・静>「雅頼」。5 <近>「きぬかさのをかに」<蓬>「衣笠岡に」<静>「衣笠岡に」。6 <近>「よさらたあそん」<蓬>「頼定朝臣」<静>「頼定朝臣」。7 <近>「かけ奉り」<蓬>「かけ奉りて」<静>「懸奉りて」。8 <近>「はしめ奉り」<蓬>「始奉りて」<静>「始てまつりて」。9 <近>「をむろく」<蓬・静>「恩禄」。10 <近>「けいしやうむかく」<蓬>「卿相雲客」<静>「卿相雲客」。11 <近>「御あとを」<蓬>「御名残を」<静>「御遺を」。12 <蓬>「歎悲けれとも」<静>「歎悲けれとも」。13 <近>「こゑくも」<蓬>「露そ」。15 <近>「このえの」<蓬>「近衛の」<静>「近衛の」。16 <近>「御さいはひも」<蓬>「御幸も」<静>「御幸も」。17 <近>「おはしませす」

〈蓬〉「御座す」、〈静〉「御座す」。18 〈近・蓬〉「御くし」。19 〈近〉「あはれなり」、〈蓬〉「哀也」。

【注解】〇八月七日御葬送アリ… 『顕広王記』八月七日条「先皇御葬送也〔高隆寺原〕。葬送の内容は、以下「泣々還合せ給」まで、〈盛〉は独自異文で最も詳細。諸本は、〈延〉「同八月七日、香隆寺ニ白地ニ宿シ進セテ後、彼寺ノ良ニ連合野ト云所ニ奉納」(巻一—四七オ)のように簡略。なお、これに続けて、葬送の御幸に際して〈延・長・南〉は藤原長方が、〈屋〉は隆憲が、〈闘〉は本蔵聖人が、「ツネニミシ君ガ御幸ヲケサトヘバ帰ラヌ旅ト聞ゾカナシキ」(〈延〉四七オ、諸本により異同あり)と詠んだ逸話を引く。一方、〈四・覚〉はこのあとすぐに額打論へと進む。なお、ここで和歌を引かない〈四・盛・覚〉は、後の高倉院の葬送で澄憲の作として同歌を引いている。同歌は『千載和歌集』巻九・哀傷・五八九(作者を澄憲とする)や、『月詣和歌集』巻十・哀傷・九六七(作者を隆憲とする)にも二条院葬送時の歌として引かれており、高倉院葬送時に引く〈四・盛・覚〉は改作であると考えられる。〇公卿衣冠二纓ヲ巻テ 凶事の際には纓を巻いた。『歴世服飾考』「文官ハ垂纓、武官ハ巻纓、但内ヘ巻ク。六位以下ハ細纓ヲ用ウ。凶事ノ時ハ文官トモニ巻纓ナリ。但外ヘ巻ク」(改訂増補故実叢書)5—7(頁)。『兵範記』保元元年七月八日条、鳥羽法皇の仏事を安楽寿院で修した記録「午刻内大臣〈美〉…新宰相〈光〉〈已上直衣、但左兵衛督宿袍、内府以下巻纓、按察使、左兵衛督、春宮権大夫、右兵衛督、源宰相、不巻纓〉、『古今著聞集』巻十三哀傷第二十一・四条天皇崩御並びに御葬送の事「かぎりのたびの御ゆきには、左大臣・右大臣・前内大臣…以下朝臣数輩、衣冠に纓を巻て藁香をはきて供奉ありし、目もあてられざりし事也。当御時、蔵人を経たる

諸大夫六人、おなじく衣冠に纓を巻て、火をともし、御車の左右につかうまつりき(旧大系三七三頁)。〇右大臣経宗、中宮大夫実長、別当公保、新中納言実国、大宮宰相隆季、左大弁資長、右大弁雅頼、平宰相親教卿『顕広王記』八月七日条は、先に引用した「先皇御葬送也〔高隆寺原〕」に続けて、「其礼不似前々」、人数不幾云々。公卿九人、殿上人少々云々」とし、葬送に付き従った人数は少なかったという。〈盛〉が挙げる八名はいずれも公卿。九名参列した内の八名の公卿の名を列挙したのであろう。次に、堀川院から鳥羽院までの葬儀の際の、公卿と殿上人の参列者数を、分かる範囲内で比較してみよう。

院	年月日	典拠	公卿	殿上人
堀川院	嘉承二年七月二十四日	『中右記』	8	13
白河院	大治四年七月十五日	『中右記』	9	11
近衛院	久寿二年八月一日	『兵範記』	13 _注	15
鳥羽院	保元元年七月八日	『兵範記』	11	不明

注「二代要記」には、「公卿十四人」であったとする。

これに拠れば、参列公卿九人というのは、白河・堀河両院とほぼ同数であり、「不幾」と『顕広王記』が記すほどでもない。ただ、人々の脳裏には嘉承・大治といった三十年以上前の記憶は薄く、久寿・保元といった十年ほど前の記憶が色濃く、それゆえ顕広王は少ないと感じたのであろうか。〈盛〉を含めて『平家物語』諸本は、葬儀への公卿・殿上人を含めた参列者がこれまでに較べても少なかったことについて

は言及せず、ただ二条院の死を悼み、世の無常を歎くばかりである。この後に顕在化する二条—六条の王統体制の揺らぎという点については、ここでは関心を示すこともない。さて、この葬儀に参列したとされる公卿達について、具体的に検証してみよう。①右大臣藤原経季。妹懿子が二条天皇の生母であったため、天皇親政を圖って後白河院の命により阿波国に流されたことが、すでに語られていた（二代后付則天武后」の注解「永暦元年二月廿一日ニ、上皇内裏ニ臨幸有テ…」項参照）。その後、前年長寛二年（一一六四）に右大臣に任じられる。左大臣従一位に至る。この後にも〈盛〉に類出する。②中宮大夫藤原実長。公季流三条、公行の男。生没、大治三年（一一三〇）〜寿永元年（一一八二）。この時権大納言で中宮大夫。藤原家成の女を室とする。権大納言正二位に至る。③別当藤原公保。公季流徳大寺、実能の男。徳大寺家は、二条—六条体制を支える中枢にあった。生没、長承元年（一一三三）〜安元二年（一一七〇）。この時権中納言で大宮権大夫兼右衛門督。四月に檢非違使別当に任じられている。なお二条院崩御後、八月十五日に別当を辞している。権大納言正二位に至る。④新中納言藤原実国。公季流滋野井、公教の男。公教は先の実長の父公行の兄に当たり、実長と実国は従兄弟になる。生没、保延六年（一一四〇）〜寿永二年（一一八三）。この年の正月二十三日に中納言に任ぜられたため新中納言と称されている。実長と同様、藤原家成の女を室とする。権大納言正二位に至る。二条天皇の近臣であり、院司にも加わったらしい（石川泰水四四頁）。⑤大宮宰相藤原隆季。家成（本全釈三一—五頁、「中御門中納言家成卿」項参照）の男。弟に成親、家成の養子となった師光（西光）がいる。生没、大治二年（一一二七）〜元暦二年

（一一八五）（補任）元暦二年条で、隆季の子隆房に「正月十一日服解（父）」とあることによる。平藤幸氏御教示。寿永元年出家。永万元年当時、隆季は、参議で讃岐権守。宿所が四条大宮にあり、四条または大宮と号したため、「大宮宰相」と称された。室に藤原通憲（信西）の女がいる。子隆房は清盛の女を室としている（本全釈五、二五頁、四、冷泉大納言隆房ノ北方ニテ…」項参照）。また、隆季の姉妹（家成四女。藤原経子。清経等の母）は重盛の室であり、異母弟成親も平家との関係を結んでいるように、彼等一族は幾重にも平氏との姻戚関係を結んでいた。そうした関係があって、隆季は、葬儀の直後の永万元年八月十七日に、一族で初の檢非違使別当になったのであろう。この後の栄進が約束されていた任官であった（平藤幸三六—三七頁）。権大納言正二位に至る。⑥左大弁藤原資長。内膳流、実光の男。生没、元永二年（一一一九）〜建久六年（一一九五）。この時、左大弁、兼勘解由長官・周防権守。正二位民部卿に至り、治承五年（一一八一）出家。日野民部卿と号した。⑦右大弁源雅頼。村上源氏、雅兼の男。生没、大治二年（一一二七）〜建久元年（一一九〇）。先の実長、実国と同様、藤原家成の女を室とする。この時、右大弁、遠江権守。権中納言正二位に至り、文治三年（一一八七）出家。⑧平宰相親教。桓武平氏、範家の男。生没、保延三年（一一三七）〜承久二年（一一三〇）。この時、参議。正三位に至り、承安四年（一一七四）出家。以上のように、〈盛〉の示す八名の官職は、いずれも永万元年七月時点において正確なものである。何らかの記録に基づいた記述であろう。この中には隆季のように、平家に親しく、当時二条親政を支えていた人物も含まれている。なお、実長と隆季は翌永万二年正月十日付の「後白河院庁下文案」

『平安遺文』三三七五号)に、後白河院の別当であったことが確認できるが、院の別当であるということから、即その人物が後白河院派であったというように読み取ることとはできない。ところで、「八月七日御葬送アリ…」項に示したように、〈延・長・南〉では、「八条中納言長方卿、其時大弁宰相ニテ御坐ケルガ、御葬ノ御幸ヲ見奉テ…」(延四七才)のように、藤原長方が葬送の参列者にいたとするが、長方の名が〈盛〉に挙げられていないのは、この時はまだ公卿ではなかったからであろう。○押小路ヲ西へ、烏丸ヲ北へ、衣笠岡ニ至リ、暁天ノ程ニ茶毘シ奉ケリ 前節の注解「同二十八日ニ、新院隠レサセ給ニケリ。御歳二十二、位ヲサラセ給テ、僅ニ三十余日也」項で引いた『顯広王記』七月二十九日に記されるように、二条天皇は押小路東洞院亭で亡くなった。二条天皇は応保二年(一一六二)より、ここを里内裏としていた。『百練抄』応保二年三月二十八日「遷幸新造里内」(押小路南。東洞院西)。そこから押小路、烏丸を通して平安京の北へ出た後、西へ向かって衣笠山に至ったのであろう。次に今回と同じ香隆寺辺に葬られた①堀川院②白河院の経路とを比較してみよう。

①「其路経ニ二条堀川大炊御門大宮一条西大宮南行、西近衛佐恵大路北行(依)不歴北野前也、至高隆寺坤方野」(『中右記』嘉承二年七月二十四日条)。

②「其路從姉小路西洞院大炊御門大宮一条、從西大宮南行(土(中イ)御門近衛)、從道祖神大路北行、更從二条東行一町許、至御墓所香隆寺乾野、堀川院御墓所近辺云々、御墓所衣笠岳之東下(諸寺参仕)」(『中右記』大治四年七月十五日条)。

①堀川院の経路。堀川殿↓二条堀川↓大炊御門大宮↓一条西大宮(南

行)↓近衛(西行)↓道祖大路(北行)↓香隆寺西南の野

②白河院の経路。三条烏丸西殿↓姉小路西洞院↓大炊御門大宮↓一条(西行)↓西大宮(南行)↓土御門(あるいは中御門・近衛西行)↓道祖大路北行↓一条(一町ほど東行)↓香隆寺北西の野

いずれもほぼ同じ経路を通っていることが確認できる。②も①と同様に北野社の前を憚って一度南下する経路を取っているのだろう。二条院葬送の〈盛〉の経路についても、烏丸を北行後、一条に出て①②とほぼ同じ経路を進んだものを、省略した形として読めるか。○左中将頼定朝臣御骨ヲ奉懸、香隆寺ニ渡シ入奉ル 香隆寺は、仁和寺の東にあつたとされる真言宗の寺。『今昔物語集』卷十三第三十七「仁和寺ノ東ニ香隆寺ト云フ寺有り」(新大系3—二六二頁)。また『拾介抄』下・諸寺部に「香隆寺(仁和寺内)」(尊経閣善本影印集成)八木書店一九九八・七)とある。『中右記』嘉承二年八月二日条には、寺僧から聞いた香隆寺伝が載る。「抑香隆寺者本号蓮台寺、本是寛空僧正私房、村上御時成堂舎申寄御願之由、寺僧所談也」。寛空は仁和寺二世。〈延全釈〉(卷一—二七〇—二七一頁)が、白河院葬送時に香隆寺が一時的な納骨の場になっていたこと、堀川院の遺骨は香隆寺に安置されていたことを指摘しているように、香隆寺は皇室の納骨の場となっていたようである。それは『中右記』に見る次の事例からも明らかとなる。「内大臣被參香隆寺御骨所」(嘉承二年七月二十九日条)、「參着香隆寺僧房、御骨安置所阿闍梨齋違見參」(嘉承二年九月二十九日条)。二条天皇の葬送について諸本では、〈四〉は同年八月七日、香隆寺。良於蓮台野有御葬送」(二二右—二二左)と、香隆寺の良にある蓮台野に葬送したとする。〈闕・南・屋・覚〉は「や

がて其後香隆寺のうしとら、蓮台野の奥、船岡山におさめ奉る」（〈覚上三四頁〉）のように香隆寺の良にある船岡山に納めたとする。〈延・長〉は「同八月七日、香隆寺ニ白地ニ宿シ進セテ後、彼寺ノ良ニ蓮台野ト云所ニ奉納」（〈延〉巻一—四七〇）のように、香隆寺に一時安置した後蓮台野へ納めたとする。『百練抄』は、七月二十八日条で「新院崩（廿三）。葬香隆寺北」とした後、五年後嘉応二年（一一七〇）五月十七日条に、「二条院御骨、自香隆寺本堂ニ渡三昧堂。件堂以二条皇后崩御殿。左大臣渡造之」としている（ここで左大臣とあるのが、先に二条院の葬送に参列していた二条院の伯父藤原経宗）。おそらく、香隆寺の北東に当たる船岡山から衣笠山にかけての蓮台野付近で茶毘に付した後、遺骨を香隆寺に納めておき、五年後に三昧堂に改めて納骨したのであろう。したがって、〈延・長〉は、一度香隆寺に安置した後、蓮台野で茶毘に付すまでを記述し、一方〈盛〉は衣笠岡で茶毘に付した後、香隆寺に納骨するまでを記述していることになる。これに対して〈四・鬪・南・屋・覚〉の記述では、香隆寺は蓮台野の位置を示すためだけの不自然な役割であり、葬送において香隆寺の果たした役割が分からなくなってしまう。なお、蓮台野の位置・範囲については不明確であり、院政期には船岡山を囲んで蓮台野という墓地が形成されていた可能性も指摘される（勝田至一九五—二〇〇頁）。次に「左中将頼定朝臣」について。藤原頼定は師実流、経定の男。生没、大治二年（一一二七）〜治承五年（一一八一）。応保三年（一一六三）に左中将に任じられる。嘉応二年（一一七〇）に参議、正三位に至った。〈盛〉では巻十「中宮御産」で、皇子誕生の祝言に参列した人々に「堀川宰相頼定」、巻十五「南都騒動始」で、

以仁王の乱の議定に集まった人々に「堀川宰相頼定卿」として名が挙げられる（前者は諸本にもあり）。頼定が、茶毘に付された二条院の御骨を懸けたのは、彼が経宗の甥で猶子ともなっているように、二条天皇親政派の昵懇の近臣であったことによる。例えば、白河院の葬送の時には、美福門院の父であり、白河院の近臣である藤原長実が御骨を懸けている（『中右記』大治四年七月十八日条）。長実はその後業進を遂げるが、その理由として、白河院の御骨を懸けたことが取り沙汰された程である。「長実去年任参議、今年任中納言、早速昇進也、非才智、非英華、非年勞、非戚里、世間頗有傾氣歟、但自本大幸人也、天之与歟、若是故白河院奉懸御骨賞歟」（『中右記』大治五年十月五日条）。○死ニ随フ習ナケレバ 殉死の習いが日本にはないことを言うのではなく、いかなる貴人であっても、死に及んでは誰も付き従うことが出来ないことを言うのである。とすれば、〈延〉が清盛の死に際して言う、「数万騎ノ軍兵有シカドモ、獄卒之責ヲバ戦事アタワズ。一家ノ公達モ多トモ、冥途ノ使ヲバ冤ルニ不及。命ニカワリ、身ニカワラムト契シ者モ若干有シカドモ、誰カハ一人トシテ随付シ。死出ノ山ヲバ只一人コソ越給ラメト哀也」（巻六一—三九ウ）に近い表現となる。このような表現の背景には、『大集経』を出典とし、『往生要集』その他日本の文芸に大きな影響を与えた「妻子珍宝及王位、臨命終時不随者」の句が想起される。『宝物集』「こゝをもつて、大集経に云、妻子珍宝及王位、臨命終時不隨身、唯戒及施不放逸、今世後世為伴侶」（新大系八七頁）、『高倉院升遐記』「生死の境にかかりにければ、妻子珍宝及王位、まことに御身に随ふものもなく」（新大系三二頁）。この句が『法華経直談鈔』（一—

三一九頁、臨川書店一九七九)では、延喜帝墮地獄譚の中で引かれているように、延喜帝墮地獄譚は専ら王位の無常を説く文脈において語られていた(橋本正俊)。また右にあげた〈延〉の清盛死去の記述の後にも、延喜帝墮地獄譚が引かれている。先に二条院が醍醐天皇と重ね合わされていたことから(延喜ノ聖主ノ「天子ニ無父母」トテ、寛平法皇ノ仰ヲ背セ給ケルヲバ、御誤トコソ申伝タルニ」項参照)、王位の無常を説く表現と読み解くことも可能か。○霏井ヲ照ス月影、尾上ニカヨフ風ノ音、萩ノ上風身ニシミ、萩下露置マセバ、山分衣シホレツ、…以下「露ニゾ袖ヌラス」までの抒景的な記述は、〈盛〉の独自異文。公卿・女房たちの悲しみを、雲井の月、尾上の風、萩の上風、萩の下露、虫の音といった、特に秋の歌に頻出する歌語を並べて表現する。特に近似する関連する歌を示せば、「尾上ニカヨフ風ノ音」については、例えば、『新古今和歌集』秋歌上・二九〇「最勝四天王院の障子に、高砂かきたるところ 藤原秀能 ふく風の色こそ見えね 高砂のおのへの松に秋はきにけり」(新大系九八頁)などが該当しよう。「萩ノ上風身ニシミ」については、『千載和歌集』秋歌上・三三三「郁芳門院前裁合に、萩をよめる 大藏卿行宗 ものごとに秋のけしきはしるけれどまづ身にしむはをぎのうは風」(新大系七七頁)、『千載和歌集』秋歌上・二九〇「百首歌よみ侍ける時、月、歌とてよみ侍ける 右衛門督頼実 つねよりも身にぞしみける 秋野の月すむ夜半の萩のうは風」(新大系九二頁)に基づくものであろう。また、「萩下露」は、『新古今和歌集』秋歌上・三六六「法性寺入道前関白太政大臣 風ふけばたまちる萩のした露にはかなくやどる野辺の月かな」(新大系一三三頁)の例に見るように、秋の哀れを醸し出す歌語である。こ

の二つを組み合わせた表現としては『和漢朗詠集』に納められた「秋はなほ夕まぐれこそたゞならぬ萩の上風萩の下露」(義孝少将)を典拠とした『栄花物語』巻七「とりべ野」の「皇后宮にはいと物心細くおぼされて、明暮は御涙にひちて、あはれにて過させ給。萩の上風萩の下露もいとゞ御耳にとまりて過させ給にも、いとゞ昔のみおぼされてながめさせ給ふ」(旧大系上―二二三頁)などが想起されよう。〈延〉にも、「萩ノ上風モ漸ク冷ク、萩ノ下露モ滋シ。稲葉打戦キ、木葉且散リ、物思ハザルダニモ、秋ニ成行旅ノ空ハ物憂ニ」(巻一〇―六一オ)などが見られる。「山分衣シホレツ、」は秋に限るわけではないが、羈旅歌として山分衣が露に濡れる歌が多く詠まれる。『玉葉和歌集』旅歌・一一六〇「旅歌の中に 入道前太政大臣 あさあけの山わけ衣ぬれてけりふかき夜だちの露のしめりに」(『新編国歌大観』)。さて、前例のない二歳での即位に加えて、〈盛〉は二条天皇の葬送の日時・方角が適切でなかったこと、さらに崩御後の愁寂とした様を描く。この後の額打論より以降、平家の繁栄に翳りが差してくる転換点として機能している。○近衛ノ大宮ハ…以下、多子のその後について、諸本共に出家したことは記すが、出家後北山の籠に籠もったとするのは〈盛〉のみ。〈延〉「近衛院大宮ハ二代ノ后ニ立給ヒタリシカドモ、又此君ニモ後レマイラセサセ給シカバ、ヤガテ御グシオロサセ給ケルトゾ聞エシ。高モ賤キモ定ナキ世ノタメシ、今更哀也」(一―四七オ―四七ウ)。なお、〈屋〉は、「聽テ御出家有テ、近衛河原ノ御所ニゾ移リ住セ給ケル」(三六―三七頁)とする。「近衛河原ノ御所」は先に〈盛〉に「先帝ニ後レサセ給テ後ハ、九重ノ中ヲババ憂思食テ、近衛河原ノ御所ニゾ移住セ給ケル」とあったように、近衛院崩御後、多子が居住

したとされていた場所である（「近衛川原ノ御所」項参照）。出家後北山に籠もったという事実は確認できない。なお、北山が二条院の茶毘に付された衣笠に近い地を指すのであれば、二条院を偲ぶ多子はその地を選んだという発想があるのかもしれない。また、多子が出家したのは二条天皇崩御直後ではなく、十二月のことである。『顕広王記』

十二月二十七日条「太皇太后宮御出家（年廿六）」。「サマデ御幸モ御坐サズ」の「御幸」は、〈近・静〉により「さいはひ」と読むと「それほど幸福もなく」の意となり、〈蓬〉により「みゆき」と読むと「それほどお出ましになることもなく」の意となる。

【引用研究文献】

- * 石川泰水「藤原実国の生涯と風雅」（国語と国文学、一九八五・10）
- * 勝田至『死者たちの中世』（吉川弘文館二〇〇三・7）
- * 橋本正俊「中世説話集における日藏上人蘇生譚」（国語国文、一九九八・2）
- * 平藤幸「藤原隆季像の考察―『玉葉』からの照射を軸に―」（軍記と語り物三九、二〇〇三・3）